

大田原市 文化財保存活用地域計画

第2期

令和8年7月

🗨️ 大田原市

あいさつ

本市は、貴重な文化財を将来にわたり守り伝えとともに、地域の資源として活かすことを目的に、令和３年に「大田原市文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁の認定を受けて、これまで５年間にわたり調査・保存・活用の取組を進めてまいりました。その成果として、市史編さん事業の完了や新たな文化財の確認、東山道駅路跡の発掘調査など、着実に成果を積み重ねております。また、文化財行政を所管する文化振興課を教育委員会から市長部局の産業文化部に移管することにより文化財行政の体制を強化し、観光分野との連携を進めるための体制を整えたほか、令和７年５月に本市が国史跡「侍塚古墳」の管理団体に指定されるなど、新たな歩みも始まっております。

一方で、少子高齢化や過疎化などの社会問題や計画期間中に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、文化財継承の担い手不足などの問題は続いております。

貴重な文化財を安定して次の世代に引き継ぐため、このたび第２期となる新たな文化財保存活用地域計画を作成いたしました。この計画に基づき、未指定文化財を含めた文化資源の継続的な調査や、周辺環境と一体となった保全に努めるとともに、教育・観光・福祉・まちづくりなど幅広い分野と連携し、文化財を地域の活力と市民の文化的な豊かさにつなげてまいります。

文化財は過去の遺産にとどまらず、未来を切り拓く大切な地域資源であります。市民の皆様と行政が力を合わせ、その価値を次世代に確実に引き継いでいけるよう、全力で取組んでまいります。

結びに、本計画の作成にあたりご協力をいただきました、大田原市文化財保存活用地域計画協議会及び大田原市文化財保護審議会の委員の皆様、ご指導・ご助言をいただきました文化庁文化資源政策・記念物課広域文化観光部門、ご助言をいただきました栃木県生活文化スポーツ部文化振興課、ならびに、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和８年７月

大田原市長 相馬 憲一

目 次

序章 第2期大田原市文化財保存活用地域計画の作成

1 計画作成の背景と目的	
(1) 計画作成の背景と目的	1
(2) 地域計画が対象とする文化財	2
2 第2期計画の計画期間	3
3 計画の位置付け	
(1) 上位・関連計画の位置付け	4
(2) 関連計画・条例	5
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	7

第1章 大田原市の概要

1 自然環境	
(1) 地形・地質	9
(2) 気象	11
(3) 植生	11
2 社会的環境	
(1) 位置と交通	13
(2) 市域の変遷	14
(3) 人口	15
(4) 産業	16
(5) 観光	17
(6) 文化財関連施設	18
3 歴史的変遷	
(1) 原始	19
(2) 古代	21
(3) 中世	23
(4) 近世	27
(5) 近代	31

第2章 文化財の概要と特徴

1 指定等文化財	33
2 未指定文化財	34
3 文化財の概要と特徴	
(1) 類型別の概要と特徴	35
(2) 地区別の文化財の特徴	42
4 関連する制度	
(1) 日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」	44
(2) 日本森林学会林業遺産	44
(3) 土木学会選奨土木遺産	45
(4) 生息地等保護区	45
(5) 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称：重要湿地）	45
(6) とちぎのふるさと田園風景百選（栃木県）	45
(7) おおたわら令和の名木選事業（大田原市）	45

第3章 歴史文化の特徴

1 歴史文化の特徴	46
-----------	----

第4章 文化財の総合的把握

1 既存の調査	52
2 既存の把握状況	54
3 既存の把握状況の現状と課題	55

第5章 第1期計画に係る分析

1 第1期計画の取組の進捗状況	
(1) 文化財の保存と継承	56
(2) 文化財の価値と魅力の発信	57
(3) 保存・活用のための仕組みと体制づくり	58
(4) 総括	59

第6章 文化財の保存・活用に関する方針

1 目指す将来像	60
2 基本方針	
(1) 基本方針1：未来へ ^{つな} ぐための方針	60
(2) 基本方針2：まもる手を ^{むす} ぶための方針	60
3 文化財の保存・活用に関する課題と方針	
(1) 文化財の保存と継承	61
(2) 文化財の価値と魅力の発信	63
(3) 保存・活用のための仕組みと体制づくり	65

第7章 文化財の保存・活用に関する事業

1 文化財の保存・活用に関する事業	
(1) 文化財の保存と継承	66
(2) 文化財の価値と魅力の発信	69
(3) 保存・活用のための仕組みと体制づくり	72

第8章 関連文化財群

1 目的と設定の考え方	73
2 大田原市を特徴づける関連文化財群	
(1) 「里地・里山」が ^{つなぐ} くらしを ^{むすぶ} 接・結	74
(2) 「歴史の道」が文化を ^{つなぐ} 接・ ^{むすぶ} 結	78
(3) 「光圀と芭蕉」が時代を ^{つなぐ} 接・ ^{むすぶ} 結	82

第9章 文化財保存活用区域

1 設定の考え方	86
2 文化財保存活用区域	
(1) 大田原区域	87
(2) 金田・黒羽区域	90
(3) 湯津上・佐良土区域	93
(4) 福原・佐久山区域	97

第 10 章 文化財の防災・防犯

- 1 文化財の防災・防犯に関する課題…………… 99
- 2 文化財の防災・防犯に関する方針
 - (1) 前提となる関連計画等…………… 99
 - (2) 文化財の防災・防犯に関する方針…………… 100
 - (3) 文化財の防災・防犯に関する事業…………… 100
- 3 文化財の防災・防犯の推進体制…………… 101

第 11 章 文化財の保存・活用の推進体制

- 1 文化財の保存・活用の推進体制
 - (1) 行政…………… 102
 - (2) 民間団体…………… 104
 - (3) 所有者…………… 106
 - (4) 市民…………… 106
- 2 今後の取組
 - (1) 地域計画に定める事業の推進…………… 107
 - (2) 計画の進捗管理と自己評価の方法…………… 107

付載

計画作成の実施体制と経過

- (1) 実施体制…………… 108
- (2) 経過…………… 109

序章 第2期文化財保存活用地域計画の作成

1 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景と目的

大田原市は、栃木県北東部、関東平野の最奥部に位置し、那珂川を挟んで西側に那須野が原、東側に八溝山地が広がる地形的に多様性に富んだ地域である。このような自然環境のもと、原始・古代から現代に至るまで歴史と文化が育まれ、市内に多くの有形・無形の文化財が存在している。

本市は、これらの文化財を将来にわたり適切に保存・継承するとともに、地域の資源として積極的に活用することを目的として、令和3（2021）年3月に本市における文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランである「大田原市文化財保存活用地域計画」（以下「第1期計画」という。）を作成した。計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間であり、この間、文化財に関する調査・保存・活用の多面的な施策を展開してきた。

第1期計画における主な成果として、大田原市史編さん事業の完了及び市史資料集の刊行、新たな文化財の確認と記録、東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査の実施が挙げられる。さらに、令和6（2024）年度に文化財行政の体制強化を図るため組織改編を行い、所管部署を教育委員会から市長部局の産業文化部へ移し、観光分野との連携を強化し、文化財の活用を一層推進する体制を整備した。加えて、令和7（2025）年5月2日に、本市が国指定史跡「侍塚古墳」の管理団体に指定され、主体的な管理及び活用を行うこととなった。

一方、第1期計画で課題として挙げた過疎化や少子高齢化の進行は、文化財の保存・継承に関わる人材の確保や活動の継続を困難にし、文化財の滅失・散逸のリスクを高めている。また、計画開始と時を同じくして流行した新型コロナウイルス感染症は、行事や活動の制限・中止を余儀なくさせ、特に無形の民俗文化財の保存団体に深刻な影響を与えた。

このような状況を踏まえ、本市は第1期計画の計画期間が満了する令和7（2025）年度末を機に、これまでの取組の成果及び課題を適切に評価・検証し、それらを踏まえた上で、文化財保護法（以下「法」という。）第183条の3に基づき「第2期大田原市文化財保存活用地域計画（以下「第2期計画」という。）」を作成した。

第2期計画においても、未指定文化財を含めた文化資源の継続的な調査・把握を行うとともに、周辺環境と一体となった保全・管理体制の構築を目指す。また、文化財を教育・観光・福祉・まちづくりなど多様な分野と有機的に連携させることにより、地域の活性化及び市民の文化的豊かさの向上を図る。

さらに、文化財を単に過去からの遺産と扱うのではなく、未来を拓く地域の資源として再定義し、市民と行政が連携・協働しながら、その価値を次世代へ確実に継承していくことを基本理念とする第2期計画を通して、文化を基盤とした持続可能な地域社会の実現に向け、文化財行政の一層の充実を図る。

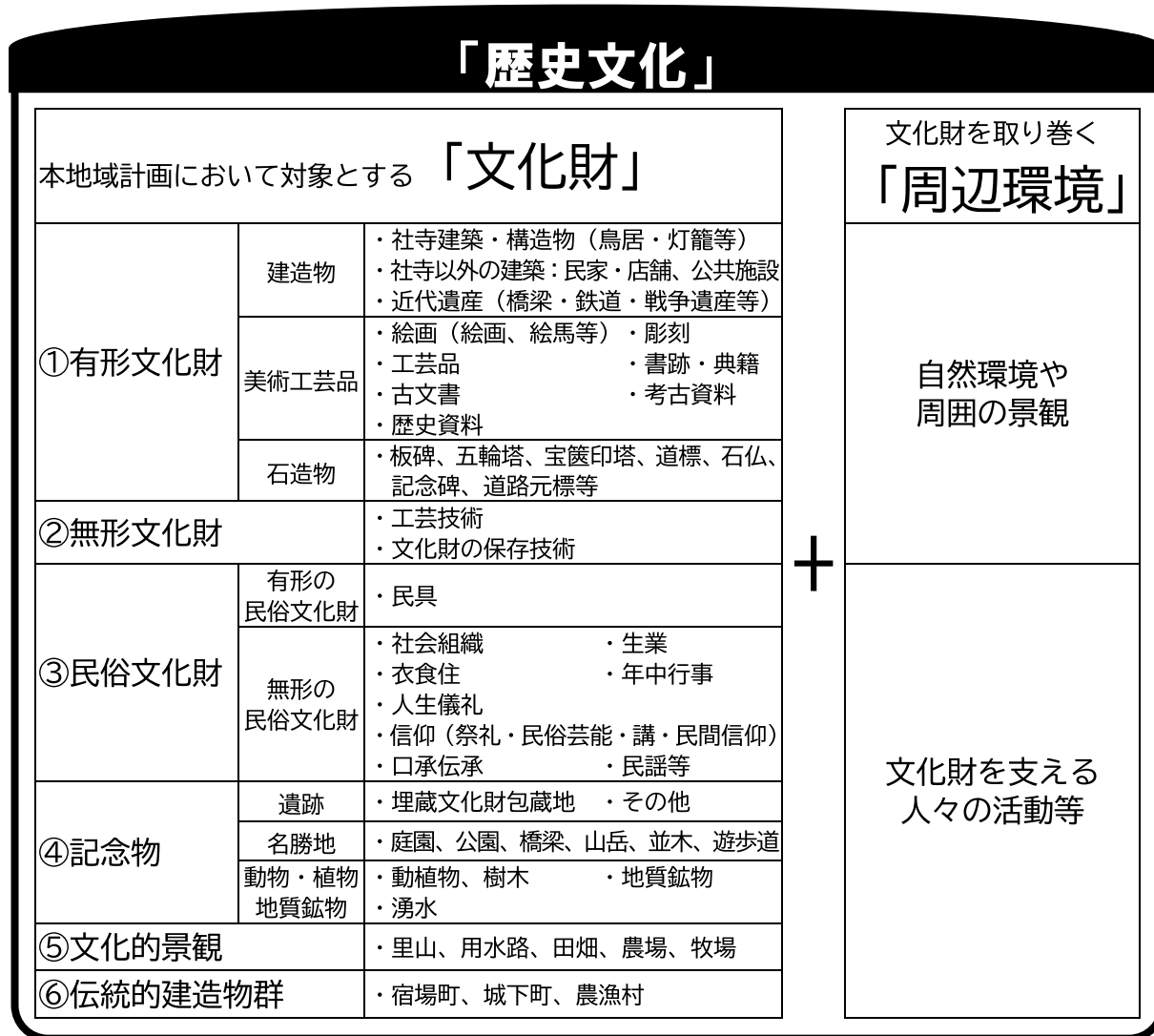
(2) 地域計画が対象とする文化財

本地域計画において対象とする「文化財」と「歴史文化」は、次のとおり定義する。

「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいい、この中に未指定文化財も含まれる。

また、法に規定される文化財を埋蔵している土地（埋蔵文化財）は記念物の遺跡に、文化財を次世代に継承する上で欠くことのできない伝統的な技術又は技能（文化財の保存技術）は無形文化財として対象に加えた。

「歴史文化」とは、「文化財」とそれを取り巻く自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動等の「周辺環境」とが一体となったものをいう。



※基本的に6類型の複数か所に分類可能な未指定文化財は、その文化財の特徴を最も示す1か所に振り分けた。

- ・石造物は、評価上、③民俗文化財（有形の民俗文化財）、④記念物（遺跡）等に分類される例があるが、便宜上すべて①有形文化財に分類した。
- ・絵馬は、評価上、③民俗文化財（有形の民俗文化財）として指定される例があるが、便宜上、①有形文化財（美術工芸品）に分類した。

※法に規定される、文化財を埋蔵している土地（埋蔵文化財）は④記念物（遺跡）、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（文化財の保存技術）は②無形文化財に分類した。

2 第2期計画の計画期間

第2期計画の計画期間は、本市の次期総合計画における基本構想の期間が令和9（2027）年度から令和16（2034）年度までの8年間であり、前期基本計画が令和9（2027）年度から令和12（2030）年度まで、後期基本計画が令和13（2031）年度から令和16（2034）年度までであることから、次期の総合計画に本地域計画の内容を反映させるため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。

ただし、計画期間内であっても「計画期間の変更」や「市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれがある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれがある変更」が起きた場合は、文化庁と協議の上、文化庁長官の変更の認定を受けるものとする。

また、それ以外の軽微な変更が生じた場合は、その内容について栃木県及び文化庁へ情報提供する。

計 画 名	計画期間					
	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
大田原市総合計画	次期計画（前期）					（後期）
文化財保存活用地域計画	第2期計画					次期計画

※ 矢印と「整合・見直し」の文字は、令和9年度と令和12年度の間に位置する。

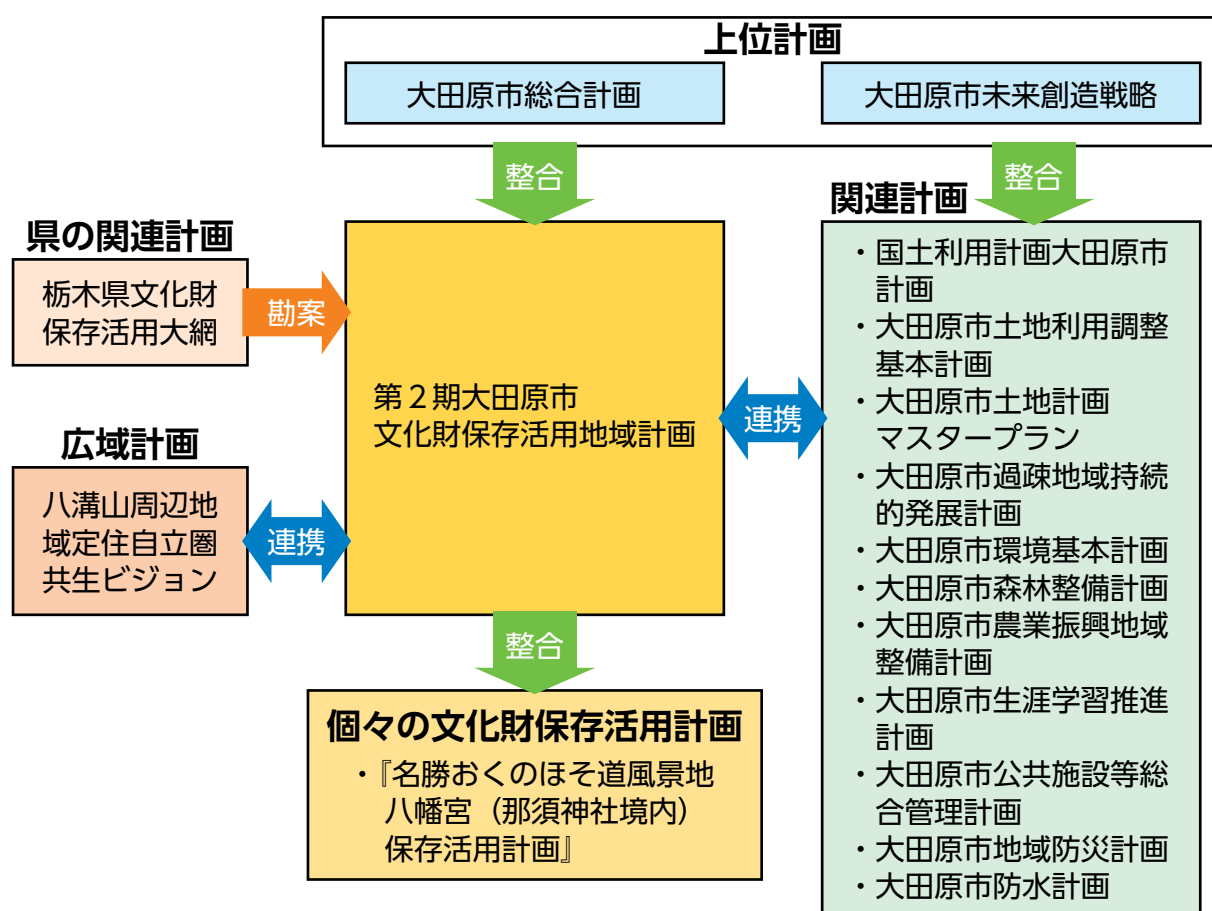
3 計画の位置付け

(1) 上位・関連計画の位置付け

本計画は、法第183条の3に位置付けられた法定計画であり、本市における文化財の総合的な保存・活用に関する基本方針と具体的な措置を定めたマスタープランかつアクションプランである。

本計画は『栃木県文化財保存活用大綱』を勘案し、本市のまちづくりの最上位計画である『総合計画』との整合性を図ったものであり、まちづくりに関する関連計画である『国土利用計画大田原市計画』、『土地利用調整基本計画』、『都市計画マスタープラン』、歴史文化の周辺環境を守る計画である『環境基本計画』、『森林整備計画』、さらに『生涯学習推進計画』や『公共施設総合管理計画』等の関連計画と連携しながら本市における文化財の保存・活用を推進していく。

地域計画の位置付け図



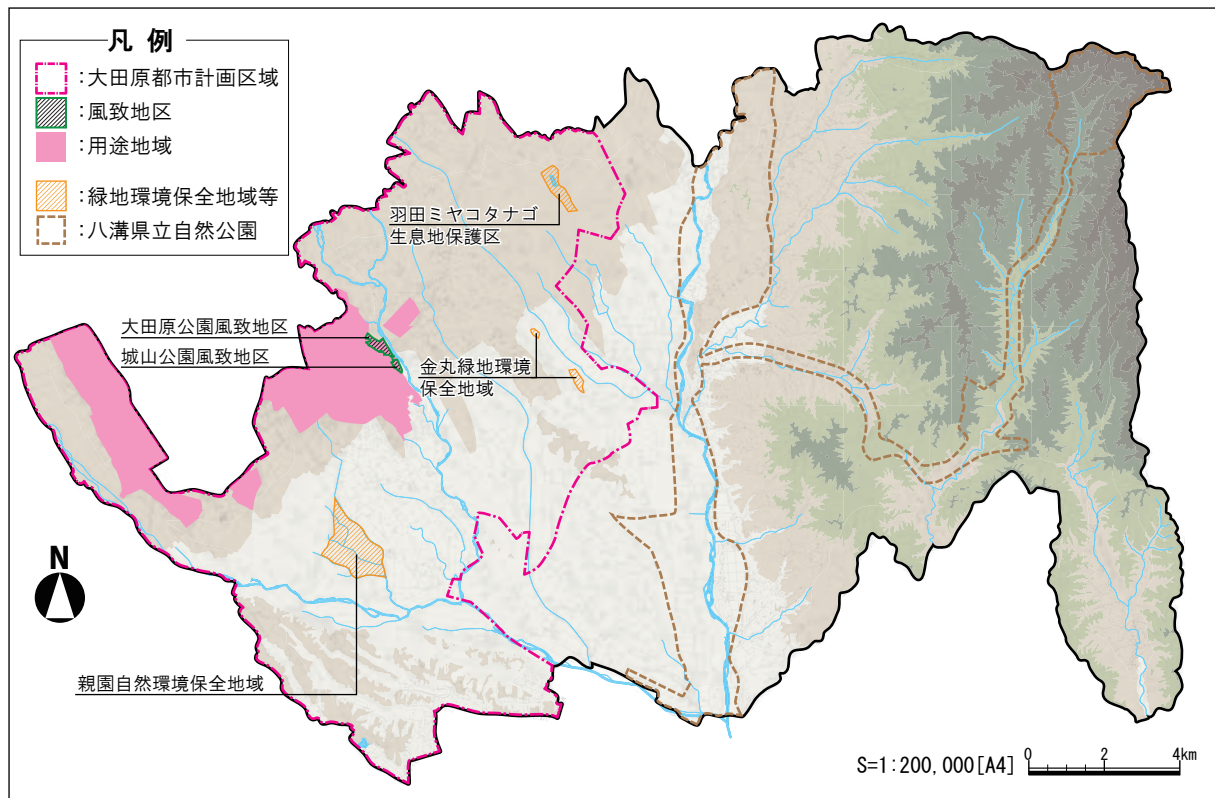
(2) 関連計画・条例

地域計画の上位・関連計画について、歴史文化に関連する事項の概要とその対象範囲を以下にまとめる。また、歴史文化の周辺環境を守る条例として、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」と「栃木県立自然公園条例」がある。大田原市域の自然環境も対象となっているため、その概要についても示す。

関連計画・条例一覧表

名 称	概 要
大田原市総合計画『おおたわろ国造りプラン』 平成 29(2017) 年 3 月策定 構想期間：平成 29(2017)～令和 8(2026) 年度 後期計画期間：令和 4(2022)～8(2026) 年度 担当：大田原市総合政策部政策推進課	市の最上位計画で、「知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわろ」を市の将来像として、6 つの基本政策（まちづくりの方針）を示している。特に、基本政策 2 として「歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育むまちづくり」を掲げる。
第 3 期大田原市未来創造戦略 令和 6(2024) 年 3 月策定 計画期間：令和 6(2024)～9(2027) 年度 担当：大田原市総合政策部政策推進課	本市の人口の現状を分析し、本市が目指すべき将来展望を示すとともに、将来展望を実現するための 4 つの基本目標を設定し、具体的な施策を示している。特に、基本目標 2「大田原市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる」で、文化・芸術などの「地域資源を活用した観光振興」を掲げる。
国土利用計画大田原市計画 平成 20(2008) 年 3 月策定 担当：大田原市建設部都市計画課	長期にわたり適正な土地利用を確保するために必要な事項を定め、土地の総合的かつ計画的な利用を図るための指針を示す。
大田原市土地利用調整基本計画 平成 20(2008) 年 3 月策定 担当：大田原市建設部都市計画課	『国土利用計画大田原市計画』を基本とし、実行性を高めるための計画。地域ごとの詳細な土地利用の方向性を明示し、本市独自の実行性のある土地利用誘導方策を検討する際の基本的な方向性を示す。
大田原市都市計画マスタープラン 令和 8(2026) 年 3 月策定 計画期間：令和 8(2026)～27(2045) 年度 担当：大田原市建設部都市計画課	都市計画法に基づき、市の将来都市像を明らかにし、その実現に向けたまちづくりの考え方を示す。
大田原市過疎地域持続的発展計画 令和 8(2026) 年 3 月策定 計画期間：令和 8(2026)～12(2030) 年度 担当：大田原市総合政策部政策推進課	令和 3 年 4 月 1 日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、旧湯津上村及び旧黒羽町が過疎地域の指定を受けたことにより策定。過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上を実現するための計画。
大田原市環境基本計画（第 3 次計画） 令和 8(2026) 年 3 月策定 計画期間：令和 8(2026)～17(2035) 年度 担当：大田原市市民生活部生活環境課	環境の保全に関する施策を定めた計画。天然記念物のミヤコタナゴ（国指定）等の希少な動植物や里地里山・水辺環境の保全、歴史遺産・景観の保全等の施策を定める。
大田原市森林整備計画 令和 3(2021) 年 4 月策定 計画期間：令和 3(2021)～13(2031) 年度 担当：大田原市産業文化部農林整備課	森林法に基づき策定した、適切な森林整備を推進していくための計画。
大田原農業振興地域整備計画 令和 7(2025) 年 2 月計画見直し 基準年：令和 5(2023) 年 目標年：令和 15(2033) 年 担当：大田原市産業文化部農政課	農地の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的に推進する計画。目標年（令和 15（2033）年）において農用地区域（約 9,689.9ha）を確保することを目標として設定するとともに、自然・文化・歴史資源を最大限に生かした農村地域の形成などにも言及している。
第 4 期大田原市生涯学習推進計画 令和 4(2022) 年 3 月策定 計画期間：令和 4(2022)～8(2026) 年度 担当：大田原市教育部生涯学習課	生涯学習を総合的かつ体系的に推進していくための指針と施策を示した計画。文化・芸術に関する学びの充実や郷土愛の醸成等の施策・事業を示す。

名 称	概 要
大田原市公共施設等総合管理計画 平成 28(2016) 年 11 月策定、 令和 4(2022) 年 3 月改訂 計画期間：平成 28(2016) ～令和 27(2045) 年度 担当：大田原市経営管理部総務課	健全な財政運営と調和を図りながら、公共施設等の最適な配置と、施設を安全に長く使用するための指針を示した計画。博物館等（歴史・郷土資料）について、主要な博物館や公共施設への集約、施設の老朽化対策等の指針を示す。
大田原市地域防災計画 大田原市水防計画 令和 7(2025) 年 1 月策定 担当：大田原市防災会議 (大田原市総合政策部危機管理課)	市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などの方向性を定めた計画。災害発生時の文化財所有者や市の対応、安全対策の促進等を定める。
栃木県文化財保存活用大綱 令和 3(2021) 年 2 月策定 計画期間：設定なし 担当：栃木県生活文化スポーツ部文化振興課	法に基づき、栃木県における文化財の保存・活用に関する方向性を明確化し、今後の取組を進めていく上での基本的な方針や措置を定める。
第 3 次八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン 令和 6(2024) 年 3 月策定 計画期間：令和 6(2024) ～ 10(2028) 年度 中心宣言都市：大田原市 担当：大田原市総合政策部政策推進課	八溝山を囲む 2 市 6 町（大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町、福島県棚倉町、矢祭町、塙町、茨城県大子町）が定住自立圏協定を締結し、圏域の将来像や連携した取組を定める。文化、芸術等の連携や広域観光の推進等も掲げる。
名勝おくのほそ道の風景地 八幡宮 (那須神社境内) 保存活用計画 令和 2(2020) 年 11 月策定 担当：大田原市産業文化部文化振興課	保存活用の基本方針として、保存：社殿群と杉並木を重点に指定地内とその周辺の維持管理を行いながら風致景観を保全する。活用：所有者や管理者、地元ボランティア、市が連携して教育やまちづくり・観光に活用する。整備：社殿群の修理、防災・防犯設備の新設、社叢の環境改善、等を定める。
自然環境の保全及び緑化に関する条例 昭和 49(1974) 年 4 月施行 担当：栃木県環境森林部自然環境課	親園のミヤコタナゴ（国指定 / 天然記念物）の生息地周辺が自然環境保全地域、南金丸の那須神社のスギ・ケヤキ等の境内林、北金丸地区ザゼン草群生地（市指定 / 天然記念物）が緑地環境保全地域になっている。
栃木県立自然公園条例 昭和 33(1958) 年 7 月施行 担当：栃木県環境森林部自然環境課	栃木県により、県北東部の大田原市・那珂川町・那須町にまたがり、八溝山地から那珂川西岸が八溝県立自然公園（69.18km ² ）に指定されている。



(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

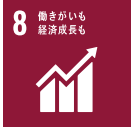
持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) は、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づく、2030 年までに持続可能でより良い世界の実現を目指す国際目標である。

この SDGs は、17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (具体的な達成基準) で構成されており、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」という理念を掲げている。また、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が取り組むユニバーサル (普遍的) な目標とされている点も大きな特徴である。

本市総合計画 (後期) おおたわら国造りプランにおいて、すべての施策に SDGs の考え方を反映している。

本計画においても、SDGs の理念を踏まえながら、特に関わりの深い次の目標の達成に向けて積極的に取り組む。

本計画に関連する SDGs のゴール

SDGs 関連目標とターゲット		関連事業
 4 質の高い教育を みんなに	4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	第 7 章 (1) 文化財の保存と継承に掲げる事業 (2) 文化財の価値と魅力の発信に掲げる事業
 6 安全な水とトイレ を世界中に	6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	第 7 章 (1) 文化財の保存と継承に掲げる事業
 8 働きがいも 経済成長も	8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	第 7 章 (2) 文化財の価値と魅力の発信に掲げる事業
 11 住み続けられる まちづくりを	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	第 7 章 (1) 文化財の保存と継承及び (3) 保存・活用のための仕組みと体制づくりに掲げる事業 第 10 章 (3) 文化財の防災・防犯に関する事業に掲げる事業
 12 つくる責任 つかう責任	12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	第 7 章 (2) 文化財の価値と魅力の発信及び (3) 保存・活用のための仕組みと体制づくりに掲げる事業
 15 陸の豊かさも 守ろう	15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	第 7 章 (1) 文化財の保存と継承及び (3) 保存・活用のための仕組みと体制づくりに掲げる事業
 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	第 7 章 (3) 保存・活用のための仕組みと体制づくりに掲げる事業

第1章 大田原市の概要

1 自然環境

(1) 地形・地質

本市の地形は、中央を南北方向に那須火山に源流を持つ那珂川が流れ、その西に那須野が原、東に八溝山地が広がる。本市の北西部は高久丘陵へと続き、南西部は喜連川丘陵に連なる丘陵地となっている。那須野が原と喜連川丘陵との間に、高原火山に源流を持つ箒川が流れる。

那珂川の西に広がる那須野が原は、約 100 万年前まで大きな湖のような場所だった。その後、高原火山や那須火山の大量の噴出物で埋め立てられ、やがて蛇尾川など複数の河川の浸食によって、湯坂台地や金丸原台地のような平坦面を持つ台地（河岸段丘）や権現山丘陵のような平坦面を持たない独立した丘陵（分離丘陵）が形成され、さらに、堆積により広大な複合扇状地が形成された。この扇状地の北・東端を流れる那珂川と西・南端を流れる箒川は、扇状地の南東端で合流するため、那須野が原は扇形ではなく木の葉型を呈している。

那須野が原を流れる蛇尾川や熊川は、伏流水が、扇央・扇端の境界にあたる標高 220m 付近で湧出する。この付近に、地元で「^{かしらなし}頭無」や「^{でがま}出釜」と呼ばれる湧水点が多くみられる。この湧水は、ミヤコタナゴと陸封型イトヨの生息地として、環境省により重要湿地「大田原市の湧水湿地」に選定されているほか、ザゼンソウ・ヒメザゼンソウ・イブキシダ・オオキジノオ・ミズニラなどの希少な植物の生息地にもなっている。



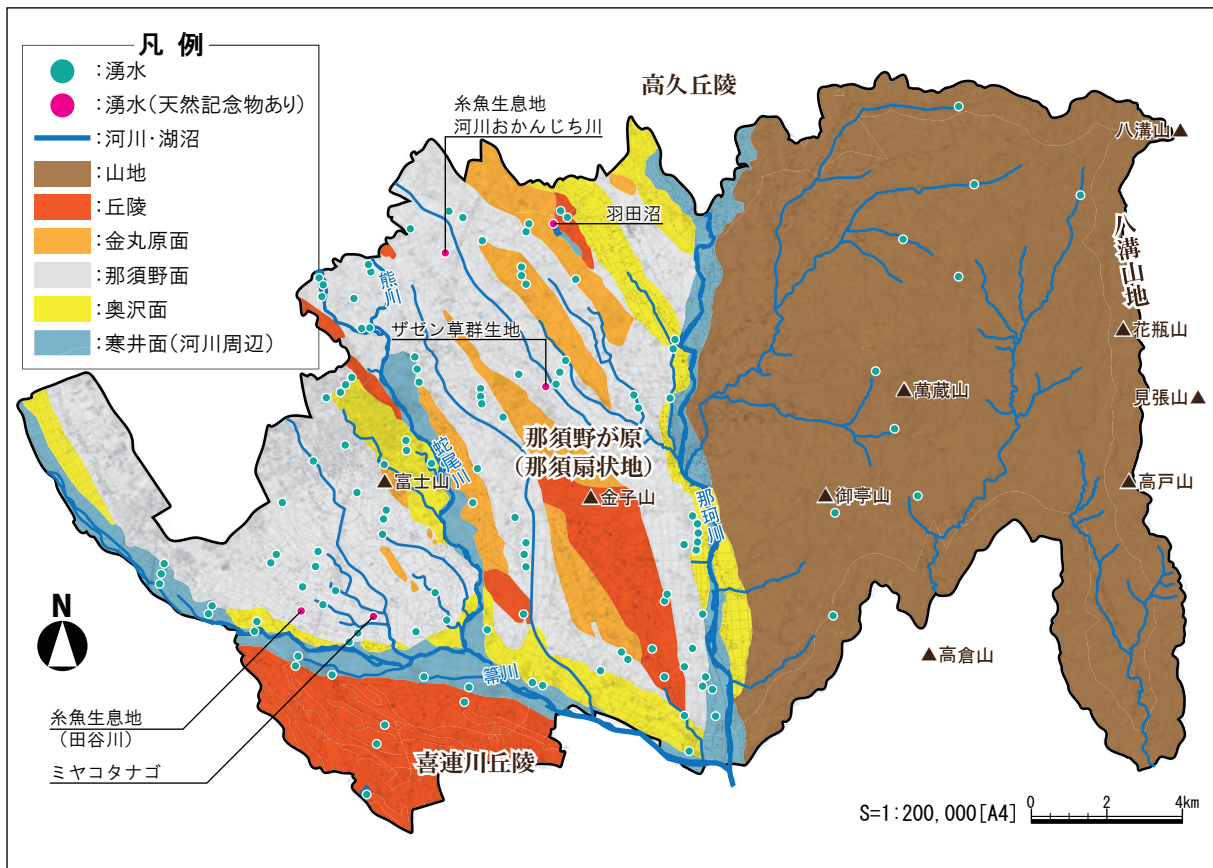
ミヤコタナゴ

主な水辺の天然記念物

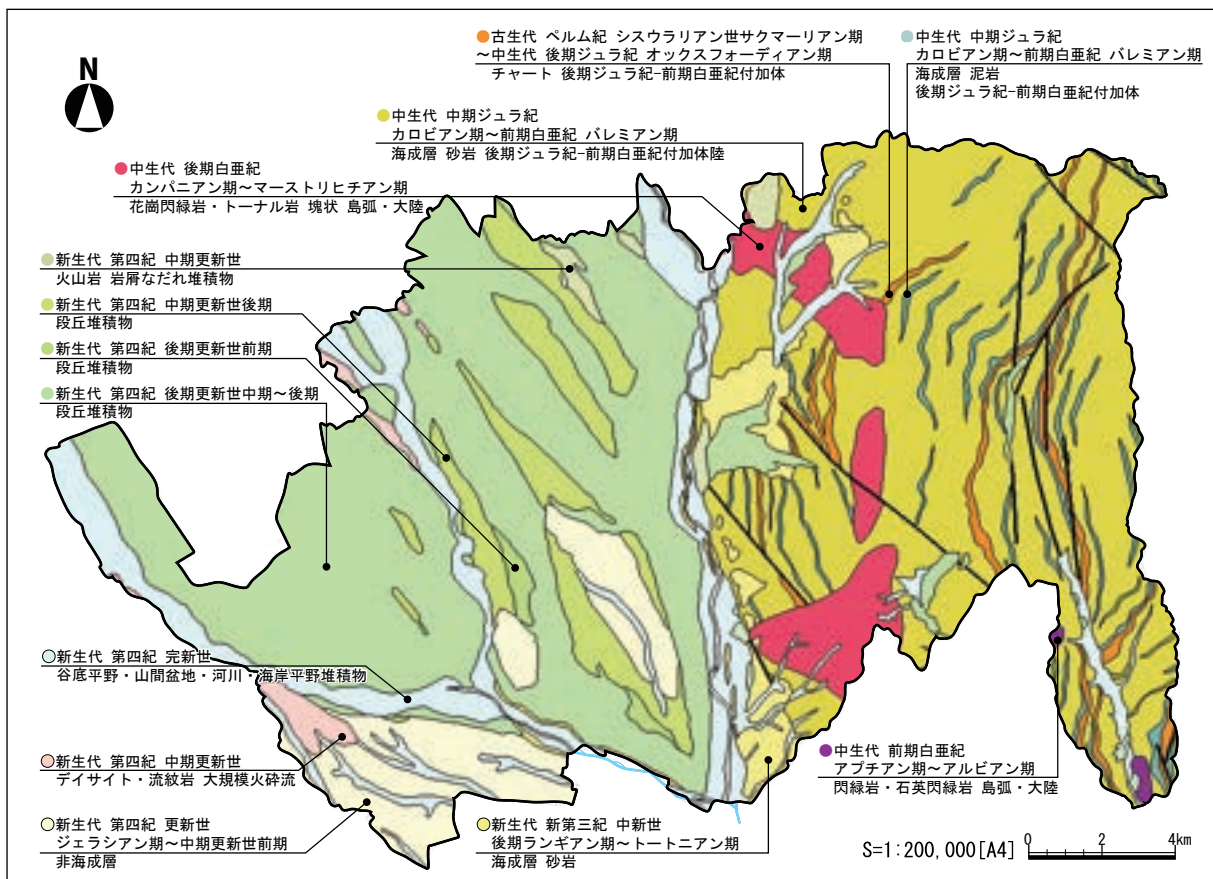
名 称	概 要
湧水 ※環境省 HP「栃木県の代表的な湧水」ほか	- 池の御前 - ため池（古っ溜） - まないた沢湧水 - 百目鬼沢 - 深井沢湧水 - おかんじち湧水池 - 延命水 - お清水 - 二合沢湧水 - 藤切場湧水 - 町井沢堀（以前の清水川） - 妙徳寺湧水 - がんだんやまの清水（A） - がんだんやまの清水（B） - ザゼン草群生地（市指定 / 天然記念物） - 糸魚生息地河川おかんじち川（市指定 / 天然記念物） - 糸魚生息地（田谷川）（県指定 / 天然記念物）：田谷川は湧水から続く小川
ミヤコタナゴ （国指定 / 天然記念物）	栃木県内は大田原市、矢板市、県南東部にのみ生息し、国内希少野生動植物種となっている。市内は、生息地として羽田地区が「種の保存法」における生息地保護区、親園地区が「自然環境の保全及び緑化に関する条例」による自然環境保全地域と県の「滝岡ミヤコタナゴ保護地」に指定されている。

一方、東の八溝山地は、約 1 億 5000 万年前の海底に堆積した砂岩や泥岩、チャートなどの堆積物が陸側に付いた付加体と、それを隆起し陸化させた約 6500 万年前の花崗岩からなる。本市周辺は当時八溝山地を除けば海底だったため、山地西麓に貝化石などを含む地層がみられる。また、八溝山地は一部の花崗岩や花崗岩風化土を除けば極めて土質がよく、針葉樹が山麓から峠まで生育し、特に大久保の羽黒山、奈良土沢、御亭山周辺、須佐木、須賀川方面のスギは材質がよい。コンニャク・お茶の栽培にも適し、須佐木・須賀川等で生産されている。

地形区分図と主な湧水位置



地質図／ <https://gbank.gsj.jp/geonavi/geonavi.php#12,36.85554,140.10781> より作成

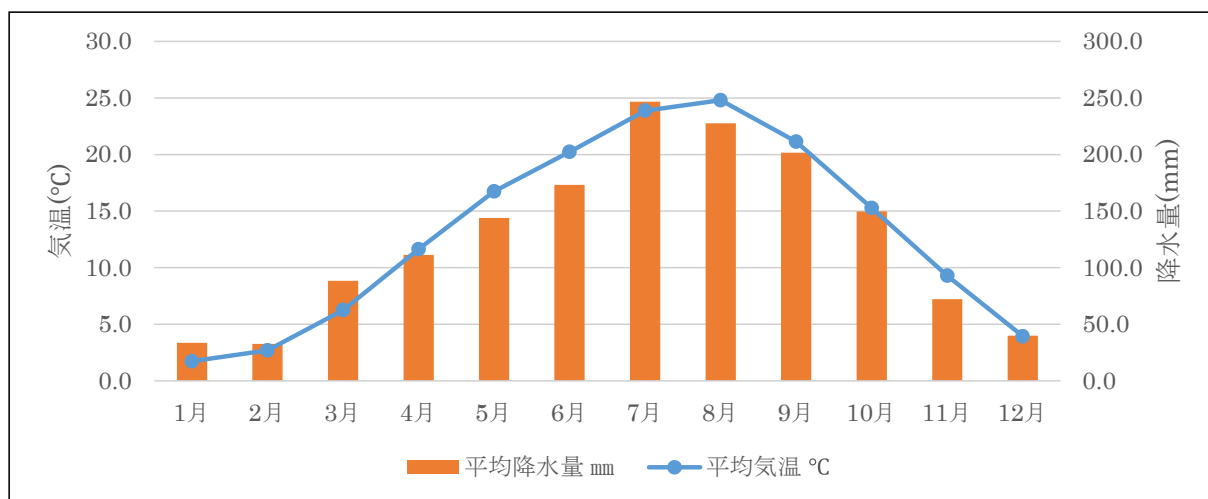


(2) 気象

本市は、夏と冬、朝と夕の気温差が大きい内陸性の気候で、夏季は気温が高く降雨もあって蒸し暑さが続き、冬季に降水量が少ない。那須野が原は年平均気温が13℃で暖温帯（暖帯）から冷温帯への推移帯にあたり、八溝山地は高度が増すにつれ気温が低下し冷温帯から寒帯に推移する。雨量は山地（2,000～2,300mm）から平野部（1,200～1,500mm）に移るにしたがい減る。6・7月の梅雨期より、雷雨による7・8月、台風による9・10月の降水量が多く、これらは夏の畑作物の恵みの雨になっている。

4月中旬から9月上旬まで南寄りの季節風が吹き、冬は「那須おろし・高原おろし」と呼ばれる北寄りの乾いた風が厳しい寒さをもたらし、畑の土を巻き上げる。その対策として、北側に「ヤウラ」と呼ばれる防風林を設けた屋敷地が各所でみられ、緑豊かな農村景観をつくっている。

大田原市の平均気温と降水量の平均値／気象庁「過去の気象データ」をもとに作成
平成7（1995）年から令和6（2024）年の30年間の観測値の平均をもとに算出



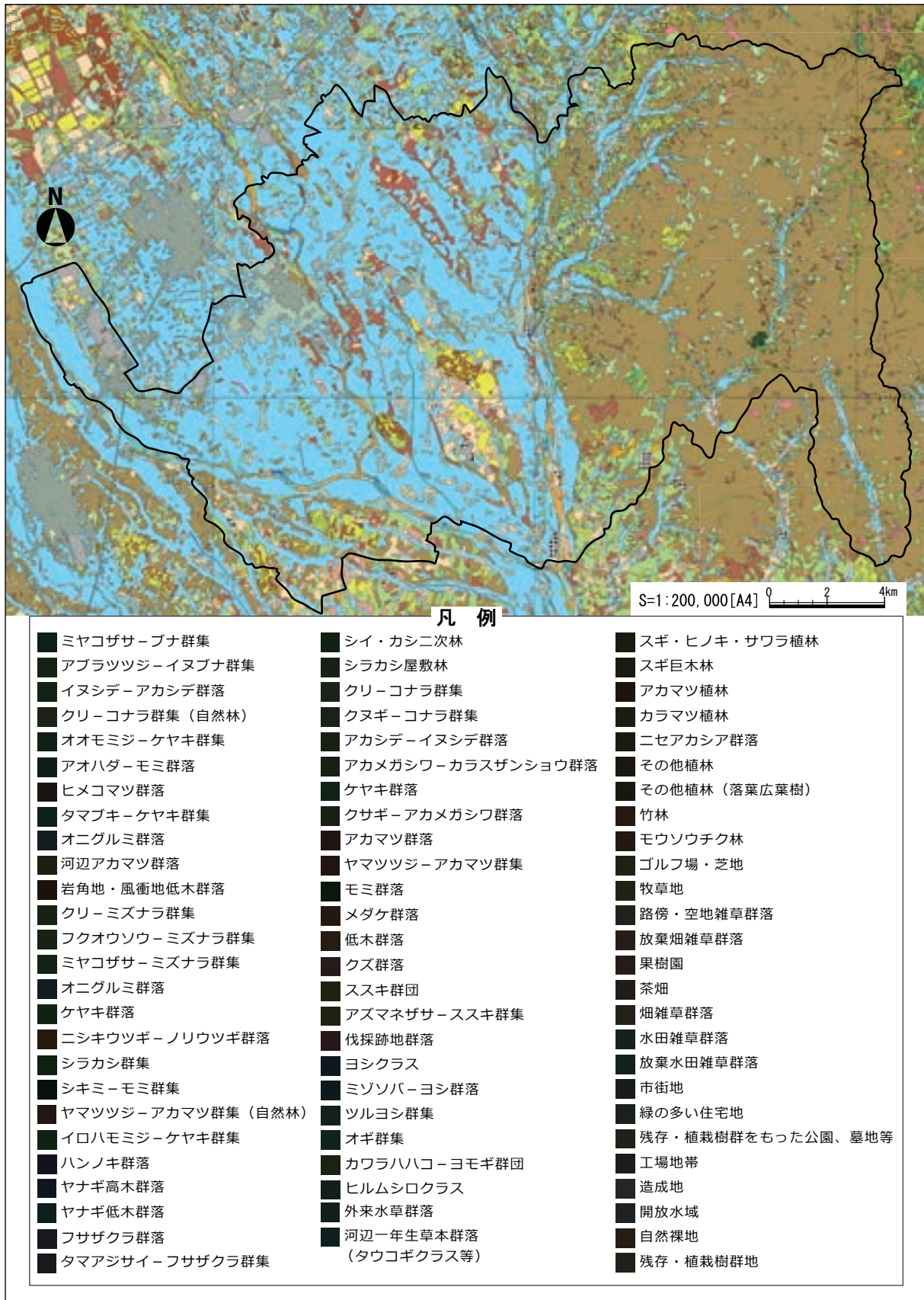
(3) 植生

気候の違いに対応するように、暖温帯の地域は南方系の植物、冷温帯から寒帯の地域は北方系の植物が分布する。

那須野が原は、人間の活動によりかつてのカシ林などの自然植生がほぼ消失し、大部分が水田・畑地による二次植生となっている。台地・丘陵などに分布するコナラ林やアカマツ林などの平地林は、高度経済成長期まで、生活に必要な薪炭や肥料としての落ち葉を供給して、「里山」としての景観を構成していたが、現在は各種開発により多くが消失、あるいは放置されてかつての景観が損なわれている。

一方八溝山地は、雲巖寺周辺に自然林のモミ林が一部残るほか、大半は近世以降に良質な土壌を活かして植林されたスギ・ヒノキ・サワラが広がる。現在もこれら針葉樹の多くは、生活に欠かせない建材として利用されている。

なお、近年はオオカワデシャ、アレチウリなど、特定外来生物に指定されている植物の繁殖が確認されており、それらを除去する対策が求められている。



2 社会的環境

(1) 位置と交通

大田原市は栃木県の北東部に位置し、市域は東西 30.80km、南北 20.03kmで、354.36km²の面積を有する。東京から 150km圏内にあり、東北自動車道や東北新幹線等の高速幹線交通整備により、東京圏と東北地方と結ばれている。

東は福島県棚倉町・茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市・那珂川町、北は那須塩原市・那須町に接している。

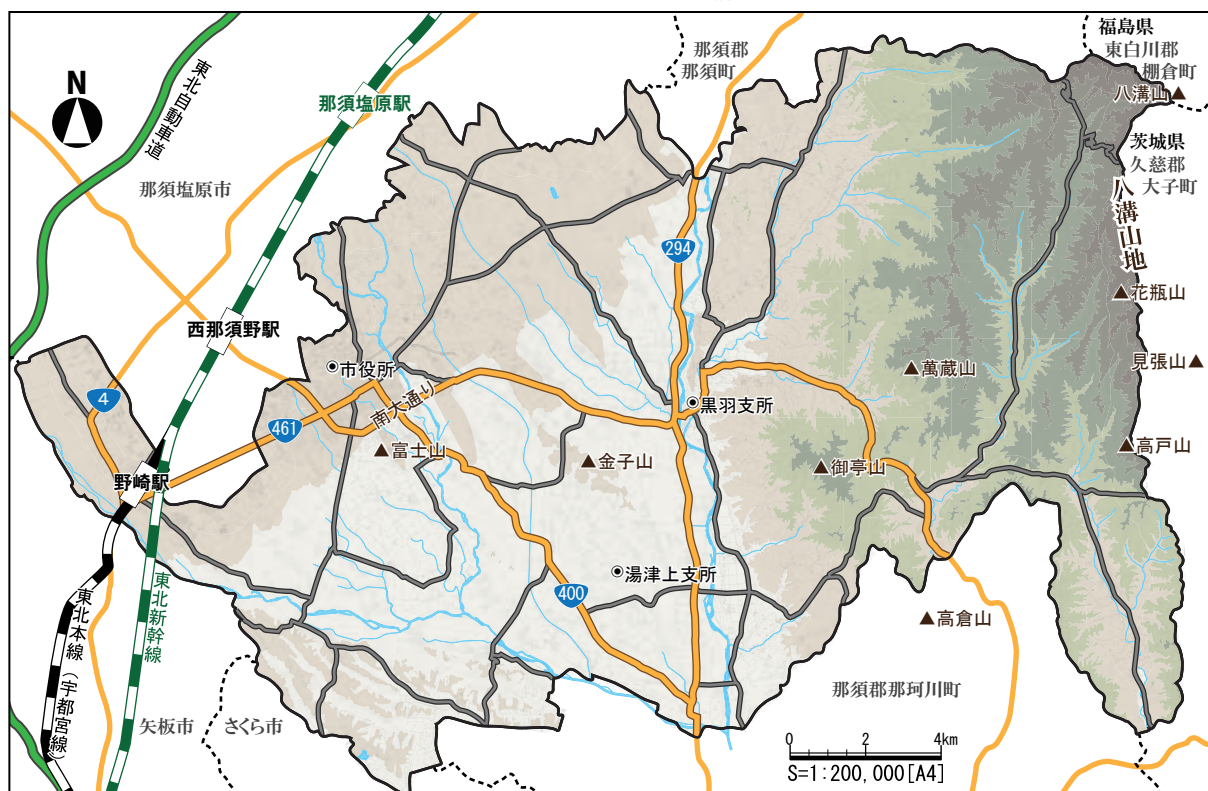
市の中央を南北に流れる那珂川を挟んで、西部の那須野が原と東部の八溝山地によって構成されている。西部の那須野が原の中央部、市役所周辺は市街地が形成され、活力あふれる栃木県北の拠点地域として、都市機能が集積している。

道路は南北方向に国道 4 号・294 号、東西方向に国道 400 号・461 号と、それぞれが幹線軸を形成し、市街地から近隣の市町に延びる主要地方道等によって、道路網を形成している。

公共交通機関は、ＪＲ東北本線（宇都宮線）野崎駅、西那須野駅及び東北新幹線那須塩原駅から市街地を結ぶ市営バスが運行されている。市営バスは市役所を基点に市内各地域へ路線をめぐらせ、民間バスとともに市民の日常の足となっている。親園・野崎・佐久山・湯津上・黒羽・川西・両郷・須賀川地域でデマンド交通（電話予約等利用者のニーズに応じて運行を行う公共交通）が運行されている。



大田原市の位置・交通網図



（２）市域の変遷

戦後の町村合併促進法により、本市も市町村合併が進められた。

まず、大田原町・金田村・親園村が昭和 29(1954) 年 8 月に合併促進協議会を設置し、同年 12 月 1 日に県北で初めて市制を施行して大田原市が誕生した。その西側に隣接する野崎村は、同年 12 月 31 日に、箒川を境に東部の薄葉・平沢・上石上・下石上は大田原市へ、西部の豊田・成田・沢は矢板町へそれぞれ分村合併し、さらに、翌昭和 30(1955) 年 4 月に大田原市と西那須野町の境界変更により加治屋地区を編入、同年 11 月に南側に隣接する佐久山町と合併して、「昭和の合併」による大田原市の市域ができあがった。

一方で、大田原市の南側に位置する湯津上村は、大田原市等との合併問題が盛んに議論されたものの合併に至らなかった。

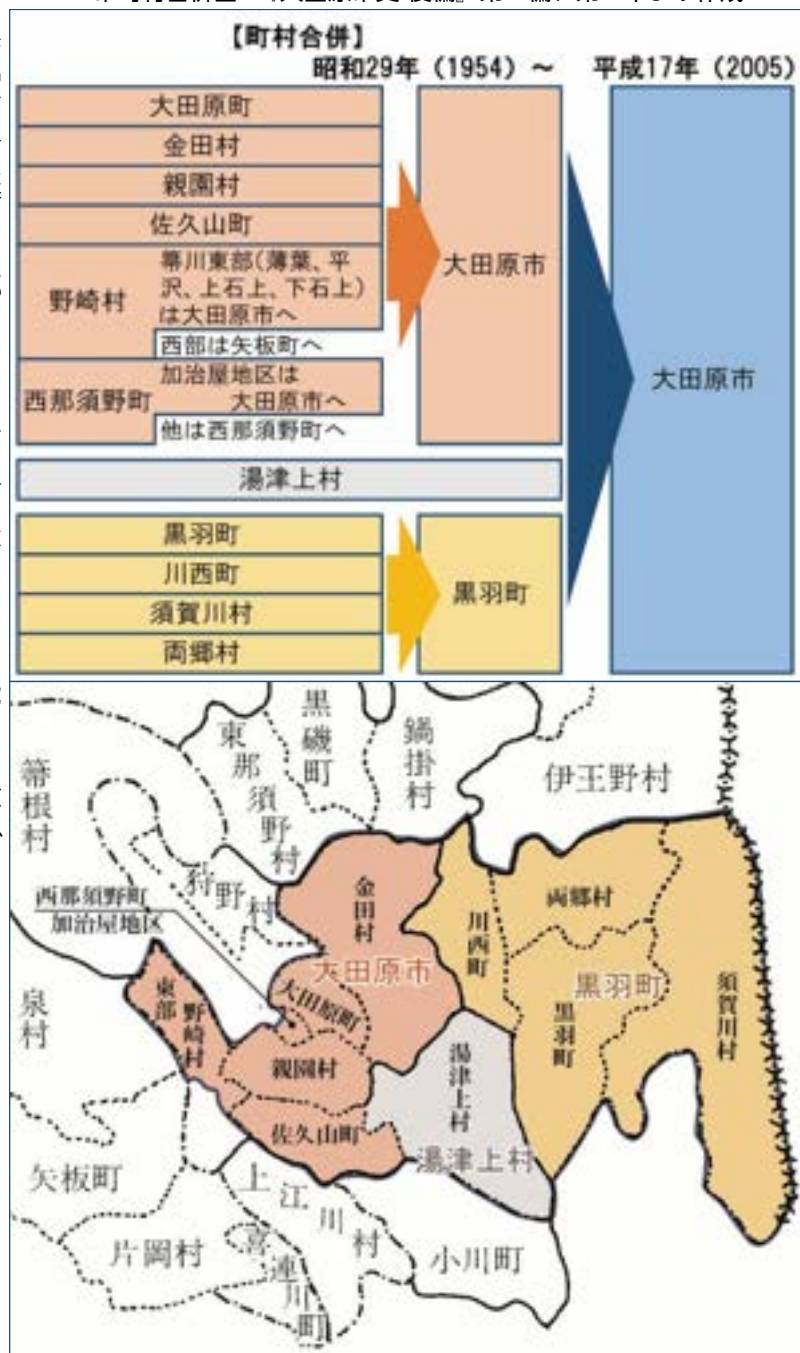
市町村合併図 / 『大田原市史 後編』第1編、第4章より作成

た。また、東側に位置する黒羽町・川西町・両郷村・須賀川村は、昭和 30(1955) 年 2 月に合併し新生黒羽町が誕生した。

昭和48(1973)年に、那須地区を構成する大田原市・湯津上村・黒羽町・黒磯市・那須町・西那須野町・塩原町の7市町村は、広域市町村圏として那須地区広域行政事務組合を設立し、し尿処理、ごみ処理、と畜場事業などを行う一部事務組合として機能している。

平成 17(2005) 年に、大田原市に湯津上村・黒羽町が編入合併して、新「大田原市」が誕生し、現在に至っている。

市町村合併図 / 『大田原市史 後編』第1編、第4章より作成

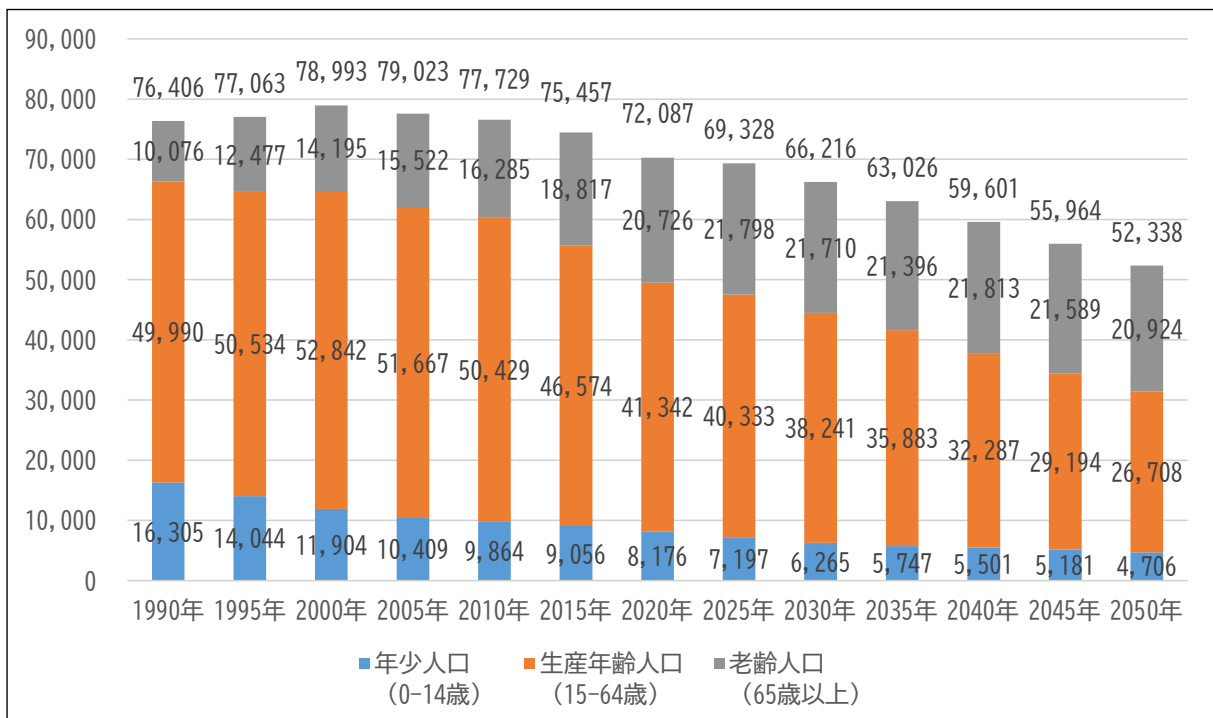


(3) 人口

本市の人口は、平成 17(2005) 年まで増加傾向にあったが、それ以降は減少に転じ、令和 8(2026) 年 3 月 1 日現在で 68,424 人（平成 17(2005) 年人口の 86.6%）となっている。出生率の低下と、転出者が転入者を上回る転出超過により人口が減少している。令和 5 年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口からは 2050 年に 52,338 人（平成 17(2005) 年人口の 66.2%）まで減少すると予測されている。

こうした人口構造の変化により、医療・福祉といった社会保障に必要な経費の増加、消費の減少による経済の縮小により、市民生活や地域経済、行政運営における様々な影響が想定されている。市街地では空き家が増加傾向にあり、文化財とそれを取り巻く環境では、文化財を保存していく担い手不足や、文化財行政における予算の縮小化などの影響が懸念されている。

大田原市の人口推移と将来推計図



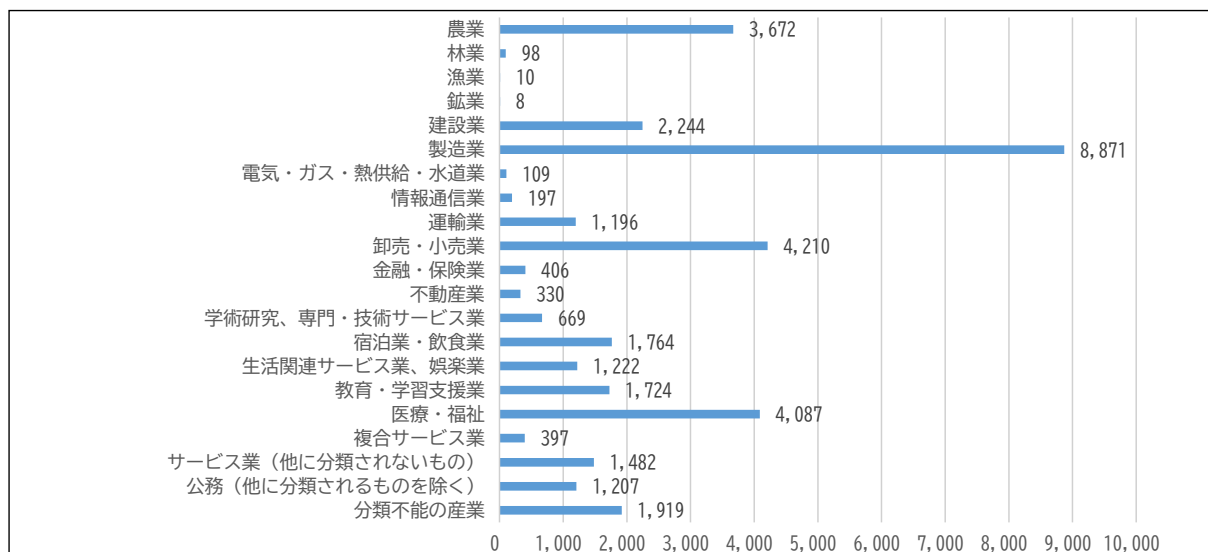
出典：国勢調査結果（総務省統計局）

※令和 7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）』の推計値

(4) 産業

大田原市の産業別の従事者数の割合を見ると、製造業が最も多く、次いで、卸売業・小売業、医療・福祉、農業となっている。

大田原市の産業別従事者数 出典：令和 2（2020）年国勢調査 産業（大分類）別従業者数



①農林水産業

本市の農業は稲作を中心とし、水稻は関東一の農業産出額を誇る。また、首都圏に位置する地理的な優位性を生かし、首都圏農業として園芸作物の振興が図られ、ウド、ニラ、ナス、ネギ、トマト、アスパラガス、イチゴ、ブルーベリー、ナシ等、多様な野菜・果樹の栽培が盛んで、ブランド力のある農作物も多い。畜産部門は、市営の^{おおや}大野放牧場もあり、高級国産牛肉であるブランド牛や上質の乳牛の飼育も盛んである。近年は、かつて日本一の生産量を誇ったトウガラシ「^{とちぎさんたか}栃木三鷹」の生産復活、商品開発にも注力し、さらに、農家民泊や農業体験のできるグリーン・ツーリズムの取組も、市出資の株式会社を設立して積極的に展開している。

森林面積（15,300ha）は本市総面積の43.2%を占め、黒羽地区は林業の町として知られてきた。八溝山地、特に栃木県側で産出された木材「とちぎ八溝材」は、恵まれた気候条件から素性が良く強度もあり、東京圏に近い立地条件もあって、木材業界で高い評価を受けている。また、八溝山麓の須賀川は江戸時代からの茶産地で、「黒羽茶（須賀川茶）」の生産が行われている。市内を流れる那珂川は日本一、二を争う鮎の漁獲量を誇り、鮎釣りシーズンは多くの観光客でにぎわう。

②卸売・小売業

中心市街地は、昔からの商店街に加え、市街地再開発事業により平成25（2013）年に「トコトコ大田原」が拠点施設として整備されている。また、都市計画道路3・3・1号線（通称、南大通り線）沿線を中心に大規模小売店が出店し、商業施設集積地を形成している。

③製造業

野崎工業団地は、大手上場企業やそのグループ企業が集積している。また、医療福祉関連産業や研究機関、医療機関などを集積し、産・学・医・官の連携による事業展開で地域活性化を図るとして平成16(2004)年に策定した「医療福祉産業都市構想」を核として、医療福祉関連産業や研究機関など、将来性のある企業誘致を推進している。また、国際医療福祉大学をはじめ、県内の大学や市内の商工団体・企業・医療機関との協働による産学官連携事業を展開している。

(5) 観光

市内に、日本有数の鮎の漁獲量を誇る清流「那珂川」での釣り、鮎を食することのできる「観光やな」、八満山地の主峰「八満山」や富士山を遠望できる「御亭山」、日本でも珍しい淡水魚の水族館である「栃木県なかがわ水遊園」、大田原市の特産物の直売施設である「道の駅那須与一の郷」のほか、豊かな自然の中に天然温泉や、ゴルフ場、宿泊施設、公園等多くの観光施設がある。また、重要文化財の建造物を有する「那須神社」や「大雄寺」、松尾芭蕉ゆかりの「雲巖寺」、神仏混淆が色濃く残る「法輪寺（光丸山）」等の古刹、国宝「那須国造碑」や国指定史跡「侍塚古墳」等数多くの文化財に恵まれている。

大田原市の観光客入込数は、令和元(2019)年まで、年間おおむね 350 万人前後で推移しており、安定した集客がみられた。しかし、令和 2(2020)年から始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業全体が打撃を受け、大田原市も例外ではなかった。翌令和 3(2021)年にかけて観光客数が大きく落ち込み、216 万人まで減少した。

その後、感染状況の落ち着きとともに観光需要は徐々に回復傾向に転じ、令和 4(2022)年に 334 万人台まで戻ったが、コロナ前の水準にいままだ届いていない。

令和 6(2024)年の月別観光客入込数を見ると、与一まつり等のイベントが行われる 8 月が最も多い。

大田原市の観光客入込数の推移



出典：令和 6（2024）年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果

令和 6（2024）年月別観光客入込数



※調査期間：平成 6（1994）年 1 月 1 日～令和 6（2024）年 12 月 31 日

出典：令和 6 年（2024）栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果

(6) 文化財関連施設

市が管理運営する文化財に関連する施設に、文化財を収蔵・展示している施設や城跡を利用した公園がある。

文化財関連施設

名 称	所 在	概 要
那須与一伝承館	南金丸 1584-6	那須与一ゆかりの地として那須家に代々伝わる資料を展示、公開している。道の駅那須与一の郷敷地内にあることから、大田原市の歴史に関する様々なテーマの展示会も開催している。
なす風土記の丘 湯津上資料館	湯津上 192	那須国造碑の建立と発見を主たるテーマに、旧石器時代から平安時代までの本市の歴史や、近世における徳川光圀による侍塚古墳の発掘調査に係る資料等を展示している。
黒羽芭蕉の館	前田 980-1	松尾芭蕉、黒羽藩主大関家の資料の常時展示、企画展を開催している。
郷土資料館くらしの館	黒羽向町 1422-1	須賀川地区の約 150 年前の民家を移築、昔の生活用具を展示している。
龍城公園	城山	大田原城跡（市指定 / 史跡）を整備。本丸跡は広場で、春は桜やつつじが楽しめ、市街や那須連山も眺められる。
御殿山公園	佐久山	佐久山城跡（市指定 / 史跡）を整備。樹齢 200 年以上の「土佐楓」の紅葉が見どころ。
黒羽城址公園	前田	黒羽城跡（市指定 / 史跡）を整備。土塁、空堀、水堀等が保存され、本丸跡から那須、日光連山が一望できる。

3 歴史的変遷

(1) 原始

本市は、西を那須・高原の両火山群、東を八溝山地、南を喜連川丘陵に囲まれている。これらは往来が困難なほど険しい山並みではないため、原始から山越えの道や河川を通じて、栃木県央部や芳賀地域、さらに福島県中通り南部や会津、浜通り南部、茨城県北部の各地域と盛んに交流した。

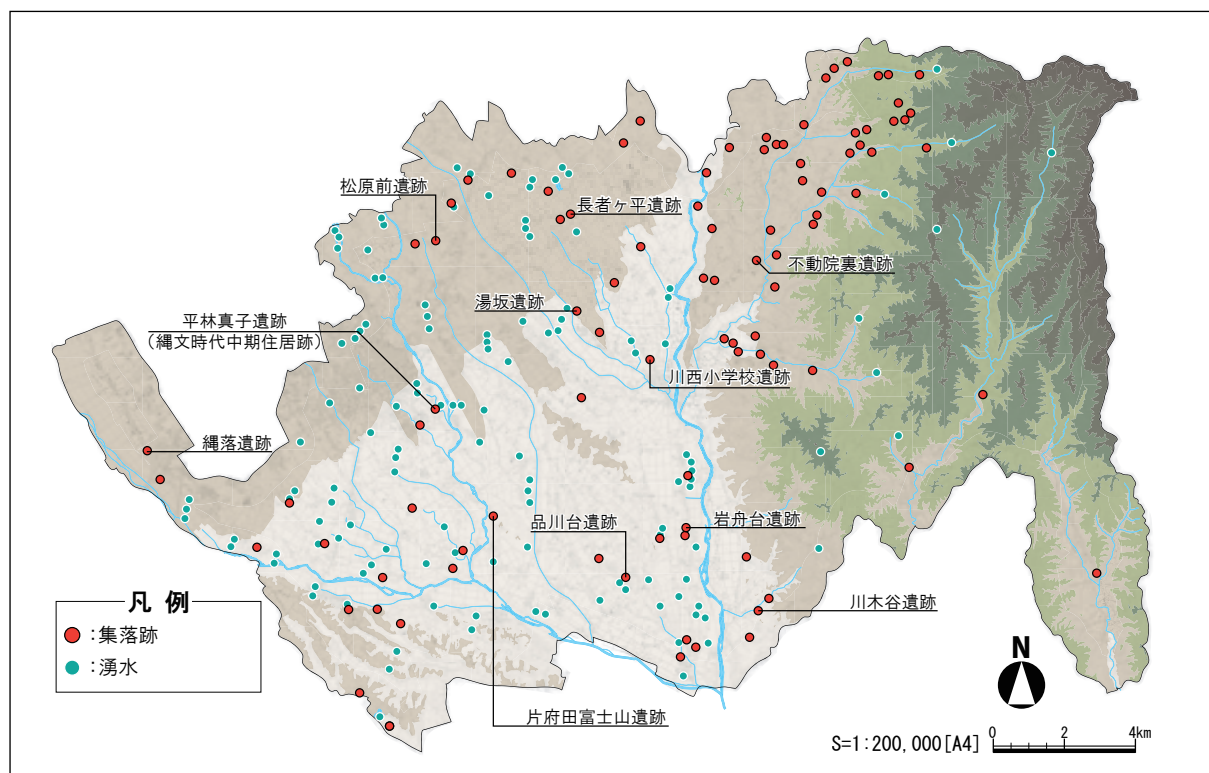
旧石器時代は、湯津上地区などで石器類が断片的に確認されるだけで、具体的な様相が明らかになっていない。

縄文時代は、特に中期中葉から後期前葉にかけての遺跡が、全国的に注目されるほど濃密に分布しており、それらは、那珂川とその支流の河岸段丘や丘陵の縁辺、さらに本市特有の湧水点の周辺に集中している。代表的な遺跡として、湯坂遺跡、平林真子遺跡、長者ヶ平遺跡、岩舟（船）台遺跡、川西小学校遺跡、不動院裏遺跡があげられる。

数多く出土している縄文土器の中に、彫りの深い渦巻模様などを特徴とする「浄法寺類型」と呼ばれるものがある。北陸・東北・関東それぞれの地域でみられる特徴を併せ持っており、本市の地域特性を示している。ほかに、東北地方で産出される各種石材を用いて作られた石器や、新潟県糸魚川地域で限定的に採集されるヒスイを材料にした玉類も本市域で出土しており、他地域との交流を物語っている。

続く弥生時代は、地理的条件が水田稲作にあまり適さない地域であったためか、那珂川流域で土器がわずかに出土するだけで、具体的な様相が明らかになっていない。

原始（旧石器・縄文・弥生時代）の文化財分布図



原始（旧石器・縄文・弥生時代）の主な文化財一覧表

名 称	概 要
松原前遺跡	大田原市街地の北方、那須野が原の分離丘陵端部に位置する縄文時代中～後期の集落跡。工場建設に伴う発掘調査で、8 軒の竪穴建物跡や 140 基を超える土坑が確認されている。槍先形尖頭器も出土。
長者ヶ平遺跡	乙連沢の集落の東、残丘上の平坦面に位置する縄文時代中期の大集落で、竪穴住居跡や貯蔵穴が発掘調査で確認されている。調査で出土した土器 7 点を市の文化財に指定している。また、馬高式を模倣したような土器や大形の鯉節形の硬玉製大珠が出土する等、北陸地方との関係を示唆するような遺物が顕著である。 ・縄文土器 羽田長者ヶ平遺跡出土（市指定 / 考古資料）
不動院裏遺跡	松葉川の段丘上、八溝山地の西端に近い縄文時代中～後期の集落跡。中期の袋状土坑（貯蔵穴）17 基が発掘され、多数の深鉢形土器や石器等が出土している。
湯坂遺跡	那須野が原に残された白旗丘陵の南東端近くに位置する、縄文時代中期～後期の集落跡。発掘調査で出土した土器 2 点を市の文化財に指定している。 ・縄文土器 湯坂遺跡出土（市指定 / 考古資料）
川西小学校遺跡	那珂川右岸の高位段丘上の南端部に位置する縄文時代中期の集落跡。竪穴住居跡や貯蔵穴が確認され、中期後半の土器を中心に磨石や石皿等多量の遺物が出土している。
平林真子遺跡 （市指定 / 史跡）	縄文時代中期～後期の大規模な集落跡。中期末～後期前半の敷石住居跡や列状の配石遺構、立石等が確認され、土器や石器のほかに土偶や石棒等の石製品も出土し、一部を市の文化財に指定している。蛇尾川に面する低地に湧水点が確認されている。 ・縄文土器 平林真子遺跡出土（市指定 / 考古資料）
片府田富士山遺跡	蛇尾川左岸の残丘上に位置する旧石器時代終末～縄文時代の遺跡。山形県米沢地域で採集されたと考えられる良質の珪質頁岩を用いた多数の石器が発掘されている。
岩舟台遺跡 （市指定 / 史跡）	那珂川右岸の高位段丘上に位置する縄文時代の大規模な集落跡。縄文時代前期～晩期の遺物が出土している。中期中葉～後期前葉を中心に栄えた集落と推定され、土器や石器、石製品のほか、硬玉製の垂飾（東京国立博物館所蔵、国指定 / 考古資料）が出土している。
品川台遺跡	箒川左岸の高位段丘上に位置する縄文時代の大規模な集落跡。北西部に大量の三角錐状石器が出土した早期の遺跡があるが、盛期は中期～後期で、竪穴住居跡や貯蔵穴が確認されている。段丘崖下に複数の湧水点がある。
川木谷遺跡	亀久川の尾根端部の平坦面に位置する旧石器～縄文時代の遺跡。草創期の土器と部分磨製石斧や尖頭器、搔器等が採集され、市の文化財に指定されている。石器は器種によって石材の使い分けが見られる。近くの尾根の裏側に鉱泉の湧水がある。 ・川木谷遺跡遺物（表採）土器 石器（市指定 / 考古資料）
縄落遺跡	箒川の左岸の段丘上平坦面から段丘縁に位置する遺跡。縄文時代中期後葉から後期初頭を中心に栄えた集落と推定され、地元の篤志家の永年にわたる活動により、多くの資料が得られている。

(2) 古代

古墳時代的那須地域は、ヤマト王権が東北地方へ勢力を拡大する最前線に位置していた。本市域で 4 世紀に突如として大規模な古墳の築造が始まり、那珂川右岸の湯津上地区に、下侍塚・上侍塚・上侍塚北古墳の 3 基の前方後方墳が築造された。副葬品として希少な銅鏡を伴うとされ、近畿や東海地方のものと類似する土器（土師器）が出土している。

本市域の古墳は、5～7世紀に箱式石棺、横穴式石室、埴輪などを導入しながら小規模化、群集化していった。次第に那珂川沿いや箒川沿いで4世紀よりも広域に古墳が築造されるようになり、地域的な広がりをみせる。また、高の巣遺跡や小松原遺跡で上・下侍塚古墳と同時期の集落が調査されている。

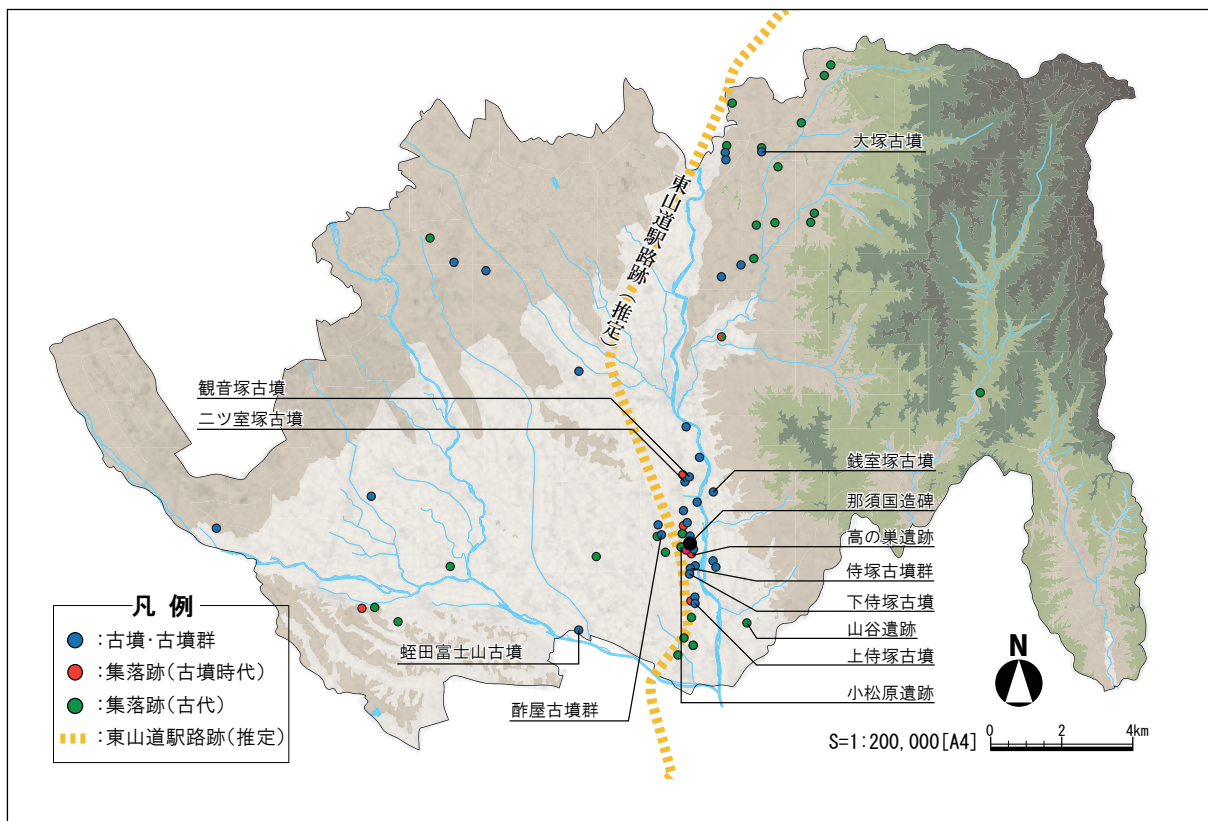
本市域の古代を語る上で欠かせないのが、8世紀の建立と推定される那須国造碑で、江戸時代に湯津上の笠石神社の御神体として保護された。古代の東アジア情勢や、国造が評督に転身する古代地方行政の移行期の様相を物語る碑である。

その頃、律令国家としての行政システムの整備が進み、各地域の行政拠点として郡衙などが設置された。また、地方と中央とをつなぐ政治的な道路として駅路が整備され、本市域は東山道駅路が那珂川に沿って縦貫する。近年発掘された石田遺跡・小松原遺跡で、東山道駅路と推定される道路の側溝跡が見つかり、同じく佐良土上の原Ⅱ遺跡で、東山道駅路に関わる行政拠点の跡と推定される遺構が確認されている。



那須国造碑

古代の文化財分布図



主な古墳、古代の主な文化財一覧表

名 称	概 要
侍塚古墳 (国指定 / 史跡) 侍塚古墳群 (市指定 / 史跡)	那須地方最大の古墳である上侍塚古墳(墳長 114 m)と下侍塚古墳(墳長 84 m)を中心に、前期古墳・後期古墳から構成されている。上・下侍塚古墳は徳川光圀の命により元禄 5 (1692) 年に発掘調査され、鏡や石釧、管玉や鉄器等が出土し、出土物は調査後に再び埋め戻された記録が残されている。周囲の後期古墳から円筒埴輪が出土しており、この周辺で長期間古墳の築造が行われていたことが分かる。
酢屋古墳群	西ノ根・酢屋に分布する 5 基の古墳で、1 基は帆立貝式の前方後円墳、他 4 基は円墳。うち 3 基は昭和 52 (1977) 年に発掘調査され箱式石棺等の埋葬施設が検出された。遺物は剣、儀礼に用いられたと思われる土師器、櫛、滑石製の剣形模造品・紡錘車・小玉等が出土し、5 世紀後半～6 世紀初頭に築造されたと考えられる。
蛭田富士山古墳 (市指定 / 史跡)	那珂川との合流点から篤川の上流約 5km の左岸に位置する。いわゆる帆立貝式の前方後円墳で、5 世紀末～6 世紀前半に築造されたと考えられる。本古墳は未発掘だが、周辺は昭和 45 (1970) 年に土地改良事業に伴って調査され、周溝をもつ円墳跡 4 基や箱式石棺、横穴式石室、土師器を伴う住居跡等が確認された。
小船渡古墳群	・観音塚古墳(市指定 / 史跡)：狭原地内にある直径約 60 m の円墳で、墳丘は二段築成。下段上面に円筒埴輪が環状にみられ、墳頂部からも埴輪片が出土している。 ・二ツ室塚古墳(市指定 / 史跡)：那珂川右岸の小船渡地内にある前方後円墳。発掘調査の結果、前方部と後円部の両方から横穴式石室が検出された。後円部の石室は 6 世紀後半、前方部は 6 世紀末～7 世紀初頭に設けられたものとされる。
銭室塚古墳 (市指定 / 史跡)	北滝の那珂川左岸の段丘上にある、6 世紀末頃の二段築成の円墳。埋葬主体は横穴式石室で、周溝があったと考えられる。周辺に条里制の遺構が見られ、「館野御前」や「綾織姫」などの長者伝説が残っている。
大塚古墳 (市指定 / 史跡)	松葉川沿いの開けた土地と丘陵が接する畑地にある円墳。大関増業 ^{ますなり} (1782～1845)編述の「創垂可継」(県指定 / 書跡)で豊城入彦 ^{とよき いりひこのみこと} 命の孫・彦狭島王 ^{ひこさしまおう} の衣と髪を祀った塚とされ、また、九尾の狐伝説に付会して尾塚とも呼ばれる。
高の巣遺跡	下侍塚古墳の北方約 400 m に所在する。湯殿大橋に続く県道の拡幅工事の際に古墳時代前期の竪穴住居跡の断面が 7 軒以上確認された。侍塚古墳築造に関係する時代の集落跡と推定し、令和元(2019)年に発掘調査を実施し、同時期の竪穴住居跡を確認している。
小松原遺跡	那須国造碑のある笠石神社のすぐ西側に位置する奈良～平安時代の集落跡。昭和 52 (1977) 年の発掘調査によって 8～9 世紀の竪穴住居跡が 49 軒確認されている。東山道駅路 ^{いわかみのうまや} や磐上駅家に関連する遺跡とされている。墨書土器が多数出土している。
山谷遺跡	那珂川左岸の丘陵上に広がる平坦面に立地する奈良～平安時代の集落跡。約 20ha の広範囲にわたって奈良～平安時代の土師器や須恵器が多量に散在している。古代の「全倉(矢倉)郷」に比定される遺跡。
那須国造碑 (国宝 / 古文書)	庚子年(700)以降の建立と推定されている花崗岩製の石碑。六朝風の楷書体による 152 文字が刻まれ、高さは約 120cm。笠石が載せられ、笠石神社の御神体として保存されている、日本三大古碑の一つ。「永昌」の紀年銘や「評督」任官等、古代国家成立期の様相を具体的に示す金石文資料として、東アジアの中でも重要な石碑である。「大日本史」編纂を進める徳川光圀の目にとまり、侍塚古墳発掘の直接的な契機となった。
東山道駅路跡	那珂川の右岸を北上し、那須町の釈迦堂山から伊王野を経て白河(福島県)から奥州へ向かう古代の主要道路跡。那珂川町的那須官衙遺跡以北は調査例が無かったが、令和元(2019)年度から実施している発掘調査により、小松原遺跡・石田遺跡でその延長が確認されている。

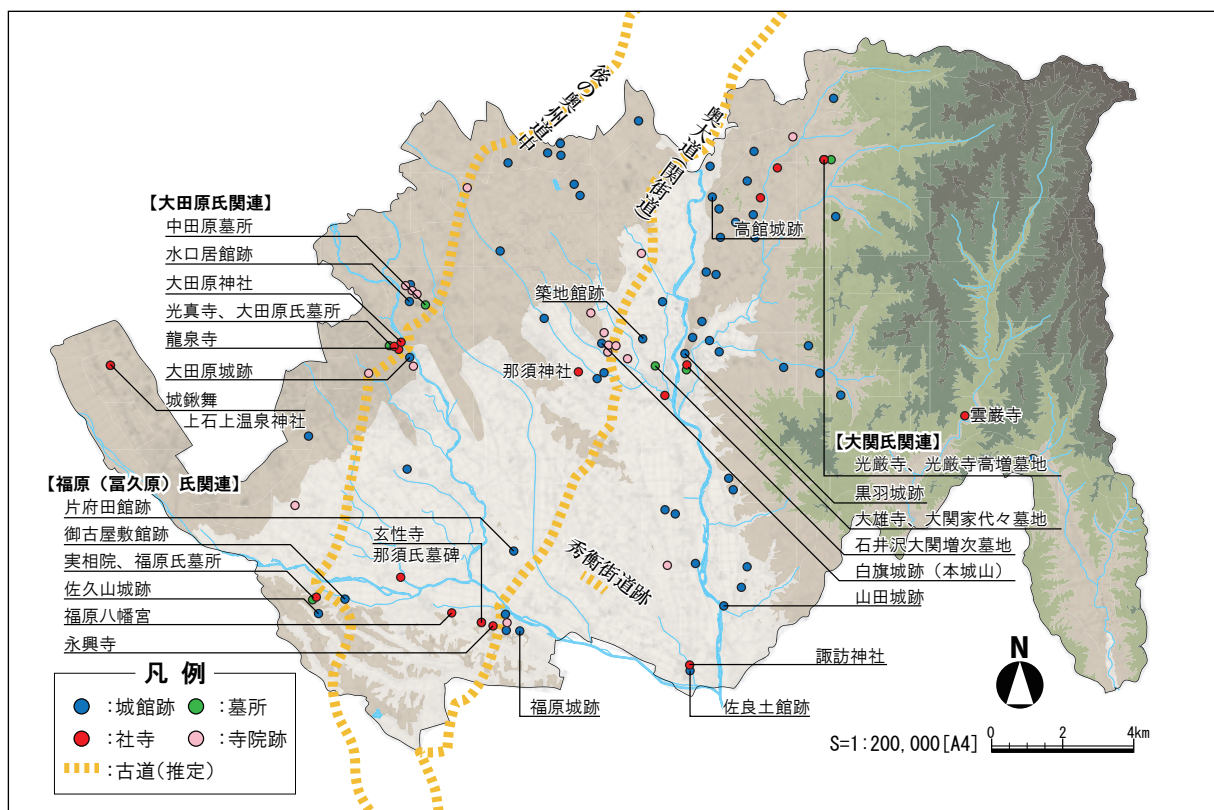
(3) 中世

中世は、本市域を南北に通り抜けたと推定される、関東と奥州をつなぐ主要道「奥大道」や、近世奥州道中の前身と考えられる街道、那須野が原と八溝山地のあいだを南流して太平洋に注ぐ那珂川などが、交通の大動脈として大いに利用された。市域はこれら陸上・水上交通の要衝に位置し、往還する人馬や物流を掌握し収益を得ようと、那須氏をはじめ、那須衆の福原氏、佐久山氏、大田原氏、大関氏が拠点を構えた。

那須氏は、中世前期の源平合戦における戦功で一族の惣領になったとされる与一宗隆の系統が、市域を含む那須地域を支配した。南北朝時代は高館城が、室町時代は黒羽城が那須氏の本拠として史料にみえる。15世紀に那須氏の内部で惣領家(太郎・肥前守系、後の上那須家)と庶子家(五郎・越後守系、後の下那須家)との争いがおき、上那須家は16世紀初め頃に滅んだ。その後は下那須家が烏山城(那須烏山市)を拠点に地域支配を強めたが、本市域は、水口居館・大田原城に拠る大田原氏と、白旗城・黒羽城に拠る大関氏が台頭し、地域の基盤を固め、豊臣政権下で大名となった。

また、湯津上地区も那須氏の所領として歴史の舞台に登場する。佐良土に伝わる^{だいもじひき}大捻縄引は、永正17(1520)年に那須氏と南陸奥の白川氏・岩城氏らが戦った縄釣台の戦いに由来するといわれている。さらに天正18(1590)年に那須資晴(烏山城主)は豊臣秀吉の宇都宮仕置で改易に処せられた際、佐良土館に蟄居した。

中世の文化財分布図



中世の主な文化財一覧表

名 称		概 要
秀衡街道跡 (市指定 / 史跡)		平安時代末期、奥州藤原氏の全盛期に都と奥州を結んだ道路跡とされている。
那須氏関連	築地館（大館）跡	平安時代後期に那須氏の祖須藤権守貞信が築いたという。奥大道が近くを通っていたともいわれ、鎌倉時代中期の建長 8（1256）年は那須氏惣領肥前前司資村が館の主であったと思われる。館跡近くに新善光寺跡や正安元（1299）年銘の阿弥陀三尊武蔵型板碑がある。
	高館城跡	文治年中（1185～90）に那須資隆が築城したという。築地館と那珂川を隔てた北側にある。南北朝時代の惣領那須資忠が籠城した山城でもある（「源威集」）。
	福原城跡	那須氏の拠点の一つ。近くに那須四郎久隆が築いたという北岡城跡がある。
	佐良土館跡 (市指定 / 史跡)	天正 18（1590）年に豊臣秀吉の宇都宮仕置で改易に処せられ隠居した那須資晴の館跡。
	げんしょうじ 玄性寺	・那須氏墓碑（市指定 / 史跡）：那須資重・那須資景等の供養塔（宝篋印塔）や弘化 4（1847）年に那須資礼により建てられた那須与一宗隆の供養塔等がある。
	こうごんじ 光厳寺	那須与一宗隆が高館城の南麓に建立し、康元 2（1257）年に那須資村が現在地に移したという。山門に那須氏の家紋「丸に一文字紋」が掲げられている。 ・光厳寺三鍔銘鐘（市指定 / 工芸品）：銘文によれば応長元（1311）年に鑄造され、初鑄の時の大檀那は那須加賀守資家（資村の子）であった。
	雲巖寺	創建は平安時代後期の大治年中（1126～31）と伝え、鎌倉時代後期の弘安 6（1283）年に北条時宗が大檀那となり、高峯顕日（仏国国師）が中興開山となって再建したという。臨済宗寺院。山門前の瓜甍橋は、那須資晴が大檀那となり、奉行大関安碩斎（高増）・同増清（清増）の下で、天正 13（1585）年に修造されたという（「野州東山雲巖禅寺旧記」）。 ・絹本著色仏応禅師像（国指定 / 彫刻）：南北朝時代貞治 2（1363）年作。 ・絹本著色仏国国師像（国指定 / 彫刻）：室町時代の作と推定される。 ・雲巖寺山門（市指定 / 建造物）：江戸時代前期の建築とされる。
那須氏関連	那須神社	下野国造奈良 別 命が国家鎮護のため金瓊（黄金の玉）を埋めて塚を築き、祠を建て、天照大神・日本武尊・春日大神を祀ったのが始まりという。延暦年中（782～806）に坂上田村麻呂が応神天皇を勧請し、八幡宮と称して戦勝を祈願した。さらに永承 6（1051）年の前九年の役で源頼義が戦勝祈願し、社殿を建立させたという。那須氏代々の氏神で、その後は、那須氏に代って領主になった大関氏に崇敬された。 ・那須神社本殿・楼門附銅棟札（本殿附）・石燈籠・手水舟（国指定 / 建造物）：現在の本殿は寛永 18（1641）年頃、楼門は同 19（1642）年に黒羽藩主大関土佐守高増により再建された。本殿は三間社流造で、彫刻や彩色、絵画で全体を華やかに装飾し、楼門は禅宗様を基調とし全体を彩色や絵画で装飾している。建物の形式、細部技法は当地域の中世からの技法を踏襲しつつ、全体を近世の装飾技法で飾るなど中世と近世の特徴を併せ持つ神社建築として価値が高い。
	温泉神社	市内に那須氏が温泉大明神を勧請したと言われている那須氏と関係の深い温泉（「おんせん」ないし「ゆぜん」と読む）神社が数多くある（滝岡・片府田・倉骨・佐久山・中野内等）。
	諏訪神社	源平合戦後、那須与一の兄たちは源氏に敵対したり源義経の不興を買ったりしたため信濃国諏訪に逼塞していたが、諏訪大社に祈願したところ無事那須に帰ることができた。これに感謝し、各地に諏訪神社を建立したという。この由緒を持つ諏訪神社が佐良土と佐久山に残る。

名 称		概 要
福原 (富久原) 氏関連	佐久山城跡 (市指定 / 史跡)	文治 3 (1187) 年に那須資隆の次男康隆が築城したという。以降、佐久山氏が居城としたが、永禄 6 (1563) 年 5 月、那須一族の富久原資孝に滅ぼされ、福原 (富久原) 氏が居城とした。
	片府田館跡 (市指定 / 史跡)	鎌倉時代初期に那須資隆の四男久隆が築いたという。福原氏の出城とも伝わる。
	ようこうじ 永興寺	鎌倉時代～戦国時代 (永禄年中) 以前の福原氏の菩提寺。建久元 (1190) 年福原四郎久隆が建立したという。境内に建永元 (1206) 年銘の久隆の五輪塔がある。
	実相院	・福原氏墓所 (市指定 / 史跡) : 福原資孝が永興寺から改葬した久隆から資郡までの墓碑や近世福原氏の五輪塔群等がある。
	福原八幡宮	源頼義が天喜 5 (1057) 年に戦勝祈願のために山城国石清水八幡宮を勧請したのが始まりという。与一宗隆が屋島で扇の的を射たときの成功を謝し社殿を再建したという由緒がある。以降、那須氏や福原氏の崇敬を集めた。 ・福原八幡宮本殿 (市指定 / 建造物) : 現在の社殿は寛政 2 (1790) 年修復のもの。
大田原氏関連	みなくち 水口居館跡 (市指定 / 史跡)	明応年中 (1492 ~ 1501) に大田原康清が築いたという。大田原城に本拠を移すまでの大田原氏の本拠とされる。
	大田原城跡 (市指定 / 史跡)	天文 12 (1543) 年ないし同 14 (1545) 年に大田原資清が築城したという。水口居館から移り住んだと伝わる。
	中田原墓所 (市指定 / 史跡)	大田原築城前後の大田原氏の胤清・資清・綱清の 3 代が葬られているという。五輪塔の一部と思われる石材が散在している。
	龍泉寺	大田原康清が水口居館を築いた際に、大田原氏の菩提寺兼祈願所になったという。本拠が大田原城に移ると三の丸下に移転し、明治時代に現在地に移った。 ・紙本著色大田原資清と一族の肖像画 (市指定 / 歴史資料) : 江戸時代中期作。
	光真寺	天文 12 (1543) 年ないし天文 14 (1545) 年に大田原資清が創建したという大田原氏の菩提寺。 ・大田原氏墓所 (市指定 / 史跡) : 大田原晴清・政清等大田原氏歴代の宝篋印塔群がある。
	大田原神社	大田原資清以来、大田原城主の大田原氏が崇敬した神社。
	城鍬舞 (県指定 / 無形民俗)	大田原資清による大田原城築城に動員された近在の農民を慰労する酒宴で、石上村 (現大田原市上石上一帯) の百姓藤兵衛が即興で鍬と鍬を持って舞い、同席の人々も鍬を叩いて囃したことに始まるという。上石上温泉神社へ奉納される。
大関氏関連	山田城跡	鎌倉時代初期那須資隆の八男義隆が築いたという。明応年中 (1492 ~ 1501) に大関宗増が本拠とし、増次の代に白旗城へ移り、廃城になったという。
	しらばた 白旗城跡 (本城山) (市指定 / 史跡)	応永年中 (1394 ~ 1428) に大関増清が築いたという。増次の代に修築され、天正 4 (1576) 年 3 月に黒羽城に本拠を移すまで大関氏の本拠となった。
	黒羽城跡 (市指定 / 史跡)	大関高増が天正 4 (1576) 年 3 月に大関氏の本拠を白旗城から移して以降、明治 4 (1871) 年の廃藩置県まで大関氏の本拠となった。
	石井沢増次墓地 (市指定 / 史跡)	天文 11 (1542) 年 12 月 20 日、大関増次は大田原資清と石井沢 (黒羽向町) で戦い敗れ自刃したという。増次の宝篋印塔がある。
	光厳寺	大関美作守高増が隠居後隠棲した寺。大関美作守高増の墓塔がある。 ・光厳寺高増墓地 (市指定 / 史跡) : 大関美作守高増の墓所。宝篋印塔と五輪塔の部材が混在している。

名 称		概 要
大関氏関連	大雄寺 (国指定 / 建造物)	応永 11 (1404) 年の創建といわれ、文安 5 (1448) 年以降、大関氏の菩提寺となったという。戦国時代に臨済宗から曹洞宗となった。元は余瀬の白旗城北東の地にあったが、高増が白旗城から黒羽城へ移城した際、現在地に移ったという。 本堂の建設は 17 世紀に遡ると推定され、大規模な曹洞宗本堂の形式をよく残している。個々の建造物の建設年代はそれぞれ差があるが、全体として江戸時代後期から末期の形態でまとまっている。位牌堂、開山堂、庫裏の一部、経蔵を除いてすべて茅葺であり、主要部は装飾性を高めた意匠や造形が限定され、本堂から廻廊にいたるまで全体が簡明に統一されており、近世曹洞宗寺院の典型の一つを示している。 ・ 所蔵品 (一部県・市指定 / 美術工芸品) : 室町時代作と推定される本堂本尊の木造釈迦如来坐像、鎌倉時代作と推定される座禅堂の木造釈迦如来坐像等がある。紙本着色大関美作守高増画像、木像大関晴増椅像 (未指定) 等も所蔵。 ・ 大関家代々墓地 (市指定 / 史跡) : 大関増次・高増・晴増・清増・資増・政増等の供養塔 (五輪塔と宝篋印塔) がある。近世黒羽藩主大関氏歴代の五輪塔もある。
古文書と 美術・工芸品		【那須与一伝承館寄託】 ・ 武將起請文 (市指定 / 古文書) : 戦国時代に佐竹氏から那須氏に宛てた起請文 4 通と右衛門佐綱繁から一笑軒に宛てた起請文 1 通。 ・ 那須家資料 : 戦国時代の那須氏宛て古河公方足利氏・上杉謙信・伊達政宗・豊臣秀吉等からの書状や近世那須氏に関する那須家伝来の諸資料。 ・ 福原氏伝来文書 : 関ヶ原合戦期の文書を含む近世～近代福原氏の資料 251 点。 ・ 銅製鰐口 (文和) (県指定 / 工芸品) : 文和 4 (1355) 年 8 月 15 日銘。 ・ 銅製鰐口 (天正) (県指定 / 工芸品) : 天正 5 (1577) 年大関美作守高増・清増が金丸八幡宮 (現那須神社) の本殿を改築した際に奉納したもの。 ・ 太刀 伝弘綱 (県指定 / 工芸品) : 那須与一宗隆が屋島の合戦後に戦勝奉賽で宗隆が那須神社に奉納した。 ・ 太刀 銘 一 (県指定 / 工芸品) : 南陸奥の白川義親が金丸八幡宮に奉納したもの。 【黒羽芭蕉の館所蔵】 ・ 紙本着色大関美作守高増画像 (市指定 / 絵画) : 慶長 5 (1600) 年 2 月作の坐像。 ・ 絹本着色大関美作守高増画像 (市指定 / 絵画) : 法体の曲^{きま}に座る画像。 ・ 大関家文書 : 戦国期大関氏宛て那須氏や常陸佐竹氏からの文書や、関ヶ原合戦期の大関氏宛て徳川秀忠等東軍諸将からの書状、天文年中 (1532 ~ 55) 端午日付の詠存 (大田原資清) から大関高増に宛てた書状等。



光真寺 (大田原氏墓所)



大雄寺本堂



武將起請文

(4) 近世

近世初期、現在の大田原市域に黒羽藩（大関氏、18,000 石、外様）・大田原藩（大田原氏、11,416 石、外様）・那須藩（那須氏、14,000 石、外様）が成立し、それぞれ黒羽城・大田原城・福原陣屋を本拠として城下町・陣屋町を整備し、藩領を支配した。このうち那須藩は早くに廃藩となり、藩領の多くは幕府領となった。佐久山も福原氏（3,500 石、交代寄合）の居所として栄え、大田原と佐久山の間にある八木沢村は、享和 3（1803）年に幕府の八木沢陣屋が設けられた。またこの時代の湯津上地区は、大部分が幕府領や旗本の相給地となった。大関・大田原両氏は、中世から引き続き、幕末まで転封がなかったことが特筆される。那須氏は 2 度の改易を経て、元禄 14（1701）年より交代寄合（1,000 石）として幕末まで福原に陣屋を置いた。

近世の市域は水陸両交通路の拠点も多く、大田原と佐久山は奥州道中（奥州街道）の宿場町としてにぎわった。那珂川には、舟運の最も上流の河岸（遡航終点）として黒羽河岸（上・下河岸）が置かれ、さらに下流に矢倉河岸・佐良土河岸なども整備された。

近世は長く平和が続いたことで、文化の花が咲いた。元禄 2（1689）年に松尾芭蕉が黒羽に来訪し、黒羽藩城代の浄法寺氏やその弟の鹿子畑（^{じょうぼう じ} 当時は岡 ^{かの こはた}）氏らと俳諧を通じ深く交流した。芭蕉の滞在は 14 日間の長逗留で、この間に那須神社や雲巖寺、修験光明寺などの名所旧跡を訪れている。また湯津上地区で、徳川光圀の命により、元禄 5（1692）年に那須国造碑の保護措置がとられ、上・下侍塚古墳の発掘調査が行われた。この事業は、わが国の考古学史上、学術的な発掘調査や史跡保護の先駆けと評価されている。近世後期に、黒羽藩主大関増業が藩政改革の 1 つとして学芸を奨励し、藩校を設立したことで、文化の興隆につながった。黒羽藩からは、絵師として活躍した小泉斐（^{あやる}）が出ており、市内に現在も彼の作品が多く残る。

近世の文化財分布図



近世の主な文化財一覧表

名 称	概 要
八木沢陣屋跡	幕領支配のため享和 3（1803）年に奥州道中沿いの八木沢城下と佐久山宿の間である八木沢村（親園）に設けられた吹上陣屋の出張陣屋。特に、代官の山口鉄五郎高品は用水路の開削や新田開発等、農村復興に尽力した。 ・町初碑（市指定 / 史跡）：奥州道中整備に伴い、寛永年間（1624～44）に八木沢村が街道筋に開かれたことを記念して建立されたという。 ・蒲盧碑及び蒲盧碑原文（市指定 / 史跡）：山口代官の善政と、那須野の蜃気楼の伝承を結び付けて詠んだ蒲盧碑原文を、のちに刻んで建立したもの。 ・本村古絵図：元禄 8（1695）年に作成された親園地区（中居村及び八木沢村）の絵図。
佐久山陣屋跡	交代寄合福原氏（3,500 石）の本拠。 ・御古屋敷館跡：天正 18（1590）年から元禄 15（1702）年までの福原氏の居所で、近世前期の佐久山陣屋。 ・佐久山城跡（市指定 / 史跡）：福原貞倍が元禄 15（1702）年に中世佐久山城跡の地に陣屋を移し、明治 4（1871）年の廃藩置県まで続いた。御殿山とも称する。
佐久山宿	佐久山陣屋町の一部に奥州道中 5 番目の宿場町として置かれた。 ・本陣家資料：佐久山宿本陣を務めた家の史料群で、古文書（栃木県立文書館寄託）をはじめ、本陣で使用されたお椀や「御本陣」と墨書されたまな板などもある。 ・検地帳・名寄帳・地券の証（市指定 / 古文書）：那須与一伝承館所蔵。 ・福原氏伝来文書：個人所蔵（那須与一伝承館寄託）。
大田原城跡 （市指定 / 史跡）	中世から続く大田原氏の居城で、明治 4（1871）年の廃藩置県まで大田原藩の本拠。
大田原宿	大田原城下町の一部が奥州道中 6 番目の宿場町となり、現在もその名残（金燈籠等）や、資料（「印南家文書」等）が残る。 ・本陣家資料：元禄初年（1688～90 頃）に本陣の経営を開始した旧家に伝わる資料群。大田原宿町並の図（市指定 / 歴史資料）をはじめ約 280 点。 ・大田原城並郭内屋敷図：那須与一伝承館所蔵。 ・関札（上杉弾正大弼泊）：歴史民俗資料館所蔵。 ・金燈籠：文政 2（1819）年に宿場中 38 人が寄進した常夜灯。当時の台座が残り、本体は数度の撤去や移動を経て昭和 54（1979）年に新たに立てられたもの（3 代目）。 ・石灯籠（市指定 / 建造物）：大田原神社所蔵。
黒羽城跡 （市指定 / 史跡）	中世から続く大関氏の居城で、明治 4（1871）年の廃藩置県までの黒羽藩の本拠。
黒羽河岸跡	黒羽城下町の一部（黒羽向町）に、黒羽藩の材木輸送や会津藩の廻米輸送等のため明暦元（1655）年に黒羽河岸（上・下河岸）が開設され、那珂川の水運が利用された。 ・絹本淡彩黒羽周辺景観図（城西図）（県指定 / 絵画）：黒羽芭蕉の館所蔵。
近世街道	主要な街道として五街道の一つにも数えられる奥州道中（奥州街道）がある他、脇街道等として、奥州荷物道・原（方）街道・会津中街道・日光北街道・立街道・棚倉街道・カノ道・黒羽道中等がある。街道を通じて、各地との文化交流や物資の往来があった。 ・一里塚（市指定 / 史跡） ・道標（市指定 / 史跡） ・道標：練貫、上石上、下石上、平沢、南金丸等。 ・大田原藩主行列図（嘉永四年十一月御乗出シ之行烈）：那須与一伝承館所蔵。 ・黒羽道中図画：黒羽芭蕉の館所蔵。

近世の文化・学問に関わる主な文化財・人物一覧表

名 称	概 要
文化興隆	【近世前・中期の著名な文化人】 ○歌人・歌学者戸田茂睡^{もすい}（1629～1706）：3代將軍徳川家光の弟の家臣である渡辺忠の息子。和歌を清水谷実業に学ぶ。主な著書に『梨本集』『御当代記』『寛文五年文詞』がある。 ○蘭山道昶^{らんざんどうちやう}や廓門貫徹^{かくもんかんてつ}（大雄寺住職）：元禄12（1699）年、漢詩「向陽亭十二景」 ・木版一切経（県指定／書跡）：廓門貫徹が徳川吉宗（1684～1751）から賜った。 ・東野遺稿（市指定／典籍）：全3巻（寛延2（1749）年5月刊本）。荻生徂徠の高弟、安藤東野（煥図）編。 ○鈴木正長^{らんさんどうちやう}（武助、為蝶軒、1732～1806）：農政や風俗の改善に尽力した。文化2（1805）年『農諭』を著し、優れた農政の専門書として全国の各藩でそのまま出版された。 ・人面獸心の壁書^{にんめんじゆうしん}（県指定／有形民俗）：正長の間引き禁止の壁書き。 【光圈による発掘調査】 ○徳川光圈：那須国造碑（国宝）の保存顕彰のため元禄4（1691）年に碑堂の建立を開始、同5年に碑の主を求めて、日本で最初の学術的な発掘調査を侍塚古墳（国指定／史跡）で行った。 ・笠石神社：光圈が那須国造碑（国宝）のために覆堂をつくり安置した神社。
	【芭蕉とゆかりの地】 ○松尾芭蕉：元禄2（1689）年に黒羽に来訪。黒羽藩城代浄法寺氏やその弟の鹿子畑（当時は岡）氏らと俳諧を通じた濃密な交流を行い、14日間の長逗留で「八幡宮（那須神社境内）」・「殺生石」ゆかりの地などの名所旧跡を訪れた。 ・おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）（国指定／名勝）：那須与一宗隆にまつわる境内の風景は、『おくのほそ道』に「感応珠しきりに覚えらる」と記されている。 ・犬追物跡・玉藻稻荷神社：絶世の美女玉藻前に姿を変えた九尾の狐の怨霊が追討にあって息絶え、石と化したとされる「殺生石」が那須町にあり、そのゆかりの地が大田原市内にもある。玉藻前が狐と化して那須野に隠れ住んでいるのを退治するために、犬を狐に見立てて追い射る武技を行ったとされる「犬追物跡」や、蟬に身をかえ桜の木の陰に隠れていたのを池（鏡が池）に映った真の姿を見つけられ討たれてしまったという逸話のある「玉藻稻荷神社」がある。 ・その他、芭蕉が訪れた地として雲巖寺（山門は市指定／建造物）、修験光明寺跡、旧浄法寺邸等がある。 ・松尾芭蕉・曾良句碑（一部市指定／歴史資料）：常念寺をはじめとし黒羽周辺に句碑がある。 ・鹿子畑翠桃墓地（市指定／史跡）
	【近世後期の著名な文化人】 ○大関増業（1782～1845）：藩政改革に取り組み、学芸を奨励し藩校何陋館^{かろうかん}・練武園^{れんぶえん}を創設した。大関増勤^{ますとし}（1852～1905）が藩校の名称を作新館とした。増業の編著書は、以下のものをはじめとして、二十余种・七百五十余巻に及ぶ。 ・（黒羽版）日本書紀 ・日本書紀文字錯乱備考^{しかすうよう} ・止戈枢要（県指定／書跡）：武事・産業、その他様々な分野に及ぶ大関増業編述の兵学書。 ・創垂可継（県指定／書跡）：黒羽藩の歴史・諸制度、郷村の地誌等を編纂した叢書。 ○小泉斐（1770～1854）：絵画・漢詩文、特に鮎の絵で有名。市内に、以下の作品など多くの作品が遺されている。 ・絹本淡彩広凌観瀾図（県指定／絵画）：大雄寺所蔵。 ・紙本墨画楊柳観音像（県指定／絵画）：大雄寺所蔵。 ・紙本墨画竜に馬師皇図（県指定／絵画）：明王寺所蔵。 ・黒羽城鳥瞰図（市指定／歴史資料）：黒羽芭蕉の館所蔵。 ○木曾武元：私塾を開き大勢の子弟に学問を教えた。『那須記』に金丸八幡宮や雲巖寺などの記載がないことから、史料収集に奔走し、享保18（1733）年『那須拾遺記』16巻を著した。 ・木曾武元の墓所（市指定／史跡） ○村上英俊（1811～90）：佐久山宿出身の幕末～明治中期のフランス語学者。 ・三語便覧・五方通語（市指定／書跡）：那須与一伝承館寄託。



雲巖寺山門



人面獣心の壁書



町初碑



笠石神社



芭蕉句碑



創垂可継



竜に馬師皇図

(5) 近代

慶応4（1868）年の戊辰戦争に、黒羽藩・大田原藩・交代寄合の福原家も新政府軍として参戦し、それぞれ軍功を挙げたが、大田原城下は旧幕府軍の襲撃により大きな被害を受けた。

黒羽藩領、大田原藩領、那須家領、福原家領以外の村々は、この戊辰戦争のさなか真岡県、日光県の管轄下に入った。明治2（1869）年に黒羽藩・大田原藩は版籍を奉還、同4（1871）年の廃藩置県でそれぞれ黒羽県・大田原県となり、その後両県は宇都宮県に編入され、また明治6（1873）年に宇都宮県が栃木県と合併して栃木県となった。

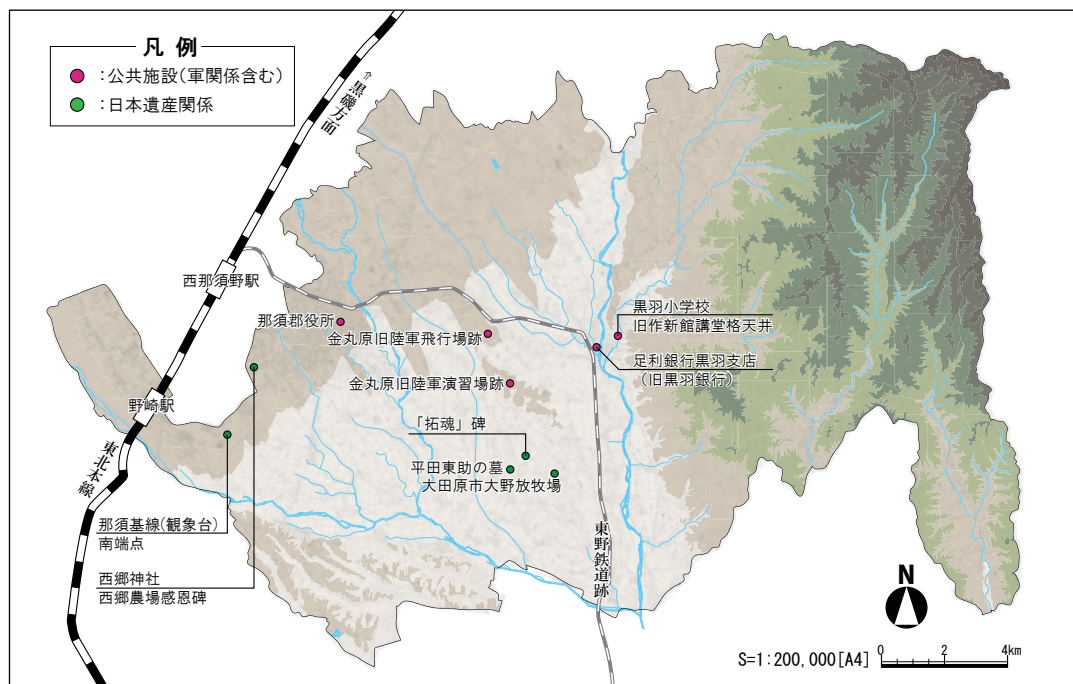
明治7（1874）年、大田原宿に栃木県庁大田原支庁（後の那須郡役所）が置かれ、大田原の中心部は県北地域の政治（行政）・経済の中心地となっていった。また江戸時代から発展していた旧黒羽城下や旧佐久山宿のほか、鉄道の開設により新たに野崎駅周辺にも商店街が形成された。

この時代、政府による殖産興業の推奨により、新しい産業技術の導入、農場開発等が行われた。那須地域に全国に先駆けて測量基準線である「那須基線」が設定され、そのうち市内に南端点が残る。広大な那須野が原は華族らによって競って開拓され、市内に加治屋開墾場（後に西郷農場）や品川開墾（後に傘松農場）などの大規模農場が展開された。また、飲用・かんがい用に長大な那須疏水が整備され、その一部は品川開墾にまで達した。

大正時代は各地で地方鉄道の整備が進み、大正7（1918）年に東野鉄道が西那須野～大田原～金丸原～黒羽で営業を開始し、八溝地域の林産物の輸送に大きな役割を果たした。

湯津上・金田両地区にわたる広大な原野は、明治45（1912）年に陸軍の金丸原演習場が開設され、後にその一角が金丸原飛行場となった。また、昭和18（1943）年11月に中島飛行機大田原工場が開設し、戦闘機の部品製造が行われた。このように、大田原市は軍事都市としての性格を有していた。関連施設として、演習場の門柱や戦闘機の整備場（掩体壕）、戦闘機の操縦訓練施設の土台（鎮礎）^{ちんてい}等が現在に残る。終戦後この一帯は開拓の舞台となり、一部は市営の大野放牧場として往時の景観を残す。

近代の文化財分布図



近代の主な文化財一覧表

名 称	概 要
旧作新館講堂格天井 (市指定 / 歴史資料)	黒羽藩校作新館を明治 4 (1871) 年に改築・移転し、教官と生徒の漢詩が天井に掲げられた。大関私学作新館として明治 18 (1885) 年まで存続した。「作新」の精神は今も黒羽小学校及び宇都宮市にある作新学院に受け継がれている。建物は、大正時代に改築されたが、漢詩の天井板は小学校の和室に転用された。昭和 57 (1982) 年・58 (1983) 年にも改築されたが、作新館学習室の天井板として用いられている。
那須基線 (観象台) (日本遺産、市指定 / 史跡)	明治 9 (1876) 年 3 月から同 11 (1878) 年 6 月までに設置された測量基準線の北端点が那須塩原市、南端点は大田原市親園に位置する。2 点間の距離は約 10.63km。2 点を結んだ「たて道」と呼ばれる直線道路がある。
開拓農場	・那須疏水 (品川堀): 明治 19 (1886) 年、第 2 分水を品川開墾 (傘松農場) まで開削。 ・西原開墾 (長地農場): 大田原の富豪による開墾後、渡辺国武が買収。 ・加治屋開墾場 (西郷農場): 西郷神社 (日本遺産、市指定 / 彫刻)、西郷農場感恩碑 ・品川開墾 (傘松農場、蛭田・鹿畑): 平田東助の墓 (日本遺産) ・金丸原開拓: 「拓魂」碑 (日本遺産)、大田原市大野放牧場 (日本遺産)
足利銀行黒羽支店 (旧黒羽銀行) (国登録 / 建造物)	明治 30 (1897) 年創立の県内に現存する唯一の土蔵造りの銀行。昭和 11 (1936) 年に足利銀行の支店となった。
東野鉄道跡	大正 7 (1918) 年に西那須野～黒羽の営業を始め、大正 13 (1924) 年に那須小川まで延長、那須地域の主要交通機関となった。昭和 14 (1939) 年黒羽～那須小川間を廃止、昭和 43 (1968) 年に全線が廃止された。大田原神社下の大田原隧道、湯坂川橋梁の橋台と橋脚、狭原地区の橋台、佐良土駅のプラットホーム、佐良土駅南側の橋台、箒川橋梁の橋台と橋脚等が各所に残る。
戦争遺産	・掩体壕 (土木遺産): 戦闘機の整備場と考えられる格納庫跡。 ・奥沢地区の防空壕: 軍事用と考えられる。 ・鎮礎: 戦闘機の操縦訓練に使った施設の土台。 ・プロペラ: 金丸原陸軍飛行場で使用した乙式一型練習機のもの。 ・プロペラ: 昭和 5 (1930) 年に那須神社に奉納されたプロペラで、ロ号甲型水上偵察機のものと考えられる。那須与一伝承館寄託。 ・門柱: 演習場正門にあったコンクリート製の門柱。 ・上奥沢地区の秘匿工場跡: 戦闘機の組み立て工場と伝わる。現在も建物の礎石と思われるコンクリート製のブロックが残る。 ・中島飛行機大田原工場関係資料: 戦闘機の製造工程表等。 ・鹿畑の着弾痕: 演習で撃った砲弾が着弾したと推定される場所。 ・市内の防空壕



那須基線南端点 (観象台)



西郷神社 (本殿)

第2章 文化財の概要と特徴

1 指定等文化財

本市の指定等文化財の総数は令和 8（2026）年 3 月現在で 212 件であり、その内訳は、国指定文化財 11 件（国宝を含む）、国選択無形民俗文化財 1 件（市指定と重複）、国登録有形文化財 1 件、栃木県指定文化財 47 件、大田原市指定文化財 153 件である。

また、類型ごとの内訳は、建造物 14 件、絵画 20 件、彫刻 26 件、工芸品 22 件、書跡・典籍 10 件、古文書 9 件、考古資料 5 件、歴史資料 10 件、工芸技術 1 件、有形の民俗文化財 2 件、無形の民俗文化財 16 件、遺跡 41 件、名勝地 1 件、動物・植物・地質鉱物 35 件である。なお、文化的景観と伝統的建造物群、文化財の保存技術に相当する文化財の選定はない。

		指定等文化財の件数				(令和 8(2026)年 3 月現在)			
区 分（種別）		国指定	国選択	県指定 / 選定	県選択	市指定	国登録	合 計	
①有形文化財	建造物	2	－	0	－	11	1	14	
	美術工芸品	絵画	2	－	11	－	7	0	20
		彫刻	2	－	5	－	19	0	26
		工芸品	0	－	16	－	6	0	22
		書跡・典籍	0	－	6	－	4	0	10
		古文書	1 ※①	－	0	－	8	0	9
		考古資料	0	－	0	－	5	0	5
		歴史資料	0	－	0	－	10	0	10
②無形文化財		1	0	0	－	0	0	1	
③民俗文化財	有形の民俗文化財	0	－	1	－	1	0	2	
	無形の民俗文化財	0	(1) ※②	2	0	14	0	16	
④記念物	遺跡	1	－	0	－	40	0	41	
	名勝地	1	－	0	－	0	0	1	
	動物・植物・地質鉱物	1	－	6	－	28	0	35	
⑤文化的景観		0	－	－	－	－	－	0	
⑥伝統的建造物群		0	－	0	－	－	－	0	
合 計		11	(1)	47	0	153	1	212	
		212							

※①「那須国造碑」（国宝）である。

※②市指定無形民俗文化財「大捻縄引」は、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（いわゆる国の記録選択）」にも選択されているため表中は（ ）としている。

2 未指定文化財

令和 8（2026）年 3 月現在で、既存の調査成果や文献等で把握している市内所在の未指定文化財は 7,826 件であり、その内訳は下記の表のとおりである。

未指定文化財の件数			(令和 8（2026）年 3 月現在)
区 分（種別）			合 計
①有形文化財	建造物	・ 社寺建築・構造物（鳥居・灯籠等） ・ 社寺以外の建築：民家・店舗、公共施設 ・ 近代遺産（橋梁・鉄道・戦争遺産等）	90
	美術工芸品	・ 絵画（絵画、絵馬等）	41
		・ 彫刻	7
		・ 工芸品	5
		・ 書跡・典籍	1
		・ 古文書	1,005
		・ 考古資料	26
		・ 歴史資料	380
	石造物	・ 五輪塔、宝篋印塔、道標、石仏、記念碑、道路元標 等	46
②無形文化財		・ 工芸技術 ・ 文化財の保存技術	1
③民俗文化財	有形の民俗文化財	・ 民具	965
	無形の民俗文化財	・ 社会組織、生業、衣食住、年中行事、人生儀礼、 信仰（祭礼・民俗芸能・講・民間信仰）、口承伝承、 民謡等	550
④記念物	遺跡	・ 埋蔵文化財包蔵地 ・ 埋蔵文化財包蔵地以外	547
	名勝地	・ 庭園、公園、橋梁、山岳、並木、遊歩道	18
	動物・植物・ 地質鉱物	・ 動植物（維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫、甲殻類、多足類、軟体動物、環形動物、扁形動物、線形動物）、 樹木、地質鉱物、湧水	4,125
⑤文化的景観		・ 里山、用水路、田畑、農場、牧場	16
⑥伝統的建造物群		・ 宿場町、城下町、農漁村	3
合 計			7,826

※石造物は、評価上、③民俗文化財（有形の民俗文化財）、④記念物（遺跡）等に分類される例もあるが、便宜上すべて①有形文化財に分類した。

※法に規定される、文化財を埋蔵している土地（埋蔵文化財包蔵地）は④記念物（遺跡）、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（文化財の保存技術）は②無形文化財に分類した。

※無形の民俗文化財は、『大田原市史資料集第 3 集 大田原市の民俗』（大田原市教育委員会、2024 年）の掲載内容に基づき分類し、市史編さん事業の過程で聞き取れたものを記録した。

※動植物は、『大田原市史資料集第 2 集 大田原市の自然』（大田原市教育委員会、2023 年）の掲載リストに基づき 18 に分類し、現在の生息種に限らず、過去（令和 4（2022）年まで）に市内（旧市町村を含む）で確認されたことがある種についてカウントした。

3 文化財の概要と特徴

(1) 類型別の概要と特徴

類型別にみた本市の文化財の概要と特徴は以下のとおりである。

①有形文化財

・建造物

市域是那須氏や那須衆（大関氏、大田原氏、福原氏、佐久山氏）といった多くの武家が割拠した地であることから、指定・未指定文化財ともに、彼らが信仰した寺社に関する建造物が多く残る。そのうち那須神社本殿・楼門附銅棟札（本殿附）・石燈籠・手水舟と、大雄寺（本堂・庫裏・禅堂・鐘楼・経蔵・総門・廻廊）が国指定重要文化財となっている。

旧城下町・旧陣屋町やそれを引き継いだ近代以降の市街地は、国登録文化財の足利銀行黒羽支店（旧黒羽銀行）をはじめ、町に賑わいをもたらした店舗や蔵、その他の未指定建造物が多く残る。そのうち、今も大田原市街地の中心に立つ金燈籠及びその台石（ともに未指定）は、旧大田原宿の歴史を伝え市街地のシンボリック的存在となっている。



大雄寺

また近代の建造物として、鉄道の歴史を語る旧東野鉄道大田原隧道、旧東野鉄道箒川築堤橋台、JR 野崎駅舎等の近代化遺産、戦争の記憶を現在に伝える旧金丸原陸軍飛行場の掩体壕や奥沢地区の旧防空壕、上奥沢の旧秘匿工場、旧金丸原陸軍演習場廠舎正門の門柱等の戦争遺産もある。

・美術工芸品

指定文化財として、本市唯一の国宝である那須国造碑（古文書）があり、律令期の古代那須の社会的変動を文字として確認できる貴重な文化財である。

また、指定・未指定を問わず、市域の寺社や文化施設を中心に、那須氏・那須衆らの政治動向や松尾芭蕉や小泉斐ら文化人の活動に関連する、絵画、彫刻、工芸品、古文書や歴史資料が数多く伝来する。未指定の歴史資料として、東野鉄道や戦争に関する資料群もある。

この他市域は、那珂川や東山道駅路を通じ畿内や東北との往来が盛んで、原始・古代の遺跡が充実していることから、湯坂遺跡や平林真子遺跡出土の縄文土器など、指定・未指定ともに多くの考古資料が出土している。

・石造物

未指定文化財として、五輪塔、宝篋印塔、道標、石仏、記念碑、道路元標等の石造物が確認されている。



黒羽城鳥瞰図

②無形文化財

本市は竹工芸が盛んな地域であり、竹工芸の国指定重要無形文化財保持者として藤沼昇氏がいる。幅広い竹工芸技法を高度に体得しており、多様な編組技法を駆使し、「気」をイメージした作品で高い評価を受けている。また、未指定の工芸技術として、黒羽向町で現在まで継承されている黒羽藍染がある。なお、文化財の保存技術に相当する文化財の選定はない。



竹工芸

③民俗文化財

・有形の民俗文化財

黒羽藩や大田原藩の暮らしの様子を伝える民俗資料2件が指定されているほか、未指定文化財として市歴史民俗資料館に近代化以前からの生活用具や生業に係る道具類が収蔵されている。

・無形の民俗文化財

市域が大きく平野部的那須野が原と山間部の八溝山地に分かれていることや、近世に黒羽藩領、大田原藩領、幕府領、旗本領とそれぞれの支配下にあったことから、それぞれの地域の文化風土や政治状況と結びついて、多種多様な無形の民俗文化財が残されている。それらを近年の市史編さん事業において調査し、社会組織、生業、衣食住、年中行事、人生儀礼、信仰（祭礼・民俗芸能・講・民間信仰）、口頭伝承、民謡などの項目に分けて採録した。



大捻縄引

祭礼や民俗芸能は選択・指定されているものも多く、那須氏と白川氏との戦いに由来を持つ湯津上のダイモジ（大捻縄）引きが国選択、大田原城の築城に由来を持つ上石上温泉神社の城鉾舞、同じく近世の浄土真宗に由来を持つ佐久山正浄寺の雅楽が県指定文化財となっているほか、神社の祭礼に付随する神楽や獅子舞、天祭・天念仏、農村の生業や年中行事と結びついた草刈唄・餅つき唄などが市指定となっている。

未指定の無形の民俗文化財は、トウガラシ・葉煙草・茶などの畑作、八溝スギの植林、牛馬の飼育、サケやアユなどの河川漁撈、キノハサライなど、衣食住でサガンボ・カマノフタ饅頭・しもつかれなどの行事食、アマヤ・ヤウラ・クンバなどの屋敷取り、年中行事でワラハウデンやドント焼きなどがあげられる。



城鉾舞

主な祭礼・民俗芸能一覧表

名 称	概 要
大捻縄引 (国選択 / 無形民俗、 市指定 / 無形民俗)	永正 17 (1520) 年に、白川城主結城義永と烏山城主那須資房が箒川右岸の縄釣台 (現那珂川町浄法寺) の戦場で縄を引き合った故事にならって始められたという。佐良土地区内の住民が 8 月中旬の土曜日 (かつては 8 月 14 日) の早朝から直径 50cm、長さ 50 m を超える大縄を振り上げ、その夜、出来上がった大縄を光丸山の参道 (国道 294 号) で引き合い、豊作・家内安全・村内繁昌を祈願する。大縄は佐良土の諏訪神社祭礼での奉納相撲の土俵にも使われる。
光丸山大祭 (大縁日)	12 月第 2 日曜日に開催される。神輿の渡御が佐良土の宿内をねり歩く、神仏習合の名残を今にとどめている貴重な祭礼。
正浄寺の雅楽 (県指定 / 無形民俗)	宗祖親鸞聖人報恩講や春秋の彼岸をはじめ、地域の法要や婚礼等にも演奏される。明和 2 (1765) 年に仙台侯寄進と銘打った笙や、慶応年間 (1865 ~ 68) に日光東照宮の楽人から指導を受けたという伝承が残り、江戸時代には演奏されていたと思われる。
城鉾舞 (県指定 / 無形民俗)	上石上の温泉神社の例祭 (10 月第 2 日曜日) に奉納される。天文 14 (1545) 年、大田原城築城の祝宴で領内の百姓が踊り、農具の鉾先を叩いて囃したのを城主の大田原資清がいたく喜び、毎年正月に城内で演じさせたという。形振とよばれる舞手・笛吹き・太鼓打ち・旗持ち・石上小学校の女子児童による鉾叩きで構成される。
温泉神社獅子舞 (市指定 / 無形民俗)	天正 4 (1576) 年、大関美作守高増が白旗城から黒羽城に本拠を移した時に獅子頭を被り演じて、大関家の繁栄を祈願したという。後に、温泉神社 (大宮温泉神社) の例大祭 (4 月第 2 日曜日) に流鏝馬や太々神楽とともに奉納されるようになった。お囃子 5 人が牡丹の花を飾り付けた箱を頭に乗せ、箱の四方に唐草模様の布を下げて顔を覆う。手に笛やササラを持って囃す。獅子は腹に小太鼓 (鞆鼓) を持ち、撥で小太鼓を打ち調子をとりながら、牡獅子 2 頭が牝獅子 1 頭を奪い合う様子を演じる。
温泉神社太々神楽 (市指定 / 無形民俗)	温泉神社 (大宮温泉神社) 例大祭の獅子舞奉納の後、神楽殿で奉納される。元は 36 座の舞があったが、現在は 11 座が奉納される。また、15 の面が残っていて、座ごとに装束と面をつけ、笛や太鼓の囃子で舞う。
獅子舞 (那須神社) (市指定 / 無形民俗)	大関増清が応永年間 (1394 ~ 1428)、余瀬に白旗城を築いた時の地鎮祭として、金丸八幡宮 (那須神社) に奉納したという。黒羽城主大関氏の崇拝を集め、9 月 15 日の例大祭に、自らも参拝、獅子舞を鑑賞したという。獅子頭は、大宮温泉神社と共有して演じている。獅子舞の他に流鏝馬・子供角力等も奉納される。
永代々神楽 (那須神社) (市指定 / 無形民俗)	元暦 2 (1185) 年源平屋島合戦の戦功で那須氏の惣領となった与一宗隆が社殿を再建して社領を寄進し、神職と雅楽奏者を伴い、祭祀を行わせた起源伝承が残されている。演目は 36 座あったが、現在は 10 座、3 月第 2 日曜日 (那須神社春期大祭) に奉納される。
両郷磯上太々神楽 (市指定 / 無形民俗)	両郷磯上鎮守の講中によって明治 10 (1877) 年頃から舞い継がれてきたという。日光から伝えられ、江戸時代にすでに舞われていたとも言われている。神楽殿を持たず庭で演じることから「庭神楽」とも呼ばれる。臨時設置の舞台に笹台と注連縄、幔幕を張りめぐらし、囃子方が多彩な演奏を行う。演目は 36 座あったが、現在は 12 座が伝えられている。
太々神楽 (八龍神社) (市指定 / 無形民俗)	八龍神社の春秋 2 回の例大祭に奉納される。文政 4 (1821) 年頃、地域の神職が京都まで舞いを習いに行き最初は神職のみで奉納していたが、後に氏子の中から保存会が組織され、日本神話の流れに沿って構成された物語を演じる。オカメ・ヒョットコのコミカルな演技や厄年の人たちによる「ガラマキ」もあって、賑わいを見せる。
天祭 (八龍神社) (市指定 / 無形民俗)	八龍神社は風雨を司る二柱の大神様を祀る。台風・雷雨除けや雨乞い祈願として 7 月 27 ~ 28 日 (現在は 28 日直近の土日)、境内に約 10 m の櫓を組み、2 段の天棚を設けて、一昼夜 (かつては三昼夜) 笛・太鼓の演奏をする。

名 称	概 要
餅つき唄（福原） （市指定 / 無形民俗）	治承 4（1180）年、那須与一宗隆と兄十郎為隆兄弟が源義経の家来として平家追討に出陣する際、福原の領民が出陣祝いに餅を搗いて献上したことに始まるという。那須氏の墓所がある玄性寺の那須与一公墓前祭などで奉納される。
黒羽餅つき唄 （市指定 / 無形民俗）	明治 31（1898）年熊野山（島根県松江市）参詣記念に餅を搗いて盛大に祝ったことに始まる。棟上げや米寿の祝い事に欠かせない行事であった。親類・縁者・近隣の人たちが「千本杵」（12 本、月数を示すという）とよぶ長い棒杵で、唄の調子に合わせて餅を搗く。
大田原の盆踊り唄 （市指定 / 無形民俗）	大田原市下町（現中央 2 丁目）の薬師堂の庭で踊り始めたと言われている。太鼓の代わりに樽を横にして側面を小気味よく叩く。踊りは男性的で、大田原藩の武士たちが、祭礼の祝宴の余興として、酒樽を転がし叩いて節をとりながら踊ったことに由来するという。
草刈唄 （市指定 / 無形民俗）	約 300 年前から、親園地区の五本木・実取・加治屋、野崎地区の薄葉、那須塩原市の二つ室付近に広がる草原の草刈りの仕事唄として唄い出されたという。
大田原神社の屋台行事 （大田原屋台まつり） （市指定 / 無形民俗）	大田原神社の 4 月上旬に行われる例大祭の付け祭りで、江戸時代到大田原藩のみこしを奉納した 7 町内の当番町が引き回したのが起源といわれる。花鳥・唐獅子等が精巧な技法で彫り込まれた 9 台の屋台が金燈籠交差点でブツツケ（お囃子の競演）を行う。 ・屋台（市指定 / 彫刻）：江戸時代末期に制作された、上町の彫刻屋台。 ・下町彫刻屋台附琵琶板（市指定 / 彫刻）：文政元（1818）年に制作された下町の彫刻屋台。日光や宇都宮の職人によって制作された。
太子祭	建築の神様としての聖徳太子を祀る大田原神社で、江戸時代中頃に始まったと伝えられる。昭和 53（1978）年から大田原商工会議所が加わり、毎年 1 月 10 日に建築業者の仕事始めの儀式として続いている。

主な民俗行事や芸能の位置図



那須神社永代々神楽



正浄寺の雅楽



大田原神社の屋台行事（大田原屋台まつり）



温泉神社の獅子舞

④記念物

・遺跡

原始・古代から南関東や東北地方、北陸地方など周辺地域との交流地として栄えたことから、集落・古墳等の遺跡が市域の各所に見られる。中世以降も那須氏・那須衆らが群雄割拠し、築造した城館や陣屋、菩提寺・祈願所、勧請した神社、墓所等が多く残る。那須地域最大規模の古墳である侍



下侍塚古墳

塚古墳（国指定／史跡）が指定となっており、未指定の遺跡は、東山道駅路跡や磐上駅家に関連する遺跡とされている小松原遺跡などがある。

・名勝地

松尾芭蕉が巡見した各地の風景が今日まで伝えられ名勝となっており、おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）（国指定／名勝）が指定されている。未指定の名勝地は、玉藻稻荷神社をはじめとする松尾芭蕉ゆかりの地がある。

・動物・植物・地質鉱物

市域に那須野が原と八溝山地等の豊かな自然がある。

動物・植物は、近年の市史編さん事業における調査により、過去に確認された種を含めた 18 分類（維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫、甲殻類、多足類、鋏角類、軟体動物、環形動物、扁形動物、線形動物）



ザゼン草

に樹木、湧水等を加えた約 4,100 件が把握されている。そのうちミヤコタナゴや社寺等に伝えられる古木・名木が、国・県・市の天然記念物に指定されている。

市域の地質鉱物は、本市西半が那須扇状地の扇央・扇端に位置して、上流域から流下してきた砂礫が厚く堆積する。一方、東半は八溝層群と呼ばれる砂岩・頁岩・チャート等の堆積岩に、火成岩である花崗岩が貫入して、双方の接触部は熱変成作用で俗に「松葉石」といわれる岩石が産出する。また、後者は南に隣接する那珂川町とともに金が産出し、古代に奈良の大仏の鍍金等として利用され、さらに、明治から昭和 20 ～ 30 年代にかけてはマンガンが製鉄や乾電池用として、「亀山石」とよばれる凝灰岩が建築資材等としてそれぞれ採掘・活用され、それらの鉱山跡が残っている。指定等はない。

その他、本市の自然の特徴として湧水が多いことが挙げられ、把握した以外にも数百に及ぶと思われる。これらの湧水地は、前述のミヤコタナゴやザゼンソウなど、希少な動植物の生息地となっている。

⑤文化的景観

選定されている文化的景観はないが、那須野が原における河川や用水・湧水を活かした開拓や大規模農場の整備、稲作・田園風景は文化的景観と言える。現在も品川堀（那須疏水第2分水）等が活用され、大規模農場の大野放牧場が運営されている。親園・佐久山・福原・富池・練貫・寺宿・湯津上地区に「とちぎのふるさと田園風景百選」



御亭山緑地公園から見た那須野が原

に選定されるほどの田園風景が広がる。御亭山緑地公園からは、それら那須野が原の文化的景観の構成要素を一望できる。屋敷林のある民家や落葉樹の平地林は数は少ないが特筆すべき景観である。那珂川沿いにも自然環境を活かした鮎釣り・アイソボリの風景や、築場、鮮魚店等の漁業に関する景観がみられる。

八溝山地は植林されたスギ・ヒノキ等の針葉樹林が広がり、林業や材木置き場等の山林資源を背景とする景観がみられる。須賀川は黒羽茶（須賀川茶）の生産が続けられ茶畑がひろがり、民家の境界に茶が植えられ、製茶工場が稼働するなど、茶に関する景観が広がる。

⑥伝統的建造物群

選定されている地区はないが、黒羽城下や奥州道中（奥州街道）等の街道整備により賑わった佐久山城下の佐久山宿や大田原城下の大田原宿の宿場町は歴史的建造物が点在し、往時の町並みを見ることができる。



旧大田原城下に遺る建造物

（２）地区別の文化財の特徴

市町村合併前の旧市町村単位で区分した地区別に見ると、それぞれの自然的、歴史的な環境の違いから文化財の特徴を捉えることができる。それらを整理すると、以下のとおりである。

下記の①～③の地区においては、後述する第９章において文化財が集中する区域として設定する「文化財保存活用区域」にもつながっていく。

①大田原地区における文化財の特徴

那珂川と箒川との間に広がる那須野が原（那須扇状地）の扇央から扇端を占める地区。点在する湧水付近に希少な動植物が生息し、縄文時代を中心とした遺跡の分布が見られる。中世以降に那須氏や那須衆である大田原氏・福原氏らが築造した城館や寺院があり、一度も転封されなかった大田原藩の支配のもとで城下の文化が花開き、奥州道中（奥州街道）の整備に伴う宿場や街道の風景が今に残り、近代以降の軍事施設の整備や大規模な農業開拓、鉄道敷設等から近代化の歴史を見ることができる。

②湯津上地区における文化財の特徴

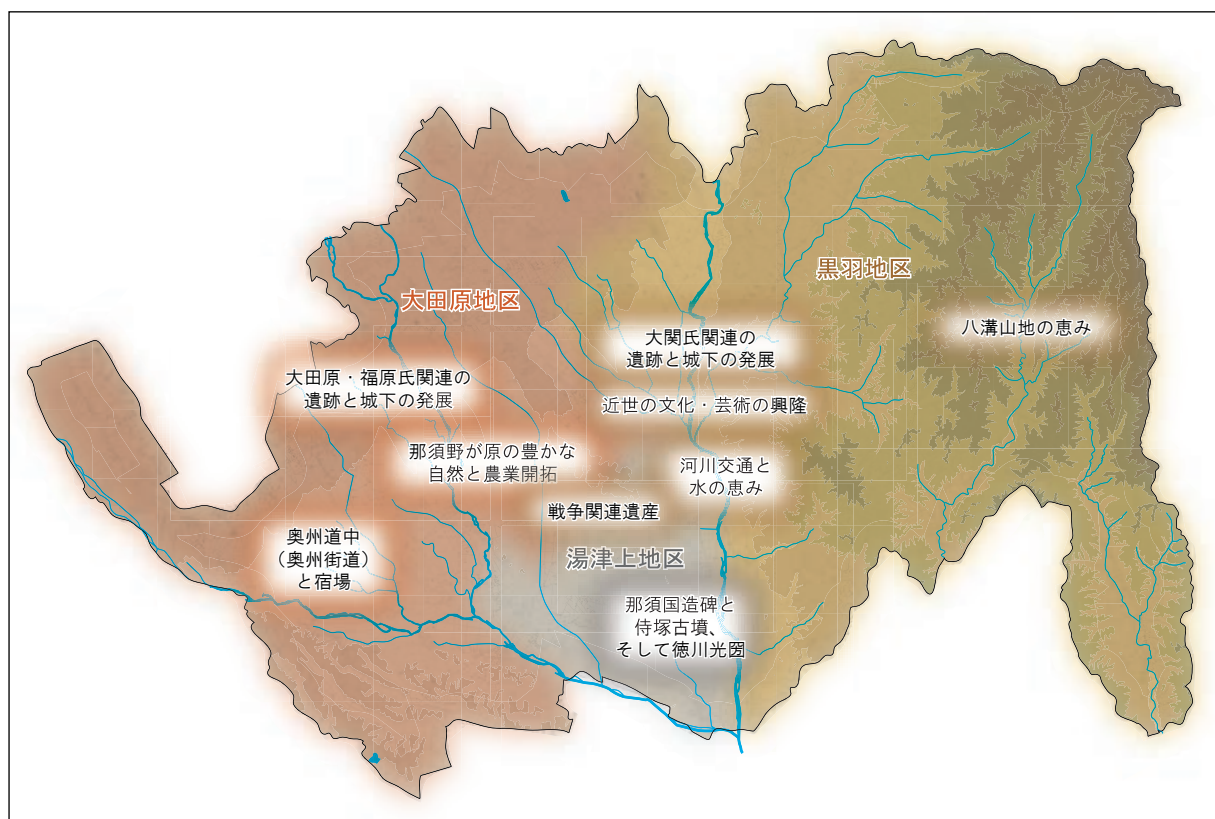
那須野が原（那須扇状地）の扇端を占める、那珂川と箒川の合流点付近の地区。南関東・東北など各地方との交流の様相を示す縄文時代の拠点的な集落跡、那須地域最大の大型の古墳や東山道駅路とその関連遺跡など、東北地方への玄関口として発展してきた本市の歴史文化の特徴を示す遺跡が集積している。那須国造碑（国宝／古文書）や侍塚古墳（国指定／史跡）は、近世に徳川光圀の発掘調査によってその価値を見出され、新たな歴史的価値を形成している。

③黒羽地区における文化財の特徴

那珂川周辺からその東側の八溝山地一帯に広がる地区。八溝山地と那珂川によってもたらされた林業・漁業や鉱物資源等の自然の恵みを生かした生活文化、一度も転封されなかった黒羽藩の支配のもとで形成された歴史と文化が色濃く残っている。城下の町並みや古刹、歴史資料のみならず、藩校（作新館）や、『おくのほそ道』を旅した松尾芭蕉の黒羽滞在を背景とする顕彰により培われた精神文化も継承されている。

地区別の文化財の特徴

特 徴		特徴を構成する主な要素
大田原地区	大田原氏・福原氏関連の遺跡と城下の発展	・大田原・福原氏関連の城館跡や寺社 ・大田原城跡と城下町、佐久山陣屋跡 ・大田原氏（大田原藩）・福原氏関連の祭礼や芸能
	奥州道中（奥州街道）と宿場	・奥州道中（奥州街道）、大田原宿・佐久山宿・八木沢陣屋 ・宿場町の名残や関連資料
	那須野が原の豊かな自然と農業開拓	・水田を活用した農業 ・旧藩士や華族による開拓・用水 ・那須駒などの産馬 ・湧水と希少な動植物 ・酒造業
	戦争遺産	・旧金丸原陸軍演習場関連の門柱や境界杭等資料や施設跡 ・旧金丸原陸軍飛行場関連の掩体壕や防空壕等施設跡 ・旧中島飛行機大田原工場関連の施設跡や資料
湯津上地区	那須国造碑と侍塚古墳、そして徳川光圀	・那須国造碑、侍塚古墳、周辺の古墳群 ・東山道駅路とその付属施設（磐上駅家か） ・光圀の発掘調査に関連する史料
黒羽地区	大関氏関連の遺跡と城下の発展	・黒羽城跡と城下町、大関氏関連の寺社 ・大関氏（黒羽藩）関連の祭礼や芸能
	近世の文化・芸術の興隆	・松尾芭蕉の句碑や芭蕉がめぐった旧跡 ・小泉斐等の文化人や作品 ・藩校（作新館）や寺子屋
	河川交通と水の恵み	・那珂川の水運や黒羽河岸 ・漁業（鮎）、酒造業、水力発電
	八溝山地の恵み	・林業、栃木県産木材「とちぎ八溝材」 ・黒羽茶（須賀川茶） ・鉱物資源（金やマンガン等の採掘）



4 関連する制度

（１）日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」

那須塩原市・矢板市・那須町と共同で平成 30(2018) 年 5 月 24 日に認定され、令和 6(2024) 年 7 月 23 日付けで「認定継続」が決定した。その構成文化財は、本市の歴史文化の特性をよく表している。

遺産として認定された 4 市町全 31 件の構成文化財のうち、本市からは表の 7 件が認定されている。

①認定自治体（◎は代表自治体）

◎那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町

②ストーリー

わずか 140 年前まで人の住めない荒野が広がっていた日本最大の扇状地「那須野が原」。

明治政府の中枢にあった貴族階級は、この地に私財を投じ大規模農場の経営に乗り出します。

近代国家建設の情熱と西欧貴族への憧れを胸に荒野の開拓に挑んだ貴族たち。その遺志は長い闘いを経て、那須連山を背景に広がる豊饒の大地に結実しました。

ここは、知られざる近代化遺産の宝庫。那須野が原に今も残る華族農場の別荘を訪ねると、近代日本黎明期の熱気と、それを牽引した明治貴族たちの足跡を垣間見ることができます。

本市の日本遺産構成文化財

No.	名称	所在地
1	西郷神社	加治屋
2	平田東助の墓	蛭田
3	御亭山緑地公園	北滝
4	那須基線（観象台）南端点	親園
5	「拓魂」碑	湯津上
6	大田原市歴史民俗資料館収蔵資料	湯津上
7	大田原市大野放牧場	湯津上



西郷神社

（２）日本森林学会林業遺産

林業発展の歴史を将来にわたり記憶・記録していくための制度で、景観・施設・跡地等の土地を中心に、体系的な技術・特徴的な道具類・古文書等の資料群などから、一般社団法人日本森林学会が選定している。本市は、平成 26（2014）年 3 月 26 日に、「^{とやま}太山の^{さち}左知」をはじめとした興野家文書がその第 1 号として認定された。



「太山の左知」（興野家文書）

（３）土木学会選奨土木遺産

国内の歴史的土木構造物の保存に資することを目的に、これらの構造物群を認定して顕彰する制度で、社団法人土木学会が創設した。認定された構造物群のうち特に保存価値が高いものを「選奨土木遺産」としており、平成 24（2012）年、「栃木県の防空関連施設群」として掩体壕 3 基・監視哨 2 基が選奨され、本市の旧金丸原飛行場掩体壕もその一つである。



旧金丸原飛行場掩体壕

（４）生息地等保護区

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき、国内の希少野生動植物種のうち生息・生育環境の保全が必要な場合に指定される区域で、本市は平成 6(1994) 年 12 月に、全国初の生息地保護区として「羽田ミヤコタナゴ生息地保護区」が指定された。



生息地等保護区内の水路

羽田沼と同沼を水源とする農業用水路及びそれらを取り巻く水田等が指定されており、ミヤコタナゴ

の生息に、用水路の水質・形質維持及び餌条件、産卵母貝であるマツカサガイの生息の確保が必要とされる。当該区域における各種行為は、用水路の水質・形質等の生息環境への影響について特に配慮が必要で、マツカサガイの捕獲を規制している。

（５）生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称：重要湿地）

生物多様性の観点で重要な湿地を保全することを目的に、平成 13(2001) 年に環境省により設定された「日本の重要湿地 500」のうち、「大田原市の湧水湿地」が選定されている。選定理由はミヤコタナゴ・陸封性イトヨの生息地であることによる。



おかんじち川

（６）とちぎのふるさと田園風景百選（栃木県）

美しく豊かな“とちぎ”の田園風景を 100 年後の後世に継承するとともに、活力に満ちたふるさと“とちぎ”づくりを、多くの栃木県民の理解と参加を得ながら展開していくために、平成 23(2011) 年から実施している制度。本市からは、親園・佐久山・福原・富池・練貫・寺宿・湯津上地区の田園風景が選定されている。

（７）おおたわら令和の名木選事業（大田原市）

令和 2 年に市民に広く親しまれている樹木を「令和」の新時代にふさわしい名木として選定し継承していくため、市民ボランティア団体等の協力を得て進めてきた調査の結果に基づき、30 件が「おおたわら令和の名木選」として選定されている。

第3章 歴史文化の特徴

1 歴史文化の特徴

本市の歴史文化は、関東地方と東北地方とをつなぐ地という地理的環境に大きく影響されている。

原始から現代まで、都や江戸・東京など時の中心地と東北地方を結ぶ地にあり、地形的にも那須野が原と八溝山地と喜連川丘陵が接する地である大田原市の立地と自然が、異なる地域、異なる文化への接触とそれらを結ぶ結節点としての歴史を刻み、独自の風土と文化を育んできた。

大田原市の歴史文化全体の特徴

項 目		特 徴
社会的環境		・ 関東地方と東北地方とをつなぐ地 ・ 栃木県北部の拠点地域 ・ 栃木県内トップクラスの農業生産 ・ 関東きっての良材「とちぎ八溝材」の産地
自然環境		・ 那須野が原と八溝山地と喜連川丘陵が接する地、境を流れる那珂川と箒川 ・ 多くの湧水と周囲に形成された湧水湿地 ・ ミヤコタナゴ・イトヨ・ザゼンソウ等の貴重な生物の生息地
歴史的変遷	原始・古代	・ 那珂川流域をはじめ関東・東北・北陸各地方等、多くの地域との交流を示す縄文文化 ・ 県内最大級の前方後方墳である上侍塚古墳、下侍塚古墳 ・ 畿内と東北地方を結ぶ東山道駅路の整備と那須国造碑の建立
	中世	・ 関東・奥州往還の奥大道沿いの交通の要衝 ・ 交通の要衝としての地の利を背景とした那須氏と那須衆による支配と攻防 ・ 豊臣秀吉による那須氏改易と復活
	近世	・ 奥州道中（奥州街道）・関街道などの街道整備、那珂川の河岸設置 ・ 黒羽藩・大田原藩・旗本領・幕府領の成立と支配 ・ 街道沿いの佐久山宿、大田原宿の賑わい ・ 徳川光圀による侍塚古墳の発掘と那須国造碑の保存 ・ 松尾芭蕉のおくのほそ道の旅と交流
	近現代	・ 戊辰戦争をめぐる動揺と大田原城下の被害 ・ 大田原を栃木県北部の政治・経済・文化・教育の中心地とした県庁大田原支庁の設置 ・ 合併前の旧市町村を結ぶ東野鉄道の開業と新たな地域の発展 ・ 那須野が原の開拓 ・ 金丸原を中心とした軍事都市としての性格 ・ 合併による大田原市の誕生
くらしと文化		・ 扇状地・街道沿い（大田原・湯津上）と山間部（黒羽）のくらし、城下町の名残 ・ 各地域の文化を伝える祭りと民俗芸能 ・ 自然と風土を生かした知恵と技術

大田原市の歴史文化全体の特徴

接・結の地

こうした大田原市の歴史文化の特徴から、大田原市の歴史文化全体の特徴を「接・結の地」と表すことができる。

大田原市の歴史文化全体の特徴

①那須野が原が生み出した歴史文化

②文化が行き交う東北地方への玄関口

接・結の地

③里地・里山が育んだくらしと文化

④光圈と芭蕉による歴史の再発見

①那須野が原が生み出した歴史文化

那須野が原の地形や地質がもたらした豊かな自然が広がっており、多種多様な生物が生息する。先人たちはその自然の恵みを楽しみながら歴史文化を育んできた。

日本有数の扇状地を誇る那須野が原の河岸段丘や分離丘陵がもたらした雑木林や肥沃な台地。さらに、数多くの湧水や小川。そして、八溝山地の裾野を流れる那珂川と喜連川丘陵をなぞる箒川。こうした豊かな自然環境が大田原市の歴史文化を生み出す母体となり、そこに生きる多様な生物たちが奏でる命のハーモニーは、大田原市の誇るべき歴史文化の特徴の一つである。

那須野が原の扇状地と湧水

大田原市中西部は扇状地である那須野が原にあり、那須野が原の伏流水は扇央と扇端の境界である標高220 m付近で湧出して南東方向に流下し、那珂川や箒川に合流する。同様に扇央から扇端にかけて湧水地が各所に存在し、それらは「頭無」や「出釜」と呼ばれている。それらの周辺で原始・古代の遺跡が数多く発見されており、湧水は今でも営農や生活などのために利用され、また、伏流水を活用する酒蔵も多く立地している。

湧水地付近に生育する希少な植物

湧水地が続く川沿いは、イブキシダ・オオキジノオ・ミズニラ・ヒメザゼンソウ等の希少な植物が確認されている。市内に分布するザゼンソウも地元の保存会により大切に守られている。湧水地の水源の湿地に生育するビャッコイは現在白河市表郷にのみ確認されているが、牧野標本館に収蔵されているタイプ標本は渡辺留吉氏により明治38（1905）年1月3日に大田原市内で採集されたものである。

湧水地に生息する希少な動物

湧水の流れる小川にミヤコタナゴやイトヨが生息している。ミヤコタナゴは国指定天然記念物に指定されているほか、イトヨの生息地は県指定の保護地となっている。両種の生息地は「ふるさといきものの里100選（環境庁自然保護局）」にも選定されている。

湯津上地区や金丸原周辺で繁殖するケリは分布が限られている鳥であるが、農耕地に営巣するため農作業による影響を大きく受けて生息しており、人とケリとの共存が望まれる。

②文化が行き交う東北地方への玄関口

縄文時代から東北・北陸地方との交流があり、古代の東山道駅路や中世の奥大道、近世の奥州道中などが通るなど、交通の要衝としての役割を担ってきた。交通の要衝地としての歴史の歩みが、特色ある文化風土を育んできた。

大田原市及び周辺地域は、縄文時代から那珂川流域、福島県中通り・会津・浜通り地域、山形県置賜地域などの東北地方各所や、新潟県の糸魚川などの北陸地方との交流を示す遺物が発見されており、古墳時代は近畿・東海地方のほか、山陰・北陸地方と共通する文化要素もみられる。

古代の東山道駅路、中世の関東・奥州往還「奥大道」、近世の奥州道中（奥州街道）・原（方）街道・日光北街道といった「歴史の道」が本市域を通過し、各時代に東北地方と時の中心地を結ぶ交通要衝の地としての役割を担っていたことが、この地の歴史文化に刻まれている。さらに、那珂川や箒川などの水運による経済交流も、本市の特色ある文化を育んできた。



縄文土器 平林真子遺跡出土

縄文時代の拠点遺跡と華やかな土器文化（原始）

長者ヶ平遺跡や平林真子遺跡（市指定 / 史跡）、岩舟台遺跡（市指定 / 史跡）、縄落遺跡等の大規模集落から発掘された数々の遺構・遺物。精巧華麗な土器をはじめ、東北・北陸地方との交流を物語る遺物が多数出土している。

那須国造碑と侍塚古墳（古代）

那珂川中流域の湯津上地区を中心に首長墓と推定される前方後方墳が築造された古墳時代。中でも侍塚古墳（国指定 / 史跡）は那須地域最大の古墳である。また、約7キロ南の鹿島前遺跡（那珂川町、未指定）では四隅が突出し堀をめぐる特異な豪族居館跡があるなど、この地域では近畿・東海系の土師器等、国家形成期における広範な地域との交流を示す遺構・遺物が見られる。

古代に都と東北地方を結ぶ東山道駅路が整備され、東北地方への玄関口としての重要性がますます高まった。那須国造から評督となった那須直韋提を偲び祀ったことが刻まれている那須国造碑（国宝 / 古文書）は、古代のこの地域の歴史の一コマとしてだけでなく、日本、さらに東アジアの歴史をも物語る貴重な文化財である。

那須与一にはじまる那須氏と那須衆（中世）

中世の大田原市域は、那珂川流域や関東・奥州往還の奥大道沿いの交通要衝地となり、往来する人馬や物流による収益を得ようと、那須氏や那須衆の支配と攻防の地となった。

那須氏発展の基礎を築いたのは、「扇の的」の活躍で知られる那須与一宗隆である。那須氏や那須衆により築造された城館の跡や那須氏や那須衆が建立したと伝わる寺院が多く残る。

奥羽に臨む大田原藩・黒羽藩と宿場の賑わい（近世）

奥州道中（奥州街道）・原（方）街道・日光北街道・関街道をはじめとする街道の整備と那珂川河岸の開設により、交通の利便性がさらに高まった江戸時代。中世の那須衆に連なる大田原氏・大関氏の統治のもと、大田原藩・黒羽藩は奥羽に臨む要衝の地として発展した。また、奥州道中（奥州街道）の佐久山宿や大田原宿は人馬の往来で賑わった。大田原藩・黒羽藩の城下町や宿場に往時をしのばせる文化財が数多く残されている。

戊辰戦争とその後（近代）

明治初年の戊辰戦争は大田原藩・黒羽藩とも新政府軍として参加した。東北地方の玄関口としての立地ゆえに大田原城下は旧幕府軍の襲撃によって大きな被害を受けたが、明治7（1874）年に栃木県庁大田原支庁が設置され、大田原が那須郡、栃木県北部の政治・経済・文化・教育の中心地となった。

那須野が原の開拓と近代化（近代）

那須野が原の開拓は、明治維新を先導した維新の志士たちが西欧の進んだ農業技術を知り、これに触発されたことから始まった。明治時代に華族となった彼らは私財を投じて開拓を行った。大田原市でも、西郷従道（隆盛の弟）による加治屋開墾場（後の西郷農場）や品川弥二郎による品川開墾（後の傘松農場）が開設された。品川開墾は後に品川弥二郎と平田東助の共同経営となり、明治 27（1894）年に「傘松信用組合」を設立、明治 33（1900）年の産業組合法（産業組合は後の農協などの前身）制定のさきがけとなった。

大規模農場の開拓と、開拓者の飲用水の必要から那須疏水が整備され、沼野田和（那須塩原市）から湯津上にかけて第 2 分水（品川堀）が通っている。

合併前の旧市町村を結ぶ東野鉄道（近現代）

東野鉄道は大正 7（1918）年に西那須野～黒羽間が、大正 13（1924）年に黒羽～小川間が開通し、合併前の旧市町村を結ぶ地域の重要な交通機関であった。日本の大動脈である日本鉄道奥州線（現東北本線）と西那須野で接続し、八溝地域の林産資源や沿線の農産物を輸送し、地域の近代化を推し進める原動力となった。戦前は金丸原陸軍演習場及び飛行場の玄関口として、軍事物資輸送の役割も担った。黒羽～那須小川は昭和 14（1939）年に、同 43（1968）年に西那須野～黒羽の全線が廃止となり、自動車輸送の時代へと転じたが、現在も鉄道跡の一部が市民の憩いの場になっている。



那須氏墓碑（玄性寺）



平田東助墓所

③里地・里山が育んだくらしと文化

那須野が原と八溝山地、喜連川丘陵が生み出した里地・里山。豊かな自然環境を生かした農林業をはじめとした生業が発展した。里地・里山のくらしが、信仰や伝承文化を育んできた。

那須野が原の扇状地が生み出した分離丘陵や那珂川・箒川による河岸段丘の台地は、落葉広葉樹の平地林と畜産がもたらす腐葉土で肥えた畑地がある。平地は、扇状地の伏流水や複数の河川による用水を利用した水田が広がる。八溝山地に位置する黒羽地区は近世から林業が盛んであり、那珂川の水運を利用して木材が江戸に運ばれた。現在も、関東きっての良材「とちぎ八溝材」を産出している。このような、大田原市の里地・里山のくらしが、多数の温泉神社や神仏混淆を今に伝える祭礼・民俗芸能、そして、多彩な伝承文化を育んできた。

那須野が原と八溝山地が織りなす里地・里山のくらし

那須野が原の分離丘陵や那珂川・箒川による河岸段丘の台地は、かつては陸稲・麦・葉煙草・養蚕・唐辛子栽培など、多様な畑作地域であった。現在は「とちぎ三鷹の里」(唐辛子)「ゆづかみ梨街道」「天狗ニラ」、そしてアスパラガス・ウド・トマト・イチゴ・白ネギ、および「とちぎ和牛」など、大田原市だけではなく栃木県を代表する農産物を生み出している。八溝山地は、「とちぎ八溝材」の銘木を産出し林業を支えるとともに、麓で茶産地として黒羽茶(須賀川茶)が生産されてきた。

那珂川や箒川は、関東の清流として知られ、漁撈文化を形成してきた。那須野が原が形成した伏流水によって、酒造業も盛んである。

里地・里山のくらしと歴史の道が響き合う信仰・祭礼・民俗芸能・伝承

北に那須岳・高原山、東に八溝山、西に男体山を望む大田原は、古代東山道駅路・中世秀衡街道・近世奥州道中(奥州街道)・原方街道・日光北街道などの歴史の道と共鳴して、山岳信仰や民間信仰を形成した。旧道に残る石仏や道標は、豊かな歴史文化が刻まれている。

那須野が原が形成した湧水は、「頭無」や「出釜」とよばれ、水神信仰と結びついて多くの温泉神社を残した。夏は雷が多く、親しみと畏怖から「雷様(ライサマ)」と呼ばれ、各地に加茂神社(ナルイサン)が残る。また雷は作神とも考えられ、八溝山の八溝嶺神社(通称・作神様)は「嵐除け」の信仰でも親しまれてきた。

起伏に富んだ丘陵や湧水地は、古代から近世の各時代における「歴史の道」とも響き合って、玉藻の前伝説(殺生石伝説)や那須与一・西行法師に関わる「蹴爪のない雲雀伝説」、あるいは「八溝山の岩嶽丸伝説」・「御亭山の綾織が池伝説」など、多彩な伝承を生み出した。

各神社に奉納される神楽や獅子舞も、那須野が原や八溝山地の里山のくらしが生み出した生活文化である。特に、獅子舞は「一人立三匹獅子舞」として、関東における民俗芸能の北限を示している。佐良土地区に伝えられる「大捻縄引」は、神仏混淆による「光丸山大祭」とともに、古代・中世の歴史伝承を織り込んで受け継がれている。奥州道中(奥州街道)の旧城下町を練り歩く屋台祭りや大田原神社に奉納される太子祭は、大田原城下の都市文化を現代に伝える祭礼である。正浄寺の雅楽(県指定/無形民俗)・城鉦舞(県指定/無形民俗)・餅つき唄(福原)(市指定/無形民俗)・天祭(八龍神社)(市指定/無形民俗)等も、里地・里山のくらしと歴史の道が醸し出した祭礼・民俗芸能と言える。

「人間国宝」誕生につながる竹工芸文化

北那須地域は、良質な竹が生育する地域であることから、古くから日常生活用具としての竹細工が盛んであったが、一方で、竹細工を芸術としての竹工芸へと昇華させる人たちが現れた。黒羽の鈴木峰斎に始まり、その鈴木に学んだ大田原の八木澤啓造は、竹工芸の技術の伝授、普及に努め、多くの竹工芸家を世に出してきた。その系統から、勝城蒼鳳、藤沼昇の2人の重要無形文化財「竹工芸」(各個認定)保持者(いわゆる人間国宝)を誕生させるまでに至っている。こうした土壌を背景に、本市は全国から竹工芸作品を募集・展示・表彰する全国竹芸展の開催を重ねてきている。

④光圀と芭蕉による歴史の再発見

徳川光圀が那須国造碑や侍塚古墳で日本初の学術的発掘調査を行い、松尾芭蕉が『おくのほそ道』の旅で最も長く滞在した。2人の事績により文化財が古代・中世から近世、そして現代へ引き継がれている。

湯津上地区に所在する国宝那須国造碑は、江戸時代に磐城の僧侶（円順）によって発見され、徳川光圀によって調査・保存された。光圀は碑文に記された那須直韋提・^{なすのあたいで}意斯麻呂^{おしまろ}の墓と推定した上侍塚古墳・下侍塚古墳の発掘調査を、家臣の佐々宗淳と小口村（現那珂川町）里正の大金重貞に命じた。これは日本で最初の学術的な発掘調査であった。

また、松尾芭蕉は元禄2（1689）年、奥州・北陸を旅した際に「那須の黒羽」に14日間滞在し、その間に黒羽地区や大田原地区の名所旧跡を巡っている。金丸八幡宮（那須神社）で、『平家物語』で弓の名人として描かれた那須与一と神社の由緒を知り、「感応殊しきりに覚えらる」とその旅の紀行文である『おくのほそ道』に記している。

これら光圀や芭蕉の事績により、大田原市の古代・中世の文化財や由緒に再び光が当てられ、現代に生きる私たちへと結ばれた。これは大田原市の歴史文化の中で特筆すべき特徴である。

江戸時代の発掘調査と史跡整備 徳川光圀と那須国造碑・侍塚古墳

徳川光圀は、大日本史編纂事業の中で、水戸藩領の小口村（現那珂川町）の大金重貞が記録した『那須記』の中に那須国造の碑文を見た。碑文に記された「那須国造直韋提」を「那須宣事提」という官職名と判読したため、その碑文の主の墓碑を求めて碑の下の方と上・下侍塚古墳を佐々宗淳に命じて発掘させる。しかし、墓碑が出土せず当初の目的が達成できなかったと判断し、出土遺物を絵師に記録させた後、松の木箱に入れて再び埋納して墳丘を復旧し、保存のために小松を植えさせた。また、古墳発掘に先立ち碑（那須国造碑）に鞘堂を建てて敷地内を水戸藩領とした。

これら一連の事業は、現代にも通じる文化財保護事業であるが、江戸時代にあつては画期的な学術的発掘調査・史跡整備の実例であり、「日本考古学発祥の地」あるいは文化財保護事業の嚆矢としても重要な事例である。

松尾芭蕉『おくのほそ道』の旅と黒羽

松尾芭蕉は、元禄2（1689）年の『おくのほそ道』の旅の中で「那須の黒羽」に最も長く滞在した（13泊14日）。この時芭蕉は、雲巖寺や光明寺・犬追物の跡・那須の篠原・玉藻の前の古墳・金丸八幡宮（那須神社）等の黒羽地区や大田原地区にある古代以来の名所旧跡を訪ね、地元の歴史や文化にふれている。ここで着想を得たことにより、『おくのほそ道』に「木啄も庵は破らず夏木立」と「夏山に足駄を拝む首途かな」などの句を詠んだ。

また、滞在中の芭蕉は地元の俳人らとともに歌仙を巻いた。こうしたことから、俳句の文化が地元波及していったと考えられる。

第4章 文化財の総合的把握

1 既存の調査

本市の文化財に関連して、これまで国・県・市町村の行政機関、大学等の研究機関等が実施した調査は以下のとおりである。

文化財に関わる主な既存調査・研究一覧表

類型	調査事業	調査年度	大田原市の対象文化財
① 有形文化財	栃木県における民家緊急調査（基礎調査）	1966	
	栃木県史料所在悉皆調査（栃木県史編さん事業）	1968～1984	旧大田原市 16 件・旧湯津上村 19 件・旧黒羽町 19 件の古文書群
	栃木県緊急碑塔類調査	1970～1972	市内の石仏多数
	栃木県近世社寺建築緊急調査	1977	那須神社・法輪寺・大雄寺
	那須神社楼門修理工事に伴う調査	1977～1979	那須神社楼門
	栃木県緊急民家調査	1980～1981	戸辺家・福原日出野家・阿久津家・松本家住居
	とちぎの絵馬調査	～1985	旧大田原市 82 件・湯津上村 46 件・黒羽町 75 件
	栃木県近代化遺産（建造物等）総合調査	2001～2002	那珂橋・黒羽銀行（足利銀行黒羽支店）・金丸原飛行場跡地・野崎駅舎・龍尾用水ほか
	大雄寺本堂ほか建造物詳細調査	2007～2008	大雄寺本堂ほか
	那須神社本殿調査	2011	那須神社本殿
	栃木県近代和風建築総合調査	2016～2017	旧黒羽銀行（足利銀行黒羽支店）
	大田原市那須与一伝承館所蔵資料電子データ化業務委託	2019	那須家資料ほか
② 無形文化財	栃木県諸職関係民俗文化財調査	1987～1988	鞘師・フルイ屋・大工・竹細工・萱手・紺屋
	工芸技術記録映画作成事業	2012・2016	勝城蒼鳳（重要無形文化財「竹工芸」（各個認定）保持者）、藤沼昇（同）
③ 民俗文化財	栃木県民俗資料緊急調査	1963～1964	蛭田・川上・福原地区
	湯津上村民俗緊急調査	1974	佐良土地区・大捻縄引き
	栃木県民謡緊急調査	1981～1982	苗取唄・鎌倉節（苗取唄）・田植唄・早苗振り唄（サナブリ唄）・福原の餅つき唄・大田原盆踊唄（盆踊り）・城鍬舞・親園の子守唄・数え唄・手まり唄・念仏
	那須与一に関する歴史・民俗的調査研究事業	1989～1990	那須神社・滝岡温泉神社・鴻巣馬頭観世音・福原八幡宮・福原千勝神社・福原諏訪神社・福原餅つき唄・光厳寺・光明寺・直簗神社・岡業師堂ほか
	下野の水車習俗調査	1992	揚水水車（黒羽町川田）
	栃木県民俗芸能緊急調査	1996～1997	城鍬舞・金丸八幡宮永代太々神楽・羽田太々神楽・大宮温泉神社太々神楽・両郷磯上太々神楽・阿波大杉・四調目囃子・須賀川中組囃子・檀山松葉流囃子ほか
	栃木県祭り・行事調査	1998～2000	大田原屋台祭りほか
	緊急地域雇用対策特別事業「史実や言い伝え」調査	1999～2000	旧大田原市内民俗資料
	大田原市歴史民俗資料館収集資料電子データ化業務委託	2012	歴史民俗資料館所蔵資料（民具）・菱沼家資料・藤田家資料
	大田原市無形民俗文化財映像記録保存事業	2016～2017	大田原の盆踊り唄・正浄寺の雅楽・黒羽餅つき唄・天祭（八龍神社）・大捻縄引き・太々神楽（八龍神社）
	民俗ヒアリング調査（地域計画作成のための調査）	2018～2019	佐久山地区・親園地区・金田北地区・湯津上地区・狭原地区・両郷地区
	変容の危機のある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業における調査	2019	大捻縄引き
	市史編さん民俗部会調査	2019～2023	市内全域

類型	調査事業		調査年度	大田原市の対象文化財	
④ 記念物	近代の庭園・公園等に関する調査研究		2009～2011	雲巖寺庭園	
	名勝に関する総合調査 - 全国的な調査（所在調査）		2011～2012	雲巖寺・下侍塚古墳	
	とちぎの名木 100 選調査		～1989・ 1996・2005	成田山のゆずりは・高性寺のかや・滝岡温泉神社のあかがし・大野室のいちょう・磯上のやまざくら・西行桜	
	栃木県自然環境基礎調査		1993～1999	地形・地質・植生・植物・鳥類・哺乳類・魚類・両生類・爬虫類・土壤動物・昆虫・変形菌類・菌類・地衣類ほか	
	栃木県植物目録調査		1995～1996	市内植物	
	栃木県植物目録改訂版作成調査		1996～	市内植物	
	湯津上村湧水調査（湯津美花園推進委員会）		1997	旧湯津上村内の湧水 26 か所	
	栃木県湧水調査（栃木県農務部土地改良課）		～1999？	旧大田原市内の湧水 218 か所	
	「天狗王国ゆづかみ」名木調査		1998～2000	旧湯津上村内の名木 22 か所	
	栃木県版レッドリスト作成調査		2001～	地形・地質・植生・植物・鳥類・哺乳類・魚類・両生類・爬虫類・土壤動物・昆虫・変形菌類・菌類・地衣類・藻類・蘚苔類	
	多面的機能支払交付金協定対象区域内湧水地調査（大田原市農林整備課）		～2014	市内の湧水 38 か所	
	樹木の診断調査		2017～2018	指定樹木	
	名勝「おくのほそ道の風景地 八幡宮（那須神社境内）」保存活用計画書作成調査事業		2019	おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）	
	市史編さん自然部会調査		2019～2022	地形地質・種子植物・シダ類・魚類・鳥類・昆虫等	
	おおたわら令和の名木選事業		2019～	市内の名木 30 か所	
	埋蔵文化財	栃木県中世城館跡分布調査		1979～1981	久保館・小滝館・荒井館・水口館・大田原城・高館城・白旗城・築地館・黒羽城・金丸氏要害・佐良土館ほか
		栃木県重要遺跡基本調査（第 1 期）		1979～1981	長者ヶ平遺跡・福原城跡・荻野目城跡・上侍塚北古墳・品川台遺跡・長谷田遺跡・薬師平遺跡・川木谷遺跡ほか
		栃木県重要遺跡基本調査（第 2 期）		1982～1985	福原北岡城跡・薄葉大塚古墳・小松原遺跡・白岩古墳群・不動院裏遺跡・岩谷要害跡・大雄寺跡
		栃木県重要遺跡現況確認調査		2012～2013	栃木県重要遺跡基本調査（第 1 期・第 2 期）に同じ
		大田原市内遺跡分布調査		2014～2016	市内 458 か所
		市内埋蔵文化財の保存目的発掘調査		2019～	小松原遺跡・宮沢遺跡・高の巣遺跡・中谷地内・石田遺跡・佐良土上の原Ⅱ遺跡・上侍塚北古墳
		各種開発に伴う発掘調査等		随時	市内各地
⑤ 景観		—		—	—
⑥ 伝統的建造物群	佐良土門前町並屋号宿づくり事業調査		1989～1991	字古宿・田宿・仲宿・銀内の内 149 件	
	黒羽蔵めぐり調査（那珂川・黒羽あゆめの会）		2017	大字黒羽田町・黒羽向町の内 38 件	
	旧大田原城下・市街地建造物調査（地域計画作成のための調査）		2018～2020	旧大田原城下・市街地を中心に築 50 年以上の建造物	
⑦ その他	近代土木遺産調査		2001～2003	奥州・陸羽街道・日光北街道・那珂橋・旧東野鉄道跡	
	栃木県歴史の道調査（第 2 期）		2008～2010	奥州道中（佐久山～乙連沢）	
	栃木県歴史の道調査（第 3 期）		2011～2014	会津西街道・大田原通会津道・原街道	

2 既存の把握状況

これまでの文化財の把握状況を、既存の調査・研究成果に基づき、市内3地区（旧大田原市・旧湯津上村・旧黒羽町）ごとに整理した。③民俗文化財の無形の民俗文化財と④記念物の動物・植物は、令和元（2019）年～6（2024）年度まで実施した市史編さん事業のなかで、把握することができた。

文化財の把握状況

区分〔分類〕			地区	旧大田原市	旧湯津上村	旧黒羽町
①有形文化財	建造物	社寺建築・構造物	△	△	△	
		社寺以外の建築（民家・店舗、公共施設）	△	△	△	
		橋梁・鉄道・戦争遺産等	△	△	△	
	美術工芸品	絵画（絵画・絵馬等）	△	△	△	
		彫刻	△	△	△	
		工芸品	○	○	○	
		書跡・典籍（群）	△	△	△	
		古文書（群）	△	△	△	
		考古資料（群）	△	△	△	
		歴史資料	○	○	○	
	石造物	石造物（板碑、五輪塔、宝篋印塔、道標、記念碑、官修墳墓）	△	△	△	
②無形文化財		工芸技術 文化財の保存技術	○	△	△	
③民俗文化財	有形の民俗文化財	民具	○	○	○	
	無形の民俗文化財	社会組織、生業、衣食住、年中行事、人生儀礼、祭礼と民俗芸能、講・民間信仰、口頭伝承、民謡等	○	○	○	
④記念物	遺跡	埋蔵文化財包蔵地、その他	△	△	△	
	名勝地	庭園、公園、橋梁、山岳、並木、遊歩道	△	△	△	
	動物・植物・地質鉱物	動植物	○	○	○	
		樹木（名木）	○	○	○	
		地質鉱物	△	△	△	
		湧水	△	△	△	
⑤文化的景観		里山・用水路・田畑・農場・牧場	△	△	△	
⑥伝統的建造物群		宿場町・城下町・農漁村	○	○	△	

○：把握できている

△：把握できているが部分的・調査が古いなど課題がある

×：把握できていない

3 既存の把握状況の現状と課題

把握状況について、すべての地区に共通しているのは、③民俗文化財の無形の民俗文化財と④記念物の動物・植物は、令和元（2019）年～6（2024）年度まで実施した大田原市史編さん事業のなかで、調査がおおむね完了している点である。また、④記念物のうち遺跡（埋蔵文化財包蔵地）は平成26（2014）年度から4年間にわたり実施した遺跡詳細分布調査で、原始・古代から中世までの埋蔵文化財包蔵地の把握はおおむね完了している。

地区別の把握状況に大きな偏りはなく、合併前の旧3市町村で実施された昭和40～50年代の旧自治体史編さんに伴う調査によりおおむね把握され、それらを基礎として各分野において把握調査が進められてきた。しかし、調査を実施してから長期間が経過しているものがあり、今後の確認調査が課題である。

戦争関連遺産は、把握調査ができていない。那須与一伝承館で令和7年に開催した「アジア・太平洋戦争終戦80年記念展」で、市民から戦争関連遺産について多数の情報をいただき、戦争関連遺産の把握調査が不足していることが浮き彫りとなった。市民からいただいた情報等をもとに、戦争関連遺産の把握調査を進める必要がある。

第5章 第1期計画に係る分析

1 第1期計画の取組の進捗状況

(1) 文化財の保存と継承

課 題	主な取組状況	検証
文化財の保存管理の基本となる文化財台帳（データベース）が未整備である。	市史編さん事業により、近現代の文化財等を中心とした調査を行った。指定等文化財について文化財台帳の整理（データベース化）に着手した。また、侍塚古墳の景観保全のため、墳丘樹木の全木調査を実施した。	市内資料館の収蔵資料や市史編さん事業で得られたデータを含めた文化財台帳の整理（データベース化）を継続する必要がある。過去に調査した文化財の確認調査や定期的な現状確認が必要である。
指定等文化財となっていながら、修理や保存措置が未着手、または未決になっている文化財が存在する。	国指定文化財である大雄寺の総門ほか3棟の保存修理工事に着手した。イトヨの生息地で、地域や関係機関と連携し生息環境の改善に取組んだ。史跡・天然記念物における除草等の管理を協力して行った。	所有者と連携のうえ、管理状況や保存状態を把握し必要な修理や保存措置を検討する必要がある。羽田ミヤコタナゴ生息地保護区で、生息環境の改善に取組んでいるが、生息が確認できていない。天然記念物の樹木について老齢等に伴う腐朽により倒木の恐れがあるものがある。また、所有者の高齢化や代替わりなどにより所有者の天然記念物に対する意識が変化している。
埋蔵文化財の周知が十分でない。滅失や破壊の恐れがある未指定文化財が存在する。	周知の埋蔵文化財包蔵地を市のデジタルマップで公開し周知を図った。未指定の文化財のうち、市民に親しまれている巨木、古木を次世代に継承するため、令和の名木選定事業を進め、30箇所を選定した。那須与一伝承館の展示会により、福原地区と親園地区の未指定文化財について調査を行い、その成果を展示会で紹介し周知を図った。	埋蔵文化財包蔵地内における開発行為の件数が増加傾向にあり、届出漏れ等がないように、さらなる周知が必要である。石造物は調査が不十分であり、滅失や破壊の恐れがあり、それらの調査が必要である。古文書は、世代交代等により所在不明となっている可能性があり、その確認調査が行われていない。また、世代交代の過程で文化財に対する理解が得られなくなっているケースがある。記念物保護のため自然環境保全活動を行う民間団体への支援が必要である。
無形の文化財の後継者を育成するために必要な保存会等が、安定的に継続して活動できるような環境づくりが必要である。	伝統芸能や伝統工芸等の技能保持団体をはじめとする文化財保存団体が、後継者の育成や技能の伝承を継続していけるよう補助金を交付し、支援強化を図った。	新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限により活動が縮小し、その後も元の活動に戻っていない文化財保存団体があることから、安定的に継続して活動できるようなさらなる環境づくりが必要である。活動休止の恐れがある文化保存団体の記録作成の検討が必要である。
防災・防犯のための設備が設置されていない指定文化財が多い。	毎年、ポスターによる周知活動や消防訓練、設備点検を実施することで、文化財の防災・防犯対策の強化を図ることができた。	防災・防犯意識の向上のための普及啓発を継続する必要がある。

(2) 文化財の価値と魅力の発信

課 題	主な取組状況	検証
本市特有の文化財が埋もれたままである。近現代（主に昭和）の文化財等がほとんど把握されておらず、文化財の調査対象となる時代や分野によって偏りがある。	古代官道東山道駅路やその関連施設の磐上駅家は、令和元年度から開始した調査により、道路側溝跡や公的機関があった可能性を示す区画溝跡等が発見された。市史編さん事業により、自然、民俗、近現代の文化財等の調査を行った。那須与一伝承館の展示会に関し、福原地区・親園地区で近世～近現代や民俗分野について調査を行ったほか、アジア・太平洋戦争に関する文化財の調査を行い、その成果を公開した。	過去に調査した指定等文化財や未指定文化財の確認調査が進んでおらず、最新の情報が把握できていないため調査を行う必要がある。 戦争に関する遺構や資料、オーラルヒストリーについて調査・記録・保管・公開していく体制が整備されていない。
数多くの文化財を保管・展示している資料館等の展示施設の老朽化や展示・収蔵スペースの不足、指定等文化財の公開のための仕組みや環境が整っていないこと等から、市民が文化財に直接に触れ、親しみを抱いてそれらの活用に応じた行動を起こすことにつながる機会を十分に提供できていない。	大田原市立図書館でホームページ上に郷土資料のデジタルアーカイブを公開し、市民が気軽にアクセスできる環境が整った。 各資料館等における文化財の展示や図録の発行等を行った。	施設の老朽化に伴う改修方針や展示・収蔵スペースについて実態や課題の把握ができておらず、今後の方向性が定まっていない。 学校や民間等と連携した公開・活用事業が不十分で、市民が文化財の存在及び価値を知る機会がほとんど無い。
本市の文化財の価値や魅力が十分に周知できているとは言いがたい。	史跡等の解説板に二次元バーコードを掲示し、ホームページにアクセスできるよう工夫した。 八溝山周辺定住自立圏の構成市町が連携して文化財イベントマップの作成配布を行った。	解説板や標柱の老朽化が進んでいるほか、内容も古い。 展示会や文化財を活用したイベント周知が十分にできていない。学校や民間と連携したイベントの実施や魅力・価値の創出が不十分である。
一体的な保存・活用が行われていない地域があるため、地域活性化やまちづくりに生かせていない。保存・活用の対象となる文化財が限定的である。	地区ごとにスポットを当て、未指定文化財を含め、複数の文化財を結び付けた展示会を開催した。「市史セミナー」、「史跡ウォーク」などを通し文化財の魅力を発信することができた。	関連文化財群や文化財保存活用区域を生かした文化財の周知が不足しているため、情報発信の強化を進める必要がある。 魅力発信の方法が展示会や講座、イベント等日時や参加人数が限られるものばかりであり、SNS等を活用し魅力を常時発信していくことが求められる。

(3) 保存・活用のための仕組みと体制づくり

課 題	主な取組状況	検証
文化財行政の担当職員が、増加傾向にある埋蔵文化財の調査の対応に追われ、文化財全体を保存・活用していく取組を円滑に進めていくことができていない。観光やまちづくりと連携した幅広い視点で保存・活用に取組むことのできる文化財に精通した職員の配置、育成が必要である。	埋蔵文化財の調査のため、文化財専門職員を新たに採用した。学芸担当の指導監を配置し、職員の育成に努めた。	開発行為に伴う埋蔵文化財の調査件数が増えており、長期的および観光やまちづくりと連携した幅広い視点に立った文化財専門職員の配置や育成を行う必要がある。部署や資料館、職員同士をまとめる部署もしくは担当者を設置し、体制を整備する必要がある。
文化財行政と観光振興や地域活性化施策との情報交換、連携が不十分で、文化財が有する潜在的な可能性をうまく引き出すための中長期的な計画が必要である。文化財の調査、保存管理、活用を行っていくために必要な市民、学術機関、関係部署や機関との連携体制の構築が必要である。	観光振興や地域活性化施策と一体的に取組む体制づくりを目指し、文化財行政を市長部局に移管した。歴史的資源の保存・継承、地域活性化、そして観光振興の促進を目的に関係部署・関係機関と連携し「歴史と観光シンポジウム」を開催した。	観光と文化財行政が市長部局にあることを生かし、文化財が有する潜在的な可能性を引き出すための施策の検討が必要である。さらに、文化財を広くまちづくりや地域活性化に生かすため、関連部局や関係機関・団体を含めた連携が必要である。

(4) 総括

【第1期の成果】

- ・市史編さん事業を通じて自然・民俗・近現代を中心とした文化財の把握調査が進展した。
- ・東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査の成果が得られた。
- ・デジタルアーカイブシステムやウェブサイトを通じた文化財情報の公開が進んだ。
- ・文化財行政を教育委員会から市長部局に移管し、観光振興や地域活性化施策と文化財を一体的に進めるための体制整備を行った。

【第2期の展望】

- ・東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査を進める。
- ・文化財台帳のデータベース化を進める。
- ・滅失や破壊の恐れがある分野（石造物・古文書・戦争関連遺産）の調査を進める。
- ・文化財の価値や魅力発信を強化する。
- ・文化財保存団体への支援を強化する。

第1期計画において、市史編さん事業を通じて自然・民俗・近現代を中心とした文化財の把握調査が進展したほか、東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査の着実な実施と成果が得られた。また、観光振興や地域活性化施策と文化財を一体的に推進するため、文化財行政が教育委員会から市長部局へ移管されるなど、推進体制の整備が図られたことは大きな成果である。

一方で、文化財に対する意識や価値観の変化により、滅失・破壊の恐れがある文化財への対策が課題となった。また過疎化・少子高齢化や地域コミュニティの衰退を背景に、文化財継承の担い手不足が一層進行している。特に無形の民俗文化財においては、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の流行により、練習や公開等の機会が失われ、活動の停滞が課題として顕在化してきた。行動制限は保存団体の活動に影響を及ぼした反面、デジタル化の進展を促し、デジタルアーカイブシステムやウェブサイトを通じた文化財情報の公開が推進されるなど、新たな展開が見られた。

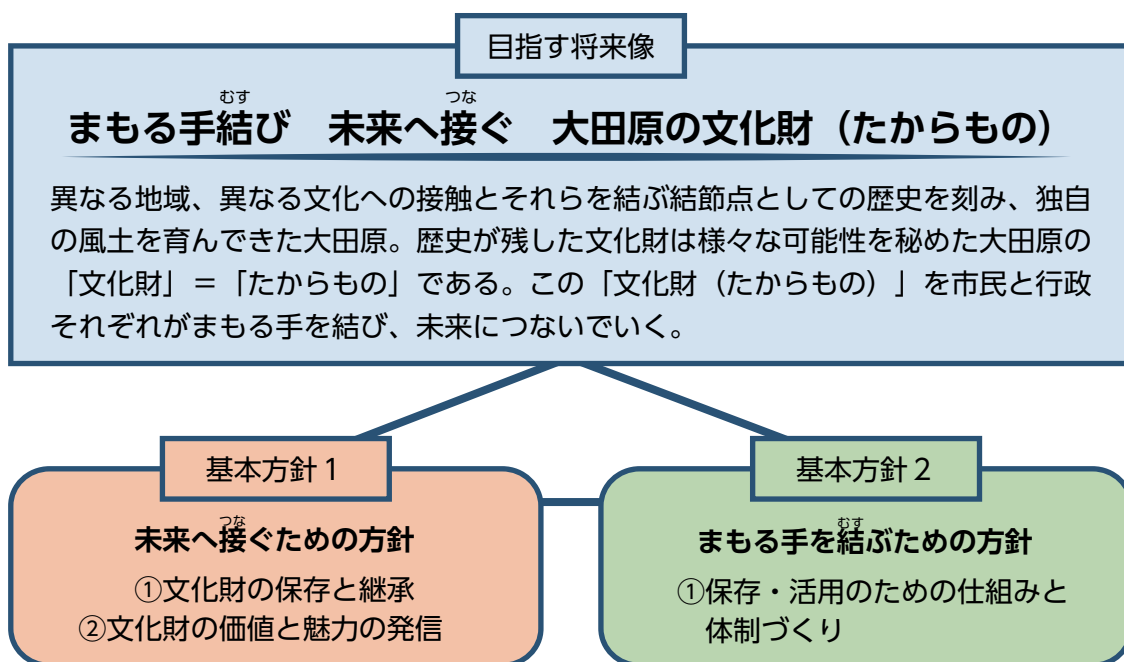
第2期計画においては、これらの成果と課題を踏まえ、引き続き東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査を継続するとともに、文化財台帳のデータベース化をはじめとする情報整理や、石造物・古文書・戦争関連遺産の調査を一層推進し、文化財の滅失・破壊の防止に努める必要がある。また、令和6年度から市長部局への移管となったことによる体制強化を生かし、文化財の価値や魅力を広く発信し、市民や来訪者に共有していく取組をさらに強化することが求められる。さらに、文化財継承の担い手不足は、行政による文化財保存団体への支援強化を図ることが必要である。

第6章 文化財の保存・活用に関する方針

1 目指す将来像

本計画は、市内に存在する文化財を適切に保存し、地域の活性化や教育・観光等の活用を通じて、地域の魅力や誇りを高め、持続可能な地域社会の形成に貢献することを目指す。

本市の歴史文化の特徴、文化財の保存・活用の現状を踏まえ、第1期計画で定めた次の目標を実現するため、本市の文化財の保存・活用に関して、基本方針に基づいた総合的な取組を行っていく。



2 基本方針

「目指す将来像」に向けて、次の2つの方針により、本市の文化財の保存・活用を計画的に進める。

(1) 基本方針1：未来へ接ぐための方針

本市の文化財を適切に保存し、未来へ接ぐために、文化財の適切な情報把握を行い、破壊や滅失を防ぐと同時に文化財の価値や魅力を広く発信し、次世代への継承につなげなければならない。未来へ接ぐための方針は、①文化財の保存と継承、②文化財の価値と魅力の発信という切り口で整理し、文化財の情報整理や調査、滅失や破壊の危機への対応、防災・防犯対策、価値と魅力の発信など、文化財を未来へ接ぐための取組を推進する。

(2) 基本方針2：まもる手を結ぶための方針

文化財の保存・活用を円滑に進めるために、組織体制の整備が必要である。まもる手を結ぶための方針は、③保存・活用のための仕組みと体制づくりについて、文化財専門職員の確保や関連部局・関係機関・民間団体との連携強化など、まもる手を結ぶための取組を推進する。

3 文化財の保存・活用に関する課題と方針

(1) 文化財の保存と継承

課題①文化財台帳の整備が不十分である

- ・文化財の保存管理の基本となる文化財台帳の整理（データベース化）を継続して進めていく必要がある。
- ・市史編さん事業により得られた自然、民俗、近現代の調査成果や、那須与一伝承館の展示会事業により得られた戦争関連の調査成果を文化財台帳に反映する必要がある。
- ・天然記念物は文化財台帳が更新されておらず、現状確認ができていない。

⇒課題①に対する方針：文化財台帳の作成及び情報整理の推進

- ・文化財の保存管理のベースとなる文化財台帳の整理（データベース化）を行う。
- ・文化財台帳の整理（データベース化）の際に、市史編さん事業や戦争関連の調査で得られた成果を反映させる。
- ・天然記念物は病害虫や腐朽などの状況を記録し、文化財台帳を更新していく。

課題②指定等文化財の修理・保存措置が不十分である

- ・重要と認められ指定等文化財となっていながら、修理や保存措置が未着手、または未決になっている文化財が存在し、適切な保存と管理が必要である。
- ・羽田地区における国指定天然記念物のミヤコタナゴ生息地保護区は、長期にわたりその生息が確認できないことから、生息環境の改善を進める必要がある。県・市指定のイトヨも生息地である湧水の渇水等への対策が必要である。
- ・天然記念物に指定されている樹木等の一部は、暴風雨や病害虫、老齢などにより枯死、倒木の危機にさらされている。そのことによって、周囲への物的・人的な被害を生じる恐れもあり、未然に防止する対策を講じる必要がある。

⇒課題②に対する方針：指定等文化財の適切な保存管理の実施

- ・指定等文化財の個別の保存活用計画の作成やモニタリング、周辺環境の整備なども踏まえて適切な管理に努め、修理や修復等必要な保存措置を行っていく。
- ・行政や地域団体が連携し、ミヤコタナゴやイトヨの生息環境の改善に努める。
- ・文化財の巡回パトロールにより、天然記念物の異常や劣化、災害などによる損壊の早期発見に努める。

課題③文化財の滅失・破壊への対策が必要である

- ・埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて、近年、各種開発との調整機会が頻繁になっている。埋蔵文化財包蔵地の周知は未だ途上であり、埋蔵文化財包蔵地における事前届け出を怠って工事を実施しているケースもあり、埋蔵文化財の滅失や破壊への対策が必要である。
- ・石造物は文化財としての価値を十分に認識されていないまま滅失・破壊する恐れがあるため、確認調査が必要である。
- ・古文書は栃木県史料所在目録の作成から 40 年余りを経過している。世代交代等により所在不明となっている可能性があり、その確認調査が必要である。
- ・滅失や破壊の恐れのある戦争関連遺産の把握が必要である。
- ・記念物の保護のため、民間団体が行う環境保全活動に対する支援が必要である。

⇒課題③に対する方針：滅失・破壊の危機にある文化財の把握と保存体制の強化

- ・埋蔵文化財包蔵地における開発等への指導を行うとともに、必要に応じて試掘・確認調査及び発掘調査等を行う。
- ・石造物の確認調査を行う。
- ・栃木県史料所在目録をもとに古文書の確認調査を行い、当時の調査以降の所在を確認し、活用のための基礎資料とする。
- ・戦争の遺構や資料を後世に伝えるべく、戦争関連遺産の把握調査を行う。
- ・自然環境維持のための保全活動を行う民間団体への支援強化を図る。

課題④文化財保存団体が継続して活動するための支援が必要である

- ・工芸技術や無形の民俗文化財の伝統芸能等の文化財保存団体が安定的に存続していくために、後継者の育成や財政的な支援が必要である。
- ・後世への継承のため参考資料となるような記録作成が必要である。
- ・記念物の保護のため、民間団体が行う環境保全活動に対する支援が必要である。

⇒課題④に対する方針：文化財保存団体への支援強化

- ・工芸技術や無形の民俗文化財の伝統芸能等の文化財保存団体が、後継者の育成や技能の伝承を継続していけるよう補助金を交付し、支援強化を図る。
- ・後世への継承のため、無形の民俗文化財の記録作成を行う。

課題⑤文化財の防災・防犯への対応が不十分である

- ・文化財への被害を防ぐための防災・防犯に関する周知啓発が不足している。
- ・文化財が市内各所に分布しており、市職員による定期的な監視が困難である。

⇒課題⑤に対する方針：文化財の防災・防犯対策の推進

- ・文化財被災を想定した防火訓練や文化財の防災・防犯に関する周知啓発を行う。
- ・文化財パトロール員による定期的な巡回パトロールを継続するとともに、災害時は国・県指定等文化財を中心に市職員による状況確認を行う。

(2) 文化財の価値と魅力の発信

課題①文化財の確認調査や把握調査が不足している分野の調査が必要である

- ・市史編さん事業により調査が進んだ分野もあるが、調査が不足している分野もある。石造物や古文書の確認調査と戦争関連遺産の把握調査を推進していく必要がある。
- ・大田原市の特色ある古代史を形成した礎である古代官道東山道駅路やそれに関連する遺跡の様相が発掘調査により少しずつ明らかになっている。今後さらに調査を進める必要がある。

⇒課題①に対する方針：確認調査や把握調査が不足している分野の調査推進

- ・石造物や古文書の確認調査及び戦争関連遺産の把握調査を計画的に進める。
- ・古代官道東山道駅路やそれに関連する遺跡について今後さらに調査を進める。

課題②文化財の公開・活用が不十分である

- ・数多くの文化財を保管・展示している資料館等の展示施設の老朽化や、発掘調査の出土品や民俗文化財をはじめとする収蔵スペースの不足の解消は今後課題となってくるが、老朽化による改修方針、展示・収蔵スペースの実態把握や課題を整理し、今後の在り方を検討していく必要がある。
- ・観光資源としての文化財の活用が不十分である。

⇒課題②に対する方針：文化財公開事業及び観光活用の推進

- ・既存の資料館等の展示施設について、展示・収蔵スペースの現状と課題を整理し、老朽化に伴う施設改修も踏まえて、今後の展示・収蔵スペースのあり方を検討する。
- ・既存の観光事業やまちづくり事業において、文化財の活用を推進する。また、所有者の理解を得たうえで、文化財を観光資源として活用する取組について検討する。
- ・文化財を公開し観光資源として活用するための環境づくりを推進する。那須国造碑、侍塚古墳、那須神社本殿・楼門、おくのほそ道の風景地八幡宮、大雄寺といった史跡や歴史的建造物等について、音楽会等のイベント会場や映画のロケ地など公開・活用のための環境づくりを推進する。

課題③文化財の価値と魅力の周知が不十分である

- ・ 指定等文化財はホームページへの掲載や解説書の発行によって、また、特色ある文化財の一部は、特定の時代・分野を扱う各資料館等における文化財の展示や図録の発行等を通じてある程度周知できているものの、文化財全体の価値や魅力を十分に周知できていない。
- ・ 大田原の歴史文化を特徴づける 4 テーマ（①那須野が原が生み出した歴史文化、②文化が行き交う東北地方への玄関口、③里地・里山が育んだくらしと文化、④光圀と芭蕉による歴史の再発見）に関する文化財は、その存在が市民にほとんど知られていない。
- ・ 文化財を身近に感じない人が多い。特に若い世代でその傾向が強く、学校教育と連携して理解を深めていく必要がある。

⇒課題③に対する方針：文化財の価値と魅力を周知するための情報提供機能の強化

- ・ 文化財の価値や魅力を伝えるための標柱・解説板の整備を行う。
- ・ メディア（パンフレット、マップ、ホームページ、SNS等）の制作を行い、文化財に関する情報提供機能を強化する。
- ・ 学校教育と連携し、市内の文化財を取り入れた副読本の作成、学芸員の派遣や文化財の授業での活用を推進する。

課題④文化財の一体的・総合的な保存・活用が不十分である

- ・ 個々の指定等文化財は概ね保存・活用の取組が進められているものの、関連文化財群や文化財保存活用区域の一体的な保存・活用に結びついていない。

⇒課題④に対する方針：文化財の一体的・総合的な保存・活用の推進

- ・ テーマにより結び付ける「関連文化財群」や、地域ごとに面的にまとめる「文化財保存活用区域」を意識した企画展等の開催や、市庁舎や地区公民館、道の駅等の市民や観光客が数多く訪れる場所において本市の文化財の紹介や小規模展示を行うなど、多面的な価値・魅力を発信することで、より効果的な活用を推進していく。

(3) 保存・活用のための仕組みと体制づくり

課題①文化財担当部署の体制の強化が必要である

- ・文化財の調査及び保存・活用は、多様な分野の専門知識を有する人材の確保や育成が必要である。加えて、同部署内の観光やまちづくりと連携した幅広い視点で保存・活用に取り組むことのできる文化財専門職員を配置、育成していくことも必要である。

⇒課題①に対する方針：文化財専門職員の確保と育成

- ・文化財の調査及び保存・活用が適切に行えるよう、新規の採用や研修を通して、文化財専門職員の確保や育成に努める。また、文化財担当部署において、市民や関連部署、関連団体と連携した情報発信や活用事業に取り組む職員を育成することを目指す。

課題②観光やまちづくりとの連携が不十分である

- ・文化財行政が市長部局に移管されたことで、観光振興や地域活性化施策の担当の間で情報交換を密にして連携するような体制が整ったが、今後、文化財を観光や地域活性化に生かすというような、文化財が有する潜在的な可能性を引き出すための仕組みづくりが必要である。

⇒課題②に対する方針：関連部局・関係機関・民間団体との連携の推進

- ・観光、地域ブランド、景観整備等、文化財と関連する施策に本市の文化財の活用を位置づけ、文化財を広くまちづくりや地域活性化に生かすため、関連部局や関係機関・民間団体を含めた体制づくりを検討する。

第7章 文化財の保存・活用に関する事業

1 文化財の保存・活用に関する事業

第6章で整理した課題とそれに対する方針に基づき事業を実施する。事業の実施にあたっては、市費、県費、国費（文化財補助金、地域未来交付金等）、その他民間資金等を活用しながら進めていく。

（1）文化財の保存と継承

文化財の保存と継承における事業

■：重点的に行う事業

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13～
文化財台帳の作成及び情報整理の推進										
1- 1	継続	文化財台帳等整理事業 文化財台帳（データベース）を作成する。指定等文化財は、指定書・調書の再整理とともに、詳細な情報を付加し、保存活用計画作成時に生かす。	行政 民間団体 所有者 市民	市						
指定等文化財の適切な保存管理の実施										
1- 2	継続	指定等文化財維持管理事業 史跡・天然記念物における維持管理を所有者等と協力して行う。	行政 民間団体 所有者	市						
1- 3	継続	指定等文化財等修復等補助事業 指定等文化財の所有者が行う計画的な修復等事業に対して補助金を交付する。現状変更等を伴う修理や整備は、適切な手続きを取るよう指導する。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）	行政 民間団体 所有者	国 県 市 所有者						
1- 4	継続	ミヤコタナゴ保護増殖等事業 羽田・親園地区のミヤコタナゴ生息地で、ミヤコタナゴの保護増殖及び生息地の草刈り等の環境保全活動を行う。 ○関連事業・計画／ミヤコタナゴ保護増殖事業計画（環境省ほか）	行政 民間団体 市民	—						
1- 5	継続	イトヨ保護増殖等事業 田谷川・おかんじち川のイトヨ生息地で、イトヨの保護増殖及び生息地の草刈り等の環境保全活動を行う。	行政 民間団体 市民	市						
1- 6	継続	指定等文化財パトロール事業 指定等文化財の巡回パトロールや監視を行う。国県指定等文化財は災害発生時に市職員等による状況確認を行う。	行政	市						

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ～
滅失・破壊の危機にある文化財の把握と保存体制の強化										
1- 7	継続	埋蔵文化財保護事業 周知の埋蔵文化財包蔵地における開発等への指導とともに、必要に応じ埋蔵文化財の試掘・確認調査及び記録作成のための発掘調査等を行う。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）	行政	国 市 開発者						
1- 8	新規	石造物等確認調査事業 石造物等の確認調査を実施する。	行政	市						
1- 9	新規	古文書確認調査事業 古文書の確認調査を行う。	行政 所有者	市						
1- 10	新規	戦争関連遺産把握調査事業 文化財への指定を視野に、戦争関連遺産の把握調査を行う。	行政	市						
1- 11	継続	水生生物教室開催事業 水生生物採集により河川水の汚染状況を判定する。	行政 民間団体	市						
1- 12	継続	令和の名木普及啓発事業 選定した令和の名木について、市内名木の観察会等を開催している市民ボランティア団体の支援を行い、認知度の向上や緑を大切にす る心の育成を図る。	行政 民間団体	市						
1- 13	継続	多面的機能支払交付金事業 農業・農村の多面的機能の維持・発揮の一環として、水路の生き物調査やイトヨ・ミヤコタナゴの保全活動、景観形成等に対し補助金を交付する。 ○関連事業・計画／農林水産省：多面的機能支払交付金	行政 民間団体	国 県 市						
1- 14	継続	とちぎの元気な森づくり交付金事業 市民協働による里山林の整備・管理、森づくり地域活動の支援を行う。	行政 民間団体 市民	県 団体						

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
文化財保存団体への支援強化										
1- 15	継続	指定文化財等保全・継承団体補助事業 指定文化財等を保全または継承する団体等に対して補助金を交付する。	行政 民間団体	市						
1- 16	継続	無形の民俗文化財記録作成事業 市内に伝承されている伝統芸能等の無形の民俗文化財の記録作成を行う。 ○関連事業・計画／文化庁：文化芸術振興費（地域文化財総合活用推進事業）補助金、栃木県：地域伝統文化継承事業補助金	行政 民間団体	国 県市						
1- 17	新規	ふれあいの丘竹工芸講座開催事業 地域住民を対象とした竹工芸の講座を開催する。	行政 民間団体	市						
文化財の防災・防犯対策の推進										
1- 18	継続	文化財の防災・防犯対策普及啓発事業 国指定文化財を有する笠石神社、那須神社、大雄寺等において文化財被災を想定した防火訓練を行う。文化財の防災・防犯に関する普及啓発を行う。	行政 所有者	市 消防						
1- 19	継続	指定等文化財パトロール事業（1-6 再掲） 指定等文化財の巡回パトロールや監視を行う。国県指定等文化財は災害発生時に市職員等による状況確認を行う。	行政	市						



おかんじち川湧水地における生き物調査



笠石神社における消防訓練

(2) 文化財の価値と魅力の発信

文化財の価値と魅力の発信における事業

■：重点的に行う事業

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
確認調査や把握調査が不足している分野の調査推進										
2- 1	新規	石造物等確認調査事業（1-8 再掲） 石造物等の確認調査を実施する。	行政 所有者	市						
2- 2	新規	古文書確認調査事業（1-9 再掲） 古文書の確認調査を行う。	行政 所有者	市						
2- 3	新規	戦争関連遺産把握調査事業（1-10 再掲） 文化財への指定を視野に、戦争関連遺産の把握調査を行う。	行政 所有者	市						
2- 4	継続	東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査事業 那須国造碑（国宝）及び侍塚古墳（国史跡）周辺に存する東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査を実施する。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）、大田原市：過疎地域持続的発展計画	行政	国市						
2- 5	継続	東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査速報展開催事業 東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査の最新の成果について、なす風土記の丘湯津上資料館で展示を行う。	行政	市						
文化財公開事業及び観光活用の推進										
2- 6	継続	全国竹芸展開催事業 全国から竹工芸作品を募集して、展示会を開催するとともに、優秀作品を表彰する。	民間団体	団体						
2- 7	継続	那須地区郷土芸能フェスティバル開催事業 那須地区における郷土芸能を保存継承する団体が一堂に会し、代々受け継がれてきた郷土芸能を披露するイベントを開催する。	行政	3市町						
2- 8	継続	黒羽芭蕉の里全国俳句大会実行委員会運営補助事業 全国から俳句を募集し、松尾芭蕉が長期滞在した黒羽の地から、俳句文化の新たな魅力を発信する。 ○関連事業・計画／大田原市：過疎地域持続的発展計画	行政 民間団体	市						
2- 9	継続	郷土資料デジタル化事業 大田原市立図書館において、インターネット上で公開しているデジタル化した郷土資料を充実させる。	行政	市						
2- 10	継続	展示・収蔵施設等実態調査事業 各資料館等の展示・収蔵施設の現状と課題について整理し、施設改修に向けて調査・検討を行う。	行政	市						

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
2- 11	新規	黒羽芭蕉の館展示室照明LED化事業 展示室の照明をLED化し、快適な展示空間を提供できるよう改修する。 ○関連事業・計画／大田原市：過疎地域持続的発展計画	行政	市						
2- 12	継続	大田原の文化財の観光活用事業 市内各所にある文化財を観光資源として活用し、情報発信等により観光誘致を図る。	行政	市						
2- 13	継続	大田原市観光協会による文化財活用支援事業 文化財を活用した観光宣伝イベント等を開催する大田原市観光協会の運営を支援する。	行政	市						
2- 14	新規	文化財関連グッズ作成事業 文化財のPRのための関連グッズを作成する。	行政 民間団体	市						
2- 15	継続	旧須賀川小学校管理事業 旧須賀川小学校の木造校舎の維持管理を旧須賀川小学校保存会に委託しながら、ロケ地としての映像資源として提供する。	行政 民間団体	市						
2- 16	新規	フィルムコミッション事業 施設・街並み・自然など豊かな映像資源を紹介し、映画・ドラマ・CM・MVなど映像作品の制作支援を行う。	行政 民間団体 所有者	市						
2- 17	継続	グリーン・ツーリズム事業 地域における歴史・文化・民俗に係る伝承事業として農業体験・民泊等の体験プログラムを実施する。	行政 民間団体	市						
2- 18	継続	活力ある農村づくり事業 那珂川あゆ街道推進協議会等の活動を通じて地域や産業の活性化を図る。	行政 民間団体	市 団体						

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
文化財の価値と魅力を周知するための情報提供機能の強化										
2- 19	継続	指定等文化財標柱・説明板整備事業 指定等文化財の標柱・説明板の新設及び更新を行う。	行政所有者	市所有者						
2- 20	新規	大田原の魅力発見写真コンテスト事業 自然、旧跡、祭りやイベントなど大田原の新たな魅力の発掘及び情報発信の強化を目的とした写真コンテストを開催する。	行政	市						
2- 21	継続	大田原の文化財ホームページ活用事業 既存のホームページでの情報発信を強化する。	行政	市						
2- 22	継続	八溝山周辺地域情報発信事業 文化財カードの作成を行う。各種メディアPR・イベント等を通じて、文化財も取り入れた広域 8 市町の魅力を広域的に発信する。 ○関連事業・計画／八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン（第3次）	行政 民間団体	国 8 市町						
2- 23	継続	地域学習連携事業 小中学校におけるふるさと学習及び公民館等で行う地域の歴史や文化を取り扱う事業を支援するため、市学芸員等を講師として派遣する。	行政	市						
2- 24	継続	小学校社会科副読本改訂事業 市内の文化財を取り入れた小学校社会科の副読本の改訂作業を行う。	行政	市						
文化財の一体的・総合的な保存・活用の推進										
2- 25	継続	関連文化財群の展示事業 関連文化財群の価値や魅力を伝えるため、市内の公共施設や各資料館等の施設を活用して展示を行う。	行政	市						
2- 26	継続	文化財展示事業 市内各所で文化財の紹介や展示を行う。	行政	市						

(3) 保存・活用のための仕組みと体制づくり

保存・活用のための仕組みと体制づくりにおける事業

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
文化財専門職員の確保と育成										
3- 1	継続	文化財専門職員の採用と育成 文化財の調査および保存・活用を適切に行うための専門職員の採用や、専門性や資質を向上させるためのセミナーや研修などへ参加する。	行政	市						
関連部局・関係機関・民間団体との連携の推進										
3- 2	継続	関連部局・関係機関・民間団体との連携の推進 文化財を広くまちづくりや地域活性化に生かすため、関連部局や関係機関・民間団体を含めた体制づくりを検討する。	行政 民間団体 所有者	市						

第8章 関連文化財群

1 目的と設定の考え方

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を歴史的・地域的な関連性（ストーリー）に基づいて、まとまりとして捉えたものである。まとまりとして扱うことで、指定・未指定を問わず文化財を関連文化財群の構成要素として価値付けすることが可能となり、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができる。

第3章で、本市の歴史文化や地域の特徴から、「接・結の地」であるという本市の歴史文化全体の特徴を導き出した。この特徴を基本として、さらに、地理的な条件である(1)里地・里山が「くらし」を、各時代にわたる(2)歴史の道が「文化」を、全国に名を馳せた(3)光圈と芭蕉が「時代」をと、それぞれ「くらし」「文化」「時代」を「接・結」ものとして捉えられる関連文化財群を見出すことができる。こうした観点で、次の3つの関連文化財群を設定した。

大田原市の歴史文化の特徴		関連文化財群
大田原市の歴史文化全体の特徴 接・結の地	①那須野が原が生み出した歴史文化	(1)「里地・里山」がくらしを接・結
	・ 那須野が原の扇状地と湧水	那須野が原と八溝山地 湧水・小河川 里地・里山のくらしの文化・産業
	・ 湧水地付近に生育する希少な植物	
	・ 湧水地に生息する希少な動物	
	②文化が行き交う東北地方への玄関口	
	・ 縄文時代の拠点遺跡と華やかな土器文化（原始）	(2)「歴史の道」が文化を接・結
	・ 那須国造碑と侍塚古墳（古代）	
	・ 那須与一にはじまる那須氏と那須衆（中世）	那須氏関連 城下町と都市文化 街道と宿場町
	・ 奥羽に臨む大田原藩・黒羽藩と宿場の賑わい（近世）	
	・ 戊辰戦争とその後（近世・近代）	
	・ 那須野が原の開拓と近代化（近代）	
	・ 合併前の旧市町村を結ぶ東野鉄道（近代）	(3)「光圈と芭蕉」が時代を接・結
	③里地・里山が育んだくらしと文化	
	・ 那須野が原と八溝山地が織りなす里地・里山のくらし	
	・ 里地・里山のくらしと歴史の道が響き合う信仰・祭礼・民俗芸能・伝承	
	・ 「人間国宝」誕生につながる竹工芸文化	
	④光圈と芭蕉による歴史の再発見	徳川光圈 松尾芭蕉
	・ 江戸の発掘調査と史跡整備 徳川光圈と那須国造碑・侍塚古墳	
	・ 松尾芭蕉『おくのほそ道』の旅と黒羽	

2 大田原市を特徴づける関連文化財群

(1) 「里地・里山」がくらしを接・結^{つなぐ むすぶ}

【概要】

那須野が原の雄大な扇状地の広がり、八溝山地の山並みが出会う里地・里山。その豊かな自然環境と人々のくらしが深く結びつき、文化を育み、産業を興し、現在の生活文化にも息づいている。

【ストーリー】

本市域は、那珂川を挟んで那須野が原の平坦な扇状地の広がり、八溝山地の山並みが接する里地・里山である。特に、扇状地上に点在する湧水とそこを水源とする小河川は本市特有の自然環境を形成し、希少な動植物の生息・自生地となってきた。また、原始・古代の拠点遺跡が発見されていることから、小河川が本市の歴史文化の出発点になっていることがわかる。自然環境と人々のくらしは深く結び付き、集落や生業を生み出しながら、様々な民間信仰・民俗芸能の誕生の土壌となってきた。近代に入ると、那須野が原扇状地の特性を生かして那須野が原開拓の歴史が刻まれ、起伏に富んだ地形を利用して陸軍の演習場が設置され、後に飛行場も整備された。

那珂川を利用した近世の河川交通や、近代に敷設された東野鉄道は、那須野が原と八溝山地の結び付きを深め、それぞれに根差した里地・里山のくらしや文化・産業の交流が進み、現在の本市の産業や生活文化に息づいている。

【関連する文化財一覧】

名 称	分 類	指定等区分
池の御前湧水池	記念物（地質鉱物）	未指定
おかんじち湧水池	記念物（地質鉱物）	未指定
綾織ヶ池	記念物（地質鉱物）	未指定
延命水	記念物（地質鉱物）	未指定
平林真子遺跡（縄文時代中期住居跡）	記念物（遺跡）	市指定
湯坂遺跡	記念物（遺跡）	市指定
岩舟台遺跡	記念物（遺跡）	市指定
ミヤコタナゴ	記念物（動物）	国指定
糸魚生息地河川おかんじち川	記念物（動物）	市指定
糸魚生息地（田谷川）	記念物（動物）	県指定
ザゼン草群生地	記念物（植物）	市指定
品川堀（那須疏水第2分水）	文化的景観	未指定
加治屋堀（那須疏水第4分水）	文化的景観	未指定
草刈唄	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
黒羽餅つき唄	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
両郷磯上太々神楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
太々神楽（八龍神社）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
天祭（八龍神社）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定

名 称	分 類	指定等区分
温泉神社獅子舞	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
温泉神社太々神楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
正浄寺の雅楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
西郷神社（本殿）	有形文化財（建造物）	市指定 （日本遺産）
西郷農場感恩碑	有形文化財（石造物）	未指定
平田東助の墓	記念物（遺跡）	未指定 （日本遺産）
那須基線（観象台）南端点	有形文化財（石造物）	市指定 （日本遺産）
大田原市歴史民俗資料館収蔵資料 （傘松農場事務所設計図）	有形文化財 （美術工芸品（歴史資料））	未指定 （日本遺産）
竹工芸（藤沼昇）	無形文化財	国指定
八溝山の針葉樹林と林業景観	文化的景観	未指定
須賀川の茶の景観	文化的景観	未指定
生業（河川漁撈・アユ）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
金丸原演習場跡	記念物（遺跡）	未指定
東野鉄道跡	記念物（遺跡）	未指定
黒羽河岸跡	記念物（遺跡）	未指定

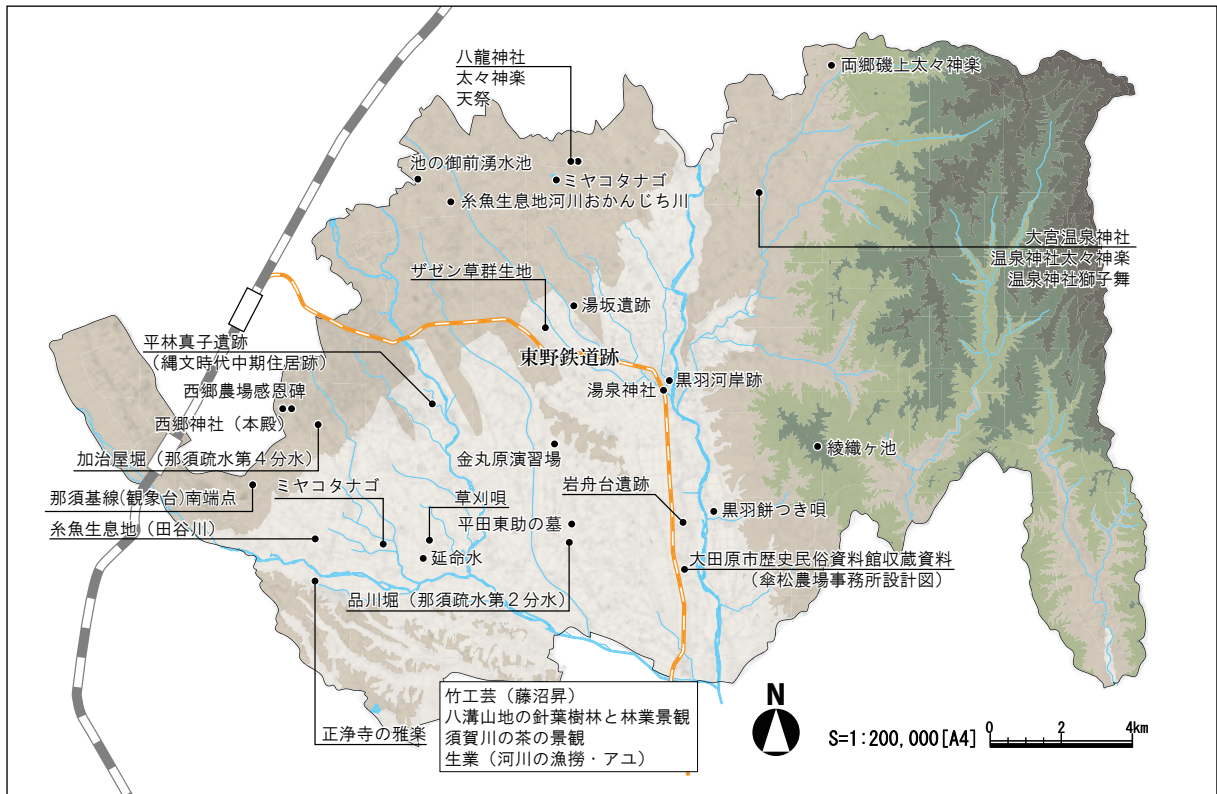
【課題】

- ・湧水・小河川における希少動植物について、文化財としての価値を市民に十分認識されていない。
- ・日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の周知が不足している。
- ・里山のくらしで育まれた産業とその生産物（竹工芸・八溝杉・黒羽茶（須賀川茶）・那珂川の鮎）の市内外へのPRが不足している。
- ・戦争関連遺産は私有地を多く含むため、保存・活用は所有者の理解を得る必要がある。また、平和教育等への活用を含めた検討が必要である。

【方針】

- ・湧水・小河川における希少動植物について認識を深めかつ文化財として保護するため、市民や関係団体が連携した調査・保全活動を推進する。
- ・日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」総合活用活性化事業を推進し、関係市町との連携した周知活動を強化する。
- ・与一の里大田原市産業文化祭への支援や八溝周辺地域定住自立圏関係市町との連携を強化することで、里山のくらしで育まれた産業とその生産物（竹工芸・八溝杉・黒羽茶（須賀川茶）・那珂川の鮎）の普及、市内外へのPRを推進する。
- ・所有者の理解を得ながら戦争関連遺産に関する調査を進め、平和教育等への活用を含めた検討を行う。

「里地・里山」がくらしを接・結 関連文化財群の位置図



滝岡ミヤコタナゴ保護地
泥上げ作業



黒羽餅つき唄

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
4- 1	継続	ミヤコタナゴ保護増殖等事業（1-4 再掲） 羽田・親園地区のミヤコタナゴ生息地で、ミヤコタナゴの保護増殖及び生息地の草刈り等の環境保全活動を行う。 ○関連事業・計画／ミヤコタナゴ保護増殖事業計画（環境省ほか）	行政 民間団体	—						
4- 2	継続	イトヨ保護増殖等事業（1-5 再掲） 田谷川・おかんじち川のイトヨ生息地で、イトヨの保護増殖及び生息地の草刈り等の環境保全活動を行う。	行政 民間団体	市						
4- 3	継続	ザゼン草群生地環境保全活動事業 北金丸地区のザゼン草群生地で、ザゼンソウのための除草・枯れ枝除去・湧水管理等の環境保全活動を行う。	行政 民間団体	団体 市						
4- 4	継続	八溝山周辺地域情報発信事業（2-22 再掲） 八溝文化財カードの作成を行う。各種メディアPR・イベント等を通じて、文化財を取り入れた広域8市町の魅力を広域的に発信する。 ○関連事業・計画／八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン（第3次）	行政	国 8市町						
4- 5	継続	日本遺産「明治貴族が描いた未来」総合活用活性化事業 那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会を構成する、那須塩原市・大田原市・那須町・矢板市で連携し、日本遺産構成文化財のPR及び観光活用を推進する。 ○関連事業・計画／文化庁：文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）	行政	国 4市						
4- 6	継続	日本遺産「明治貴族が描いた未来」関連文化財調査事業 日本遺産「明治貴族が描いた未来」に関連する文化財の調査を行う。	行政	市						
4- 7	継続	与一の里大田原市産業文化祭開催事業 各分野の企業紹介・商品説明、各種団体による展示・即売を行うイベントを開催する。	民間団体	市						
4- 8	新規	戦争関連遺産把握調査事業（1-10 再掲） 文化財の指定を視野に、戦争関連遺産の把握調査を行う。	行政	市						

(2) 「歴史の道」が文化を接・結

【概要】

関東平野の最奥に位置する本市域は、その特徴的な地形ゆえに、古くから関東と東北を結ぶ陸路の要衝となってきた。時代ごとに整備された「歴史の道」は都市文化を育み、多彩な交流の足跡を刻み、その物語を今に伝えている。

【ストーリー】

関東平野最奥部に位置する本市域の特徴的な地形から、関東と東北とを結ぶ陸路は、自ずと本市域を経由することとなった。本市域は、古代の東山道駅路において、東北地方の玄関口として重要な位置にあり、中世の関東・奥州往還「奥大道」において、交通要衝地として那須氏や那須衆の支配の拠点が形成された。近世の奥州道中（奥州街道）において、大田原藩や黒羽藩の城下町や宿場町としての整備が進み、都市文化が形成され、今日の本市の町並みや祭りの賑わいとして伝えられている。

これら都と地方とを結ぶ「歴史の道」に沿って、古代は駅家、近世は陣屋等が整備されるとともに、人や物の動きに伴って文化が伝播した。現在まで伝えられている街道沿いの石碑や古文書類から、文化交流が盛んであった往時を知ることができる。

【関連する文化財一覧】

名 称	分 類	指定等区分
那須氏墓碑	記念物（遺跡）	市指定
佐良土館跡	記念物（遺跡）	市指定
片府田館跡	記念物（遺跡）	市指定
光厳寺三鏝銘鐘	有形文化財（美術工芸品（工芸品））	市指定
福原八幡宮本殿	有形文化財（建造物）	市指定
武将起請文	有形文化財（美術工芸品（古文書））	市指定
福原家文書	有形文化財（美術工芸品（古文書））	未指定
大田原城跡	記念物（遺跡）	市指定
大田原神社の屋台行事（大田原屋台まつり）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
屋台（上町）	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	市指定
下町彫刻屋台附琵琶板	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	市指定
城鍬舞	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
大田原の盆踊り唄	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
太子祭	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
薬師堂	有形文化財（建造物）	市指定
佐久山城跡	記念物（遺跡）	市指定
山門（実相院）	有形文化財（建造物）	市指定
餅つき唄（福原）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
白旗城跡（本城山）	記念物（遺跡）	市指定
黒羽城跡	記念物（遺跡）	市指定
大雄寺 （本堂・庫裏・禅堂・鐘楼・経蔵・総門・廻廊）	有形文化財（建造物）	国指定
創垂可継	有形文化財（美術工芸品（書跡））	県指定

名 称	分 類	指定等区分
止戈枢要	有形文化財（美術工芸品（書跡））	県指定
旧作新館講堂格天井	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	市指定
足利銀行黒羽支店（旧黒羽銀行）	有形文化財（建造物）	国登録
小松原遺跡	記念物（遺跡）	未指定
石田遺跡	記念物（遺跡）	未指定
佐良土上の原Ⅱ遺跡	記念物（遺跡）	未指定
秀衡街道跡	記念物（遺跡）	市指定
大田原宿・大田原城下	伝統的建造物群	未指定
佐久山宿・佐久山城下	伝統的建造物群	未指定
黒羽城下	伝統的建造物群	未指定
町初碑	記念物（遺跡）	市指定
蒲盧碑及び蒲盧碑原文	記念物（遺跡）	市指定
八木沢陣屋跡	記念物（遺跡）	未指定
金燈籠	有形文化財（建造物）	未指定
人見家文書	有形文化財（美術工芸品（古文書））	未指定
一里塚	記念物（遺跡）	市指定
大捻縄引	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定(国選択)

【課題】

- ・ 関連する文化財群について市民の認知が不足している。
- ・ 東山道駅路跡やその関連遺跡の発掘調査が必要である。
- ・ 大田原城に関する調査が不十分である。

【方針】

- ・ 大田原の文化財群を散策する史跡ウォークの開催などを通し市民と一体となった PR 活動を推進する。
- ・ 東山道駅路跡やその関連遺跡の発掘調査を行う。
- ・ 公園整備（史跡大田原城跡）の基礎資料とするため、大田原城に関する調査を進める。

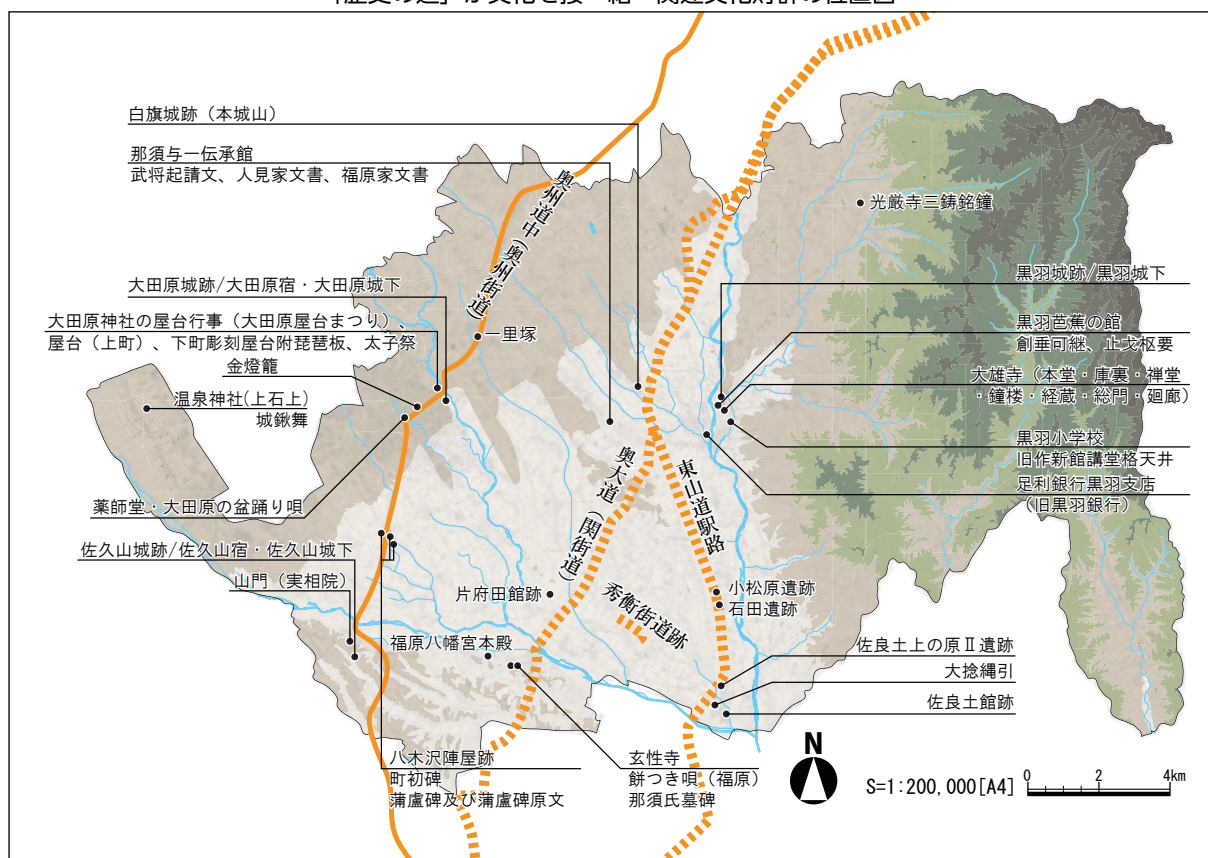


史跡ウォーク



屋台（上町）

「歴史の道」が文化を接・結 つなぐ むすぶ 関連文化財群の位置図



佐良土上の原Ⅱ遺跡発掘調査

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
4- 9	継続	史跡ウォーク開催事業 市民とともに市内を散策しながら、文化財を 探訪・発見する活動を行う。	行政	市						
4- 10	継続	東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査事業 (2-4 再掲) 那須国造碑（国宝）及び侍塚古墳（国史跡） 周辺に存する東山道駅路跡及び関連遺跡の発 掘調査を実施する。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国 宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）、大 田原市：過疎地域持続的発展計画	行政	国市						
4- 11	継続	東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査速報 展開催事業 (2-5 再掲) 東山道駅路及び関連遺跡の発掘調査の最新の 成果について、なす風土記の丘湯津上資料館 で展示を行う。	行政	市						
4- 12	継続	龍城公園管理事業 史跡大田原城跡に係る龍城公園の管理を行う。	行政	市						
4- 13	新規	大田原城調査研究事業 龍城公園整備の基礎資料とするため、大田原 城に関する調査を行う。	行政	市						



龍城公園（大田原城跡）

(3) 「光圀と芭蕉」が時代を接・結^{つなぐ むすぶ}

【概要】

那須国造碑や侍塚古墳で日本初の学術的発掘調査を行った徳川光圀、そして『おくのほそ道』の旅で大田原の名所旧跡を巡るなどして最も長く滞在した松尾芭蕉。歴史に名を刻んだ二人の足跡は今なお息づき、地域の誇りとして語り継がれるとともに、多くの人々を惹きつけている。

【ストーリー】

古代の文化財である那須国造碑と侍塚古墳は、元禄 5（1692）年に水戸藩主を退き隠棲の身にあった徳川光圀が、碑堂の建設や日本で最初の学術的な発掘調査を行った。

また、松尾芭蕉は、それを 3 年遡った元禄 2（1689）年に黒羽や大田原の名所旧跡を巡り、『平家物語』の中で屋島の戦いで扇の的を射落とした弓の名人である那須与一と、その成就を祈念した那須神社の由緒を知り、「感応殊しきりに覚えらる」と『おくのほそ道』に記している。

光圀や芭蕉の事績により、大田原市の古代・中世の文化財や由緒に、500 年から 1,000 年の時を経た近世に至って再び光が当てられたことは、時代を超えて結び付いた出来事であり、これは本市の歴史文化の中で特筆すべきものである。

【関連する文化財一覧】

名 称	分 類	指定等区分
那須国造碑	有形文化財（美術工芸品（古文書））	国指定（国宝）
笠石神社（那須国造碑覆堂）	有形文化財（建造物）	未指定
侍塚古墳	記念物（遺跡）	国指定
下侍塚古墳出土遺物	有形文化財（美術工芸品（考古資料））	未指定
おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）	記念物（名勝地）	国指定
那須神社本殿・楼門 附銅棟札（本殿附） ・石燈籠・手水舟	有形文化財（建造物）	国指定
芭蕉句碑	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	市指定
鹿子畑翠桃墓地	記念物（遺跡）	市指定
雲巖寺山門	有形文化財（建造物）	市指定
犬追物跡	記念物（遺跡）	未指定
玉藻稻荷神社とその周辺	記念物（名勝地）	未指定
修験光明寺跡	記念物（遺跡）	未指定

【課題】

- ・ 東山道駅路やその関連遺跡の発掘調査が必要である。
- ・ 関連文化財群としての価値が市民や来訪者に十分に認知されていない。
- ・ 修理や保存措置が懸案になっている那須神社や、定期的な補修・管理を要する大雄寺への支援が必要である。
- ・ 観光案内ボランティアグループが安定的に継続して活動できる環境づくりが必要である。
- ・ 全国に所在する名勝おくのほそ道の風景地が市民や来訪者に十分に認知されていない。

【方針】

- ・ 東山道駅路やその関連遺跡の発掘調査を行う。
- ・ 関連文化財群について資料館等での情報発信を強化する。
- ・ 那須神社や大雄寺への定期的な補修・管理への支援を行う。
- ・ 観光案内ボランティアグループの継続的な支援や連携を強化する。
- ・ 全国に所在する名勝おくのほそ道の風景地に関連する文化財群のPRや関係市町との連携を推進する。

「光圀と芭蕉」が時代を接・結 つなぐ むすぶ 関連文化財群の位置図



上侍塚古墳



那須神社（楼門）

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
4- 14	継続	東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査事業 (2-4 再掲) 那須国造碑（国宝）及び侍塚古墳（国史跡）周辺に存する東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査を実施する。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）	行政	国市						
4- 15	継続	東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査速報展開催事業 (2-5 再掲) 東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査の最新の成果について、なす風土記の丘湯津上資料館で展示を行う。	行政	市						
4- 16	継続	なす風土記の丘湯津上資料館管理運営事業 なす風土記の丘湯津上資料館において、関係各所と連携しながら、調査研究・展示会・講座を行う。	行政	市						
4- 17	継続	芭蕉の里観光ボランティアふるさとを知る会運営費補助事業 市内へ訪れる観光客に対し、文化財を含む観光資源の案内、おもてなしを担う団体に対して補助金を交付する。	行政	市						
4- 18	継続	おくのほそ道PR事業 奥の細道サミット加盟自治体との情報交換やPR活動を行う。	行政	市						
4- 19	継続	那須神社保存修理事業 那須神社（国重文・建造物）やおくのほそ道の風景地八幡宮（国名勝）の保存修理を行う。 ○関連事業・計画／おくのほそ道の風景地八幡宮保存活用計画、文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）	行政所有者	国県市所有者						



鹿子畑翠桃墓地



雲巖寺山門

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
4- 20	継続	大雄寺屋根差茅事業 大雄寺（国重文・建造物）の禅堂・鐘楼・総門・廻廊の屋根の差茅工事を行う。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）	行政所有者	国 県市所有者	→					→
4- 21	継続	那須与一伝承館管理運営事業 那須与一伝承館において、調査研究・展示会・講演会を行う。	行政	市	→	→	→	→	→	→
4- 22	継続	黒羽芭蕉の館管理運営事業 黒羽芭蕉の館において、調査研究・展示会・講座を行う。	行政	市	→	→	→	→	→	→
4- 23	新規	黒羽芭蕉の館展示室照明ＬＥＤ化事業（2-11 再掲） 展示室の照明をＬＥＤ化し、快適な展示空間を提供できるよう改修する。 ○関連事業・計画／大田原市：過疎地域持続的発展計画	行政	市					→	



黒羽芭蕉の館前庭の松尾芭蕉・曾良像

第9章 文化財保存活用区域

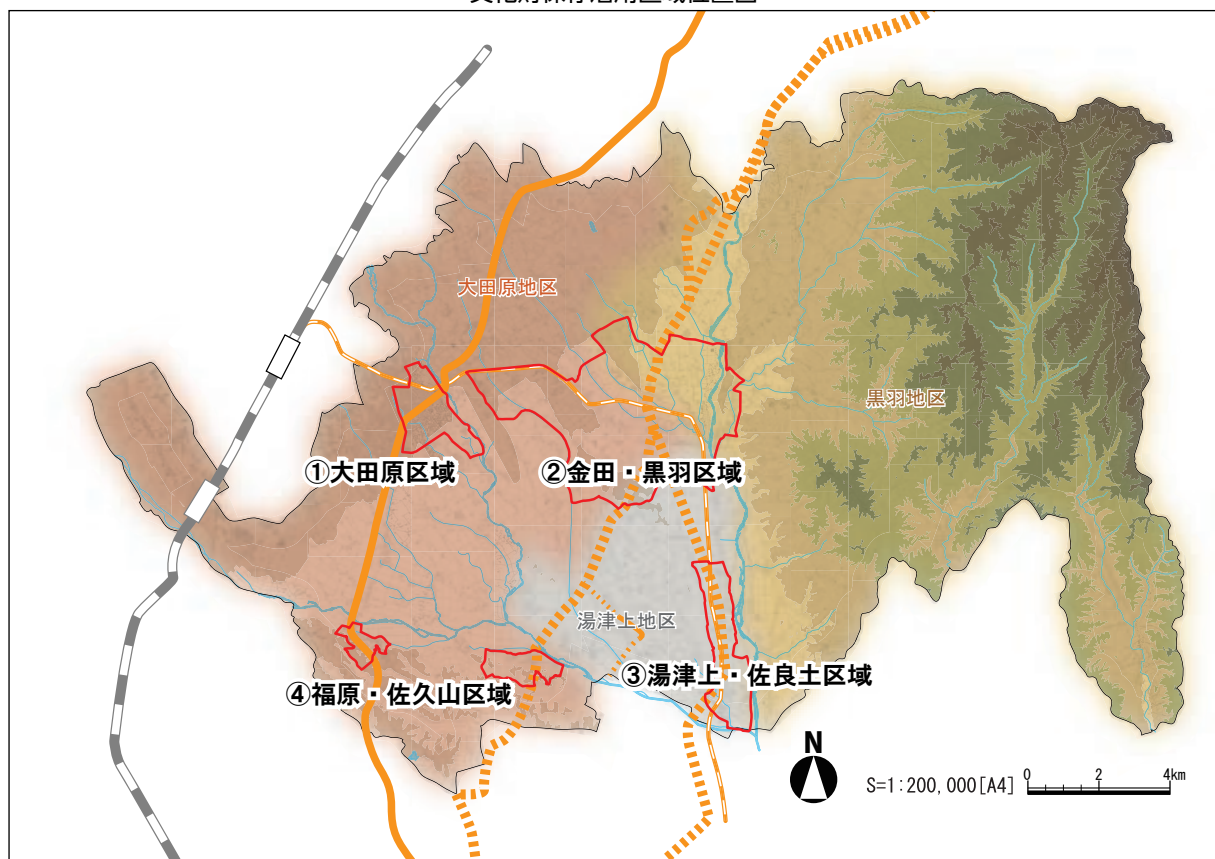
1 設定の考え方

文化財保存活用区域とは、大田原市の歴史文化の特徴を語る上で重要な文化財が集中している地域であり、その周辺環境も含めて文化財群を核として文化的な空間を創出していくための計画区域として設定するものである。多様な文化財を一体的に保存・活用することで、歴史文化が感じられる魅力的な空間の創出につながり、文化財を活かしたまちづくりや観光拠点となることが期待される。

重要な文化財の分布状況に加えて、文化財に関する情報を発信していく拠点施設を有する次の4つの区域を文化財保存活用区域に設定し、より積極的に保存・活用を推進していく。

文化財保存活用区域
①大田原区域
②金田・黒羽区域
③湯津上・佐良土区域
④福原・佐久山区域

文化財保存活用区域位置図



2 文化財保存活用区域

(1) 大田原区域

【概要】

大田原氏の統治によって発展した大田原城跡（市指定）を中核として、その城下町、また、奥州道中（奥州街道）の宿場町として、さらに近現代における県北地域の政治・経済・文化・教育の中心地として発展してきたことをしのばせる建造物等の文化財が集中する区域である。現在は、市役所本庁舎等の公共施設が集中し、本市の中心市街地となっている。

大田原区域における主な文化財一覧

番号	文化財の名称	分類	指定等区分
1	大田原宿・大田原城下	伝統的建造物群	未指定
2	大田原神社の屋台行事（大田原屋台まつり）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
3	太子祭	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
4	大田原城跡	記念物（遺跡）	市指定
5	大田原の盆踊り唄	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
6	金燈籠	有形文化財（建造物）	未指定
7	屋台（上町）	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	市指定
8	下町彫刻屋台附琵琶板	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	市指定
9	薬師堂	有形文化財（建造物）	市指定
10	東野鉄道跡	記念物（遺跡）	未指定
11	平林真子遺跡（縄文時代中期住居跡）	記念物（遺跡）	市指定
12	あらまち蔵屋敷	有形文化財（建造物）	未指定

大田原区域における拠点施設一覧

番号	施設の名称	種別
1	トコトコ大田原（市立図書館・市民交流センター）	図書館・市民会館
2	龍城公園	公園
3	水辺公園	公園



金燈籠

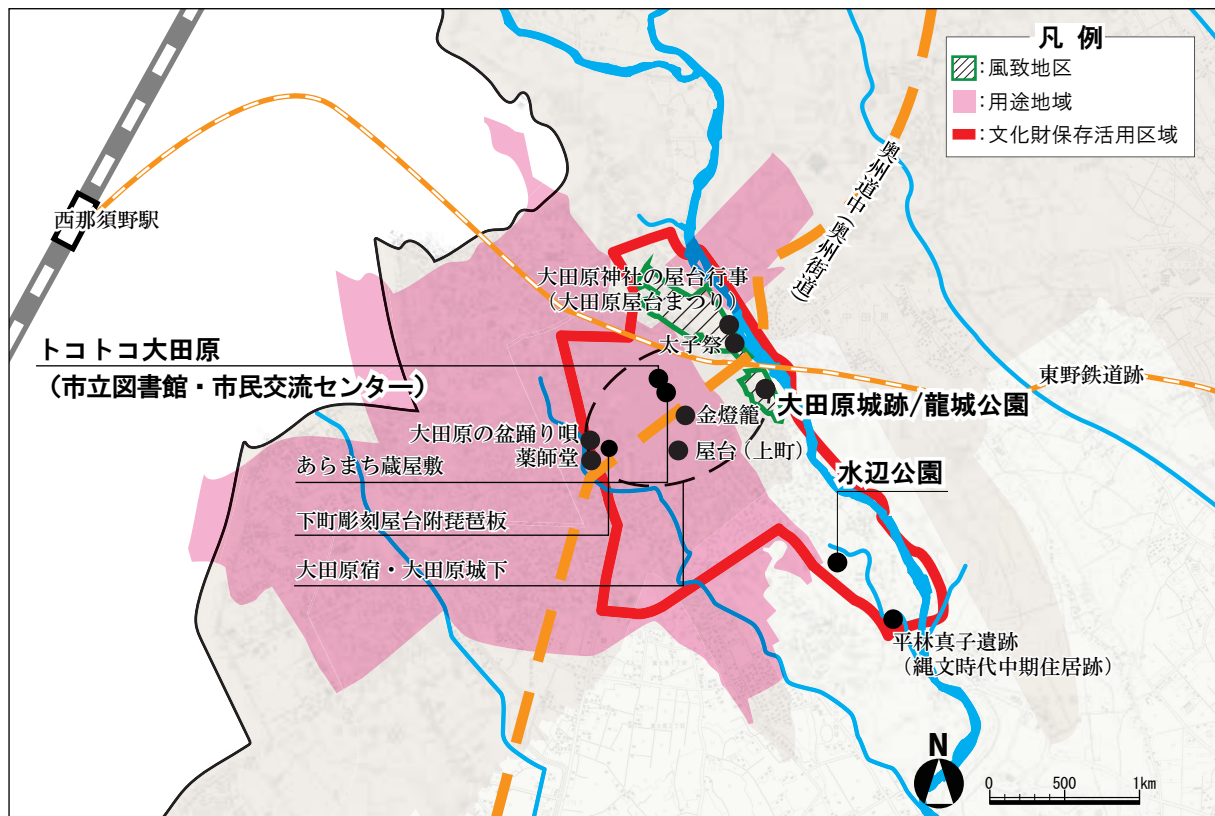
【課題】

- ・都市公園「龍城公園」(大田原城跡)の文化財と一体となった環境整備が必要である。
- ・水辺公園の環境保全のための維持管理が必要である。
- ・区域の賑わいを創出する大田原神社の屋台行事(大田原屋台まつり)、大田原盆踊り唄等の無形の民俗文化財が、安定的に継続して活動できるような支援が必要である。
- ・あらまち蔵屋敷を活用した事業を充実させる必要がある。

【方針】

- ・都市公園「龍城公園」(大田原城跡)の文化財と一体となった環境整備を推進する。
- ・水辺公園の環境保全のための適切な維持管理を行う。
- ・大田原屋台まつり等、城下の賑わいを創出する活動を支援する。
- ・あらまち蔵屋敷を中心とした中心市街地活性化事業を推進する。

大田原区域と区域内にある文化財分布図



大田原区域における事業

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
5- 1	継続	龍城公園管理事業（4-12 再掲） 大田原城跡に係る龍城公園の管理を行う。	行政	市	→					
5- 2	新規	大田原城調査研究事業（4-13 再掲） 龍城公園整備の基礎資料とするため、大田原城に関する調査を行う。	行政	市	→					
5- 3	継続	水辺公園整備管理事業 希少植物等の生息に係る除草管理を行う。	行政	市	→					
5- 4	新規	平林真子遺跡調査事業 水辺公園整備の基礎資料とするため、平林真子遺跡の調査を行う。	行政	市	→					
5- 5	継続	大田原屋台まつり実行委員会運営費補助事業 市指定無形民俗文化財である大田原神社の屋台行事を保存継承する団体に対して補助金を交付する。	行政	市	→					
5- 6	継続	中心市街地活性化事業 中心市街地に残る歴史ある市有の蔵「あらまち蔵屋敷」を地域に根差した店舗として活用しながら管理運営する取組を委託する。	行政	市	→					



大田原神社の屋台行事（大田原屋台まつり）

(2) 金田・黒羽区域

【概要】

那須氏由来で後に大関氏の氏神として祀られた那須神社の周辺と、大関氏の統治による黒羽城跡やその風情が残る町並み周辺を合わせた区域である。

黒羽地区は、芭蕉ゆかりの文化財等が集中して存在し、数多くの芭蕉関係資料を保管・展示する黒羽芭蕉の館があり、芭蕉とゆかりの深い文化財が数多く残る。大関氏の菩提寺で総茅葺き屋根の大雄寺等の観光地としても魅力的な文化財が集中している。

金田地区は、那須神社に隣接して、那須与一や那須氏についての情報発信を行う那須与一伝承館があり、道の駅那須与一の郷の敷地内にあることから、観光で訪れる人も多い。また、戦時中、金丸原陸軍演習場や同飛行場があり、戦争の遺構が数多く残る。

金田・黒羽区域における主な文化財一覧

番号	文化財の名称	分類	指定等区分
1	湯坂遺跡	記念物（遺跡）	市指定
2	犬追物跡	記念物（遺跡）	未指定
3	白旗城跡（本城山）	記念物（遺跡）	市指定
4	鹿子畑翠桃墓地	記念物（遺跡）	市指定
5	修験光明寺跡	記念物（遺跡）	未指定
6	那須神社本殿・楼門 附 銅棟札（本殿附）・石燈籠・手水舟	有形文化財（建造物）	国指定
7	おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）	記念物（名勝地）	国指定
8	玉藻稻荷神社とその周辺	記念物（名勝地）	未指定
9	ザゼン草群生地	記念物（植物）	市指定
10	芭蕉句碑	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	市指定
11	足利銀行黒羽支店（旧黒羽銀行）	有形文化財（建造物）	国登録
12	湯泉神社本殿	有形文化財（建造物）	未指定
13	黒羽河岸跡	記念物（遺跡）	未指定
14	黒羽城跡	記念物（遺跡）	市指定
15	大雄寺 （本堂・庫裏・禅堂・鐘楼・経蔵・総門・廻廊）	有形文化財（建造物）	国指定
16	旧作新館講堂格天井	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	市指定
17	金丸原演習場跡	記念物（遺跡）	未指定
18	東野鉄道跡	記念物（遺跡）	未指定

金田・黒羽区域における拠点施設一覧

番号	施設の名称	種別
1	道の駅那須与一の郷	道の駅
2	那須与一伝承館	資料館
3	黒羽芭蕉の館	資料館
4	観光交流センター	観光案内施設
5	黒羽城址公園	公園

【課題】

- ・修理や保存措置が懸案になっている那須神社や、定期的な補修・管理を要する大雄寺への支援が必要である。
- ・普通公園「黒羽城址公園」（黒羽城跡）の文化財と一体となった環境整備が必要である。
- ・那須与一伝承館、黒羽芭蕉の館を核とした文化財に関する情報の発信が必要である。
- ・旧金丸原陸軍演習場や同飛行場に関する遺構や逸話の調査が必要である。

【方針】

- ・那須神社や大雄寺の定期的な補修・管理への支援を行う。
- ・普通公園「黒羽城址公園」（黒羽城跡）の文化財と一体となった環境整備を推進する。
- ・那須与一伝承館、黒羽芭蕉の館を核とした文化財に関する情報の発信を強化する。
- ・旧金丸原陸軍演習場や同飛行場に関する遺構や逸話の調査を行う。

金田・黒羽区域と区域内にある文化財分布図



番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
5- 7	継続	那須神社保存修理事業 (4-19 再掲) 那須神社 (国重文・建造物) やおくのほそ道の風景地八幡宮 (国名勝) の保存修理を行う。 ○関連事業・計画／おくのほそ道の風景地八幡宮保存・活用計画、文化庁：文化財保存事業費 (国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金)	行政所有者	国 県 市 所有者						
5- 8	継続	黒羽城址公園管理事業 黒羽城跡に係る黒羽城址公園の管理を行う。	行政	市						
5- 9	継続	大雄寺屋根差茅事業 (4-20 再掲) 大雄寺 (国重文・建造物) の禅堂・鐘楼・総門・廻廊の屋根の差茅工事を行う。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費 (国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金)	行政所有者	国 県 市 所有者						
5- 10	継続	くろばね紫陽花まつり実行委員会運営費補助事業 黒羽城址公園 (黒羽城跡) に植栽された紫陽花を活用したイベント「くろばね紫陽花まつり」を主催するくろばね紫陽花まつり実行委員会の運営を支援する補助金を交付する。	行政	市						
5- 11	継続	那須与一伝承館管理運営事業 (4-21 再掲) 那須与一伝承館において、調査研究・展示会・講演会を行う。	行政	市						
5- 12	継続	黒羽芭蕉の館管理運営事業 (4-22 再掲) 黒羽芭蕉の館において、調査研究・展示会・講座を行う。	行政	市						
5- 13	新規	戦争関連遺産把握調査事業 (1-10 再掲) 文化財への指定を視野に、戦争関連遺産の把握調査を行う。	行政	市						



那須神社本殿



大雄寺廻廊屋根差茅修理

(3) 湯津上・佐良土区域

【概要】

湯津上区域は、古代に都と東北を結ぶ東山道駅路が通り、那須国造碑や侍塚古墳など、日本の古代史を語る上で重要な遺跡が集中する区域である。文化財としての価値は言うまでもなく、徳川光圀による学術的発掘調査や保存顕彰活動が行われ、日本考古学史上で高く評価された地であり、近くに整備された、考古資料を扱うなす風土記の丘湯津上資料館で情報発信を行っている。

湯津上区域の南に位置する佐良土区域は、那須氏にゆかりのある佐良土館跡や古刹・光丸山（法輪寺）の門前町として栄えた町並みが残る。

湯津上・佐良土区域における主な文化財一覧

番号	文化財の名称	分類	指定等区分
1	岩舟台遺跡	記念物（遺跡）	市指定
2	小松原遺跡	記念物（遺跡）	未指定
3	佐良土上の原Ⅱ遺跡	記念物（遺跡）	未指定
4	石田遺跡	記念物（遺跡）	未指定
5	那須国造碑	有形文化財（美術工芸品（古文書））	国指定（国宝）
6	侍塚古墳	記念物（遺跡）	国指定
7	大捻縄引	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定（国選択）
8	佐良土館跡	記念物（遺跡）	市指定

湯津上・佐良土区域における拠点施設一覧

番号	施設の名称	種別
1	なす風土記の丘湯津上資料館	資料館
2	旧佐良土小学校	体験学習施設
3	栃木県なかがわ水遊園	水族館



大捻縄引の「縄もじり」



佐良土館跡

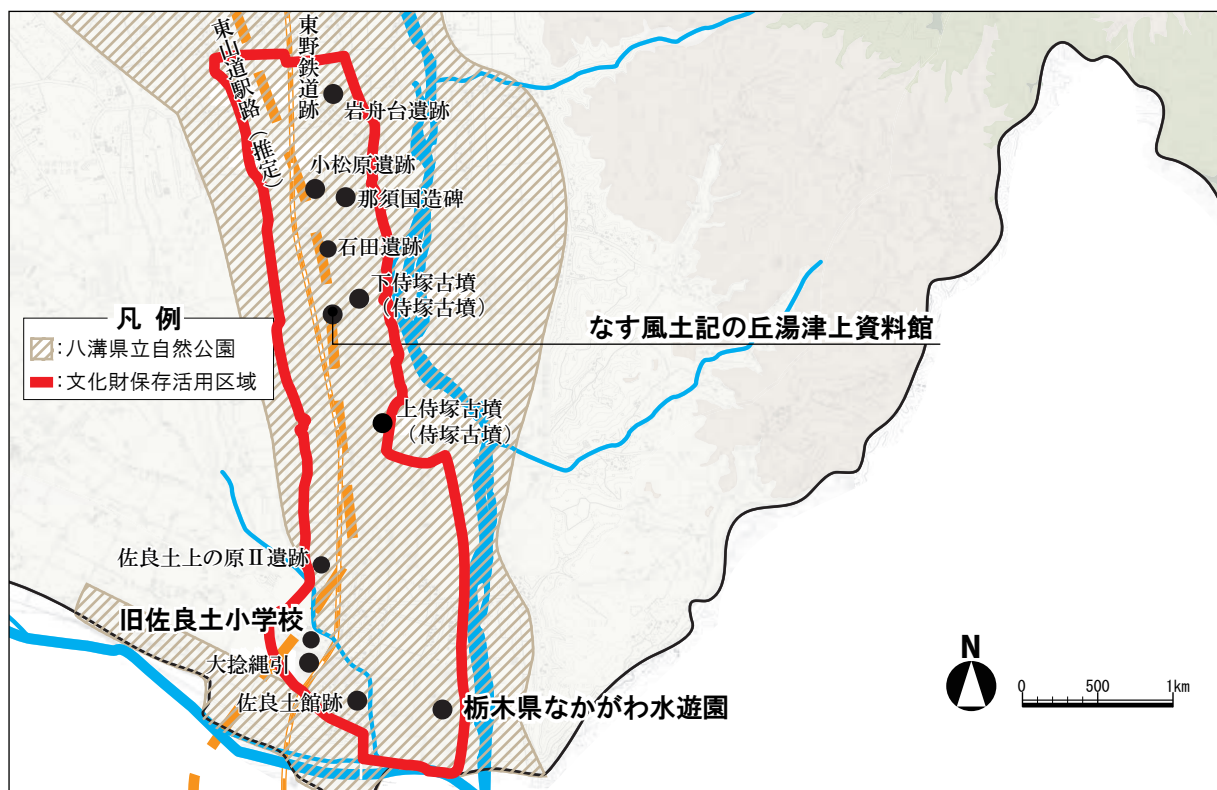
【課題】

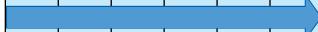
- ・侍塚古墳など、指定文化財が多く存在するが、個別の保存活用計画が未作成で、定期的な維持管理が必要である。
- ・那須国造碑や侍塚古墳周辺に存在する東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査が必要である。
- ・なす風土記の丘湯津上資料館や旧佐良土小学校を核とした文化財に関する情報発信が必要である。

【方針】

- ・上侍塚北古墳の追加指定を視野に、史跡侍塚古墳保存活用計画を作成し、適切な維持管理を行う。
- ・那須国造碑や侍塚古墳周辺に存在する東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査を行う。
- ・なす風土記の丘湯津上資料館や旧佐良土小学校を核とした文化財に関する情報発信を強化する。

湯津上・佐良土区域と区域内にある文化財分布図



番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
5- 14	継続	史跡侍塚古墳保存活用計画作成事業 侍塚古墳の保存活用計画を作成する。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）	行政	国市						
5- 15	新規	史跡侍塚古墳等周辺環境整備事業 侍塚古墳と那須国造碑の周辺環境の整備について検討する。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）	行政	国市						
5- 16	継続	上侍塚北古墳調査事業 上侍塚北古墳の文化財指定を視野に調査を行う。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）	行政	国市						
5- 17	継続	史跡侍塚古墳管理事業 侍塚古墳の維持管理を行う。アカマツの病害虫防除対策として、農薬空中散布やこも巻き等を行うとともに、倒木・枯死したアカマツの伐採処理を行う。	行政 民間団体	市						
5- 18	継続	東山道駅路跡及び関連遺跡調査事業（2-4 再掲） 那須国造碑（国宝）及び侍塚古墳（国史跡）周辺に存する東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査を実施する。 ○関連事業・計画／文化庁：文化財保存事業費（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）、大田原市：過疎地域持続的発展計画	行政	国市						
5- 19	継続	東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査速報展開催事業（2-5 再掲） 東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査の最新の成果について、なす風土記の丘湯津上資料館で展示を行う。	行政	市						
5- 20	継続	なす風土記の丘湯津上資料館管理運営事業（4-16 再掲） なす風土記の丘湯津上資料館において関係各所と連携しながら、調査研究・展示会・講座を行う。	行政	市						
5- 21	新規	旧佐良土小学校校舎利活用事業 旧佐良土小学校校舎を活用し、民俗資料を用いた体験学習を通して地域文化への理解の深化や地域活性化を図る。 ○関連事業・計画／大田原市：過疎地域持続的発展計画	行政	国市						



なす風土記の丘湯津上資料館の展示



下侍塚古墳のこも巻き作業

(4) 福原・佐久山区域

【概要】

那須氏や那須衆の福原・佐久山氏由来の城跡や寺院、民俗芸能等が多く残っている区域である。佐久山城跡に移された佐久山宿、陣屋跡の賑わいは、のちに紅葉の見どころともなる自然環境豊かな佐久山御殿山公園として整備され、現代に引き継がれている。

福原・佐久山区域における主な文化財一覧

番号	文化財の名称	分類	指定等区分
1	正浄寺本堂	有形文化財（建造物）	未指定
2	正浄寺の雅楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
3	山門（実相院）	有形文化財（建造物）	市指定
4	佐久山城跡	記念物（遺跡）	市指定
5	福原八幡宮本殿	有形文化財（建造物）	市指定
6	那須氏墓碑	記念物（遺跡）	市指定
7	餅つき唄（福原）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定

福原・佐久山区域における拠点施設一覧

番号	施設の名称	種別
1	大田原市ふれあいの丘 自然観察館	資料館
2	御殿山公園	公園

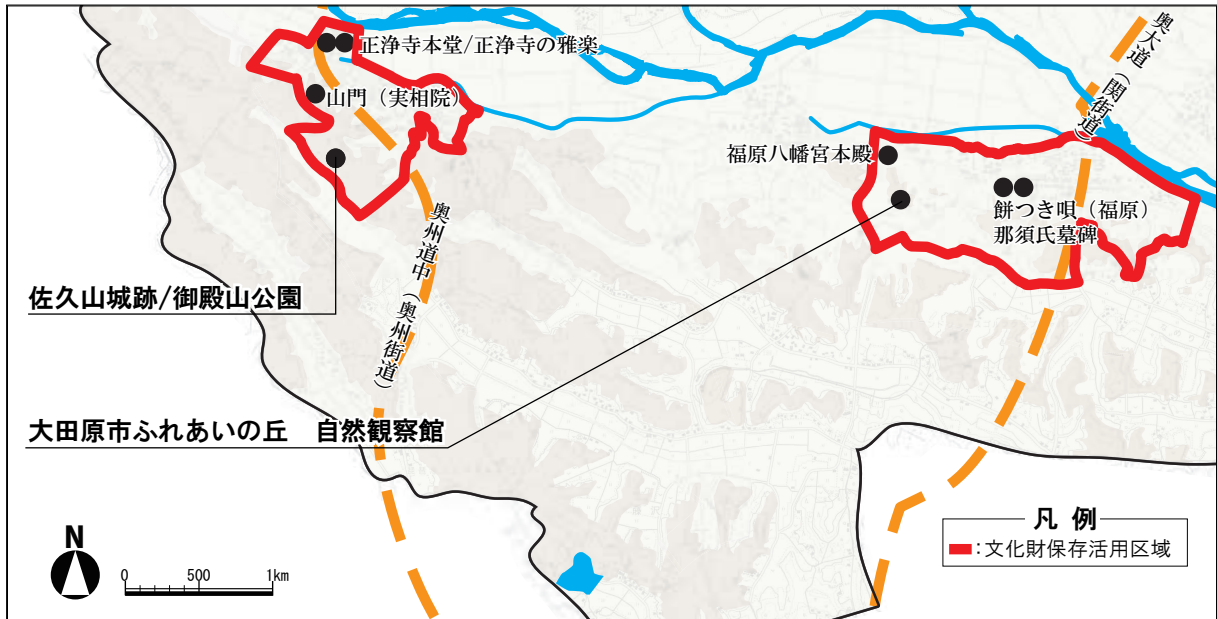
【課題】

- ・都市公園「御殿山公園」（佐久山城跡）の文化財と一体となった環境整備が必要である。
- ・御殿山公園を活かしたイベント等を実施する佐久山地区活性化協議会や地域の賑わいを創出する餅つき唄（福原）等の無形の民俗文化財が、安定的に継続して活動できるよう支援が必要である。
- ・ふれあいの丘自然観察館を核とした文化財に関する情報発信が必要である。

【方針】

- ・都市公園「御殿山公園」（佐久山城跡）の文化財と一体となった環境整備を推進する。
- ・佐久山地区活性化協議会や餅つき唄（福原）等の無形の民俗文化財等の民間団体への支援を行う。
- ・ふれあいの丘自然観察館を核とした文化財に関する情報発信を強化する。

福原・佐久山区域と区域内にある文化財分布図



福原・佐久山区域における事業

番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
5- 22	継続	御殿山公園管理事業 佐久山城跡に係る御殿山公園の管理を行う。	行政	市						
5- 23	継続	佐久山地区活性化協議会運営費補助事業 御殿山公園のモミジを活用したイベントを主催する佐久山地区活性化協議会の運営を支援する補助金を交付する。	行政	市						
5- 24	継続	指定文化財等保全・継承団体補助事業 (1-15 再掲) 指定文化財等を保全または継承する団体等に対して補助金を交付する。	行政 民間団体	市						
5- 25	継続	自然観察館管理運営事業 子どもから大人まで楽しめる体験型施設である自然観察館において、本市の動植物等について広く普及・啓発を図る。	行政	市						



福原八幡宮本殿



餅つき唄 (福原)

第10章 文化財の防災・防犯

1 文化財の防災・防犯に関する課題

近年、全国各地で大規模自然災害が多発しており、歴史的建造物や古文書等の歴史資料をなど、様々な文化財の損傷や滅失被害が相次いでいる。本市においても、過去様々な災害に見舞われてきた。平成10（1998）年8月の那須水害で、記録的な豪雨により那珂川は急激な増水となって警戒水位を超え、箒川・蛇尾川・百村川・巻川・熊川・鹿島川など多くの河川が氾濫し、家屋・家畜・農地・公共施設等が多くの損害を受けた。また、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、市内で最大震度6強を観測し、住宅や公共施設等に甚大な被害が発生し、史跡である黒羽城址公園の土塁が崩壊した。

自然災害以外に、火災による被害も相次いで発生している。フランスのノートルダム大聖堂や首里城の火災など世界各地で、貴重な文化財の火災による焼失が起こっている。栃木県内でも山火事や飛び火等により、文化財の緊急避難や文化財の建物の一部が焼損するなどの被害が相次いでいる。本市でも、昭和52（1977）年に黒羽地区の御亭山で大規模な山林火災を経験したが、幸い文化財の被害は無かった。

防犯は、近年、国内の社寺等における美術工芸品の盗難や、建造物の汚損等が発生していることから、本市も例外ではない。少子高齢化の進展により、空き家の増加や、寺社等の無住化がさらに進み、さらなる建物や所在品の盗難、人為的な毀損等の被害の発生が懸念される。

こうしたことから、地域の貴重な文化財を守るため、被災を未然に防ぐための防災・防犯対策の普及啓発を行う必要がある。また、指定等文化財の異常や、緊急な保護の必要性を早期に発見するための文化財パトロール員による巡視等も必要である。

2 文化財の防災・防犯に関する方針

（1）前提となる関連計画等

①文化庁のガイドライン

「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2（2020）年12月改訂）、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元（2019）年9月）及び「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元（2019）年12月）が定められている。これらのガイドラインで、関係自治体は文化財や文化財収蔵施設の防火対策状況について点検し、防火対策に取り組む旨が示されている。

②栃木県文化財保存活用大綱

「栃木県文化財保存活用大綱」において、文化財所有者等の関係者・関係機関がとるべき具体的な備えや対応等を示した文化財防災マニュアルの作成、県内の文化財の位置を示した文化財防災マップの作成、ハザードマップを参照して文化財の所在地における洪水・土砂災害等を事前に想定する等の取組により、文化財への被害の軽減や災害発生時の迅速な対応につなげることを目指していく旨が示されている。

③大田原市地域防災計画

大田原市地域防災計画は、風水害・震災・火災・原子力災害等に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市土、市民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的として作成されたものである。

文化財に関しては、「水害・台風、竜巻等風害対策編 第2章 予防」の「第20節 学校、社会施設等の災害予防対策」において、文化財所有者への防災に関する指導・助言、文化財の特性に応じた防火管理や防火施設の設置・充実、文化財所有者や見学者の防火意識の高揚、文化財についての防火思想の普及啓発が示されている。

また、「水害・台風、竜巻等風害対策編 第3章 応急対策」の「第16節 学校、社会施設等の応急対策」において、文化財所有者は発生時に文化財の被害状況を市に通報する旨、本市は文化財の被害状況の把握やとりまとめ、栃木県へ報告をする旨等が記載されている。

(2) 文化財の防災・防犯に関する方針

台風や豪雨災害、地震などの自然災害や火災などに対する防災対策は、「大田原市地域防災計画」に準じて対応する。指定等文化財は、個別の保存活用計画に防災・防犯対策を盛り込み、必要な設備の設置や防火訓練などの取組を推進していく。指定等文化財の異常や、緊急な保護の必要性を早期に発見するため、文化財パトロール員による定期的な巡視を継続する。特に国・県指定等文化財について、災害時は市職員による状況確認を行う。

(3) 文化財の防災・防犯に関する事業

文化財の防災・防犯に関する事業は、第7章に示したものを再掲する。

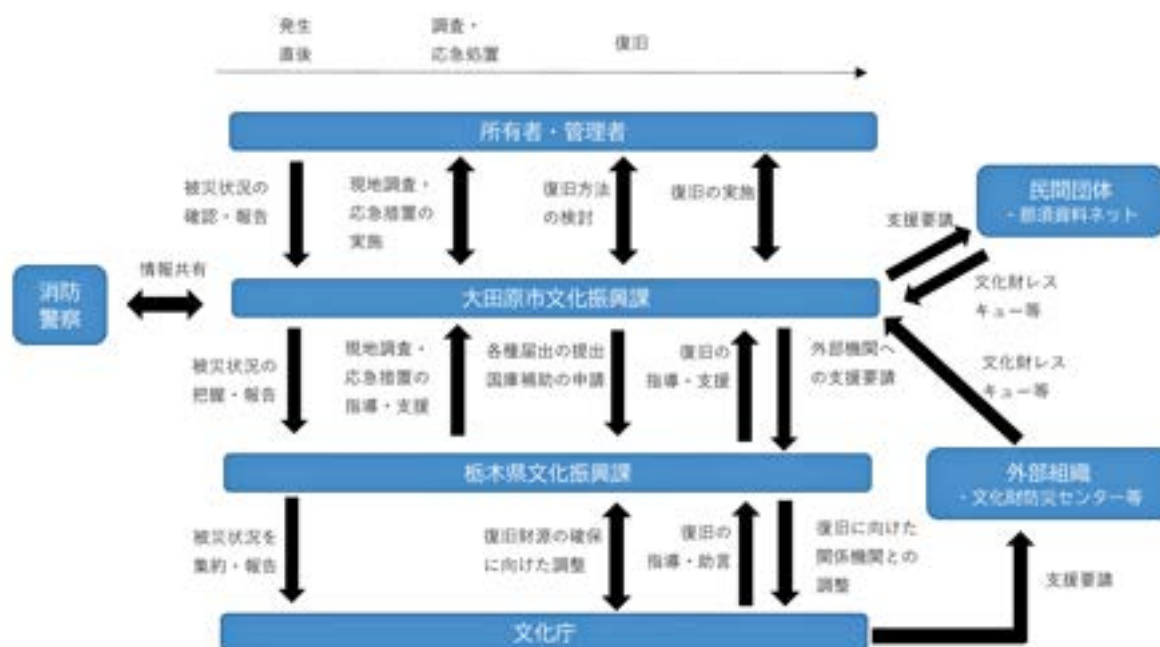
番号	区分	事業名 / 事業概要	事業主体	財源	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 ~
文化財の防災・防犯対策の推進										
1- 18	継続	文化財の防災・防犯対策普及啓発事業 国指定文化財を有する笠石神社、那須神社、大雄寺等において文化財被災を想定した防火訓練を行う。また、文化財の防災・防犯に関する普及啓発を行う。	行政所有者	市消防						
1- 19	継続	指定等文化財パトロール事業 指定等文化財の巡回パトロールや監視を行う。国県指定等文化財は災害発生時に市職員等による状況確認を行う。	行政	市						

3 文化財の防災・防犯の推進体制

本市に存在する文化財について、自然災害や人為的な事故・事件が発生した場合は、各主体が連携して以下の図に示す体制で迅速な対応にあたる。

各主体の役割

大田原市の役割	・国・県指定等文化財の被害状況を確認し、栃木県文化振興課へ報告する。また、市指定文化財の被害状況を取りまとめる。 ・必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施する。 ・必要に応じて近隣市町や栃木県等に応援要請を行う。 ・大規模災害の場合は、栃木県を通じて文化財防災センター等の外部機関への支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣等）を要請する。また、那須資料ネット等民間団体に支援を要請する。
消防・警察の役割	・文化財の滅失・毀損状況について、市と情報共有を行う。
市民の役割	・所有する文化財や、地域の文化財の被害状況を確認し、被害の状況を市へ報告する。 ・必要に応じて、文化財を安全な場所に避難させる等、応急的な保護措置を実施する。



第11章 文化財の保存・活用の推進体制

1 文化財の保存・活用の推進体制

本計画を推進するにあたり中核を担う産業文化部文化振興課のほか、取組について連携を図る行政、関係団体や地域団体は下記のとおりである。

(1) 行政

①文化振興課

組織	主な業務内容	構成
文化振興課	イベント等の推進 ・那須野が原国際芸術シンポジウム ・全国竹芸展 ・黒羽芭蕉の里全国俳句大会 ・移動音楽教室 ・那須地区芸術祭 ・那須地区郷土芸能フェスティバル ・与一太鼓 ・黒羽太鼓 ・那須与一公顕彰事業 ・王将戦 文化協会等との連携 ・大田原市文化協会連絡協議会 ・大田原文化協会、黒羽文化協会 ・那須地区文化協会 管理運営施設 ・芸術文化研究所	職員 4 名
	文化財及び遺跡の保護・調査等 ・指定文化財の指定・解除、修理、現状変更手続き（文化財保護審議会） ・埋蔵文化財関連手続き、発掘調査 ・史資料の調査、収集及び保管 管理運営施設 ・なす風土記の丘湯津上資料館	職員 10 名（うち専門職員 6 名）
	事業運営等 ・各資料館・文化ホールの管理運営 管理運営施設 ・那須与一伝承館 ・黒羽芭蕉の館 ・ピアートホール ・那須野が原ハーモニーホール（指定管理）	職員 6 名（うち専門職員 2 名）
附属機関・委員会	文化財保護審議会 市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。	委員 10 名（歴史全般 6 名、建造物・美術・考古・民俗各 1 名）
	文化財保存活用地域計画協議会 本市の文化財保存活用地域計画の作成後も引き続き、措置の進捗確認、見直しを行う。	委員 15 名（関係機関等代表 2 名、有識者 5 名、県職員 3 名、文化財所有者・商工団体等・観光団体・市民代表・市職員 1 名）
	東山道駅路跡及び関連遺跡発掘調査指導委員会 東山道駅路跡及び関連遺跡の発掘調査の専門的な助言や指導を行う。	委員 3 名（考古）

②庁内の関連部局

組織		主な業務内容
庁内の関連部局	総合政策部政策推進課	総合計画、まちづくり・地域づくりに関すること
	市民生活部生活環境課	環境の保全に関すること
	産業文化部農政課	農業振興地域の整備に関すること
	産業文化部農林整備課	圃場・農道整備、自然保護及び緑化推進、林地開発に関すること
	産業文化部商工観光課	中心市街地活性化、観光・物産の振興、県立自然公園に関すること
	建設部道路課	道路の新設改良、河川及び水路の維持修繕に関すること
	建設部都市計画課	都市計画、土地利用計画、景観条例、公園及び緑地に関すること
	教育部生涯学習課	生涯学習、図書館、地区公民館に関すること

③県、関係機関・団体

組織		主な業務内容
栃木県	栃木県生活文化スポーツ部文化振興課	栃木県内の国指定、県指定等の文化財の保存・活用に関すること
	栃木県環境森林部自然環境課	栃木県内の自然環境の保全及び緑化、生物多様性に関すること
	栃木県産業労働観光部工業振興課	栃木県伝統工芸品に関すること
	栃木県立博物館	栃木県内の歴史文化、自然に関する資料の収集、保存、調査研究及び教育普及に関すること
	栃木県立美術館	栃木県関係の美術資料、美術作家に関する調査研究、資料の収集・保存、展示普及に関すること
	栃木県立文書館	栃木県内の古文書・歴史資料等の収集・保存、調査研究、普及啓発に関すること
	栃木県埋蔵文化財センター	栃木県内の埋蔵文化財の保護及び調査研究活動
	栃木県なかがわ水遊園	那珂川の淡水魚を中心とした八溝地域の自然・文化に関すること
	栃木県水産試験場	栃木県内の水域生態系の保全に関すること

組 織		主 な 業 務 内 容
関 係 機 関	大田原警察署	市内の防犯・事故防止、埋蔵文化財・銃砲刀剣類の発見届に関する事
	那須地区広域消防組合	文化財の防災に関する事
	大田原市観光協会	市内の観光案内、特産品販売に関する事
	大田原商工会議所、 黒羽商工会、湯津上商工会	市内の商工業の振興、地域づくりに関する事
	市内小中学校、高等学校、大学	小学校 17 校、中学校 7 校、高等学校 4 校、大学 1 校
関 係 団 体	那須野が原開拓日本遺産 活用推進協議会	那須野が原の開拓に係る日本遺産構成文化財の P R 及び観光活用の推 進に関する事
	八溝山周辺地域定住自立圏 推進協議会	八溝山周辺地域定住自立圏域における必要な生活機能の確保、人口定 住の促進に関する事（県外市町も含む）
	那珂川あゆ街道推進協議会	那珂川沿川の市町等におけるアユを中核とした地域資源に関する情報 の発信に関する事
	那須地区郷土芸能 フェスティバル実行委員会	那須地区 3 市町持ち回りで、各市町の郷土芸能を一堂に披露するイベ ントを開催する。
	奥の細道サミット	奥の細道にゆかりのある自治体が連携した、歴史や文化の情報の発信 に関する事

（２）民間団体

名 称		概 要
歴 史	ふるさとを知る会	芭蕉の里観光ボランティア。紙芝居（黒羽に伝わる民話や歴史を題材に して製作したもの）を月に 1 回、黒羽温泉「五峰の湯」で上演。
	旧須賀川小学校保存会	旧須賀川小学校の木造校舎の維持管理を行う。
	なす香	なす風土記の丘中心に活動するボランティアガイド。
	侍塚古墳松守会	侍塚古墳のこも巻き・こも外しを中心とした愛護活動を行う。
	那須国古代ロマンプロジェクト	那須国造碑、侍塚古墳群の調査研究、観光地としての整備を通じて後 世に残していく活動を行う。
	金丸地区活性化協議会	国指定名勝「おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）」を活用 して菊花祭等のイベントを開催する。
	那須文化研究会	那須地区における資料の発掘・調査を基礎としながら、地域の総合的 な理解を促すことを目的とする。年 1 回の『那須文化研究』発刊のほ か講演会・学習会等を実施。会誌『那須文化研究』は、地域を理解す る上での好資料となっている。 ※市域外の団体であるが、本市を含む広域エリアを対象に活動してい る。
	那須資料ネット	那須地区を中心に、災害時に資料の救出・保全のボランティア活動を行 う。

名 称		概 要
民俗芸能	大田原ふるさと民話の会	「ふるさとの民話を聞く会」で、大田原市に伝わる民話を語り継いでいる。
	佐良土地区活性化協議会	国選択無形民俗文化財「大捻縄引」の保存継承活動を行う。
	正浄寺の雅楽保存会	正浄寺の檀徒で構成され、県無形民俗文化財の「正浄寺の雅楽」を継承している。
	黒羽餅つき唄保存会	市指定無形民俗文化財「黒羽餅つき唄」の保存継承活動を行う。
	大田原盆踊り唄保存愛好会	市指定無形民俗文化財「大田原の盆踊り唄」の保存継承活動を行う。
	親園草刈唄保存会	市指定無形民俗文化財「草刈唄」の保存継承活動を行う。
	羽田太々神楽保存会	市指定無形民俗文化財「太々神楽（八龍神社）」の保存継承活動を行う。
	羽田天祭保存会	市指定無形民俗文化財「天祭（八龍神社）」の保存継承活動を行う。
	両郷磯上太々神楽保存会	市指定無形民俗文化財「両郷磯上太々神楽」の保存継承活動を行う。
	城鉾舞保存会	県指定無形民俗文化財「城鉾舞」の保存継承活動を行う。
	那須神社永代々神楽保存会	市指定無形民俗文化財「永代々神楽（那須神社）」の保存継承活動を行う。
	福原餅つき唄保存会	市指定無形民俗文化財「餅つき唄（福原）」の保存継承活動を行う。
	温泉神社獅子舞保存会	市指定無形民俗文化財「温泉神社獅子舞」の保存継承活動を行う。
	中野内太々神楽保存会	市指定無形民俗文化財「温泉神社太々神楽」の保存継承活動を行う。
	那須神社獅子舞保存会	市指定無形民俗文化財「獅子舞（那須神社）」の保存継承活動を行う。
	大田原市屋台まつり実行委員会	市指定無形民俗文化財「大田原神社の屋台行事（大田原屋台まつり）」の保存継承活動を行う。
	やみぞあづまっぺ協議会	須賀川地区の地域活性化の一環で、雲巖寺境内を利用して薪能を開催する。
自然	羽田ミヤコタナゴ保存会	国指定の羽田ミヤコタナゴ生息地保護区において、国指定天然記念物「ミヤコタナゴ」の保護や環境整備を行う。
	南区イトヨ保存会	県指定天然記念物「糸魚生息地（田谷川）」において、イトヨの保護や環境整備を行う。
	金田北部地域環境保全会	池の御前保存会、エノキ保存会、おかんじち保存会からなる。湧水池（池の御前、おかんじち湧水池、町井沢堀）の保全を行う。
	磯上のヤマザクラ保存会	県指定天然記念物「磯上のヤマザクラ」の保全活動を行う。
	北金丸ザゼン草を守る会	市指定天然記念物「ザゼン草群生地」の保全活動を行う。
	各地区環境保全会	地域住民が協力して地域環境の維持・改善を行う。
	大田原理科クラブ	大田原市内を中心に、自然分野に関する観察・調査研究及び保護活動を行う。

名 称		概 要
工 芸	全国竹芸展実行委員会	竹工芸愛好者らが中心となって、全国から竹工芸作品を募集、展示、表彰する取組を行う。
	若竹会	大田原地域職業訓練センターの竹工芸講座受講修了生らで組織する竹工芸の自主活動グループで、竹工芸品の制作を行う。
観 光 ・ ま ち づ くり	大田原市の地酒とまちおこし研究会	大田原の地酒（菊の里酒造・天鷹酒造・渡邊酒造）と商工団体、酒米生産団体及び行政による。地酒を核としたまちおこしを目指す。
	株式会社大田原ツーリズム	地域に残る日本古来の生活、産業、歴史、文化を観光資源とした体験型プログラムの造成、農家民泊受入農家数の拡大に努めるなど、観光を通じて、地域の歴史、文化や産業を残していく活動を行っている地域DMO。大田原グリーンツーリズム推進協議会と連携し、大田原市役所が関係機関との調整や広域的な情報展開を実施することで、地域一体となった取組を展開している。 ・大田原グリーンツーリズム推進協議会：地域の様々な分野の構成員が参画し、農業体験のインストラクターの養成等に取り組んでいる。
	株式会社大田原まちづくりカンパニー	市内中心市街地におけるまちづくりの推進に取り組んでいる。
自治会		地域住民が住み良いまちづくりや課題解決のために協力し合う、民主的な自治組織として活動している。

（３）所有者

名 称	概 要
所有者	文化財の適切な管理や文化財の公開や活用への協力を行う。

（４）市民

名 称	概 要
市民	文化財の保存・活用に関する取組への参加、活動への協力を行う。

2 今後の取組

(1) 地域計画に定める事業の推進

地域計画に定める事業の推進に当たり、大田原市産業文化部文化振興課が事務局となり、引き続き大田原市文化財保存活用地域計画協議会及び庁内検討部会を組織、運営して、事業の進行管理を行っていく。

協議会の委員は、必要に応じて新たな団体を参画させることも検討する。

(2) 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画の措置を円滑に実施し、効果を発揮させるために、進行管理を的確に行う必要がある。進行の過程においては、PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもとに、計画的に事業を実施し、達成状況や課題などの把握・評価を行う。その結果は、毎年度大田原市文化財保存活用地域計画協議会へ報告するものとする。

また、計画期間の最終年度となる令和 12（2030）年度においては、地域計画の内容の見直し作業を行い、自己評価と大田原市文化財保存活用地域計画協議会における指導・助言を踏まえて次期地域計画を作成し、文化庁長官への認定申請手続きを改めて行うものとする。

併せて、令和 12（2030）年度に予定されている次期総合計画の改定作業にもその内容を反映させるものとする。

付載 計画作成の実施体制と経過

(1) 実施体制

第2期計画の作成にあたって、大田原市産業文化部文化振興課が事務局となり、大田原市文化財保存活用地域計画協議会を組織し、計画案の検討を行った。

＜大田原市文化財保存活用地域計画協議会＞※令和8年3月現在

会長	海老原郁雄	元栃木県考古学会会長
副会長	大沼 美雄	大田原市文化財保護審議会会長
	伊藤 克夫	宗教法人笠石神社代表役員
	蓮實 淳夫	大田原市文化協会連絡協議会会長
	刑部 節	大田原理科クラブ事務局長
	上野 修一	大田原市文化振興課指導監
	木村 康夫	元大田原市史編さん専門員
	新井 敦史	大田原市黒羽芭蕉の館学芸員
	吉岡 博美	大田原市商工団体連絡協議会会長
	越沼 哲士	大田原市観光協会会長
	平久江徳昭	大田原市区長連絡協議会会長
	赤羽久美子	栃木県文化振興課長
	石崎 浩	栃木県大田原土木事務所長
	大谷 義夫	栃木県那須農業振興事務所長
	齋藤 勝芳	大田原市産業文化部長

また、文化財の保存・活用に関連する施策や事業について、関連各課との調整、内容の検討のため、庁内検討部会を置いた。

＜大田原市文化財保存活用地域計画庁内検討部会＞

部会長	産業文化部長
副部会長	産業文化部文化振興課長
	総合政策部政策推進課政策企画係長
	市民生活部生活環境課環境保全係長
	産業文化部農政課農政係長
	産業文化部農林整備課農村整備係長
	産業文化部商工観光課観光交流係長
	建設水道部道路課道路係長
	建設水道部都市計画課都市計画係長

(2) 経過

計画案作成のために開催した会議等のスケジュールと概要を以下に示す。

会議等		開催概要
令和7年8月6日	第1回庁内検討部会	文化財保存活用地域計画（案）の方向性、 文化財保存活用地域計画（案）内容確認（書面開催）
令和7年11月10日	第2回庁内検討部会	文化財保存活用地域計画（案）の内容確認（書面開催）
令和7年11月20日	第1回協議会	文化財保存活用地域計画（案）の内容確認
令和7年12月10日～ 令和8年1月9日	パブリックコメント	市民の意見の反映
令和8年2月13日	第2回協議会	文化財保存活用地域計画（案）の承認（書面開催）
令和8年2月25日	文化財保護審議会	文化財保存活用地域計画（案）の承認

第2期大田原市文化財保存活用地域計画

令和8年7月 発行

編集発行：大田原市産業文化部文化振興課
〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

印刷：(株)近代工房
〒324-0036 栃木県大田原市下石上1603番地